

情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況

平成 24 年 度

枚 方 市

目 次

I. 情報公開制度の運用状況	
1. 情報公開の請求	1
(1) 処理状況	1
(2) 実施機関別請求状況	1
(3) 部分公開、非公開の適用条項	3
(4) 請求者の内訳	3
(5) 実施の方法	4
2. 情報公開の申出（任意的な公開）	4
(1) 処理状況	4
(2) 実施機関別申出状況	5
(3) 実施の方法	6
II. 個人情報保護制度の運用状況	
1. 自己情報開示等の請求	7
(1) 処理状況	7
(2) 実施機関別請求状況	7
(3) 部分開示、非開示の適用条項	8
(4) 実施の方法	9
2. 個人情報ファイル	9
(1) 届出状況	9
3. 個人情報の目的外利用	10
(1) 条例第9条第1項第5号の規定による目的外利用の状況	10
III. 情報公開・個人情報保護審議会	
1. 審議会委員	21
(1) 審議会委員	21
2. 審議会開催状況	22
(1) 開催日及び諮問案件	22
IV. 情報公開・個人情報保護審査会	
1. 審査会委員	25
(1) 審査会委員	25
2. 諮問された不服申立ての処理状況	25
(1) 処理状況	25
3. 審査会開催状況	26
(1) 開催状況及び諮問案件	26

V. 資料

1. 情報公開の請求の内容等	29
2. 情報公開の申出の内容等	46
3. 自己情報開示等の請求の内容等	60
4. 審議会への諮問及び答申の内容等	68
5. 審査会答申	110
6. 条例及び施行規則	116
枚方市情報公開条例	116
枚方市情報公開条例施行規則（様式省略）	122
枚方市個人情報保護条例	124
枚方市個人情報保護条例施行規則（様式省略）	133
枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例	137
枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則	138
枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例	139
枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則	140
枚方市附属機関条例（一部抜粋）	141

I . 情報公開制度の運用状況

I. 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開の請求

(1) 処理状況

平成24年度の情報公開請求は、94件ありました。

情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が46件、部分公開が35件、非公開が1件、公文書不存在が11件、取下げが1件で、公開率は98.8%でした。

表1 情報公開請求処理状況

区 分	平成24年度	平成23年度	
請 求 者 数	85人	50人	
請 求 件 数	94件	62件	
処 理 状 況	全 部 公 開	46件	28件
	部 分 公 開	35件	23件
	非 公 開	1件	—件
	不 存 在	11件	10件
	取 下 げ	1件	1件
	却 下	—件	—件
公 開 率	98.8%	100%	
不 服 申 立 て	1件	1件	

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが67件（土木部14件、財務部13件など）、教育委員会に対するものが11件（学校教育部8件、管理部3件）、上下水道事業管理者に対するものが10件、病院事業管理者に対するものが2件、議会に対するものが1件でした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実施機関名		請求件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市	行政改革部	—	—	—	—	—	—	—
	政策企画部	3	—	3	—	—	—	—
	市民安全部	7	2	4	—	1	—	—
	総務部	4	2	2	—	—	—	—
	財務部	13	8	1	—	3	1	—
	地域振興部	3	2	1	—	—	—	—
	健康部	2	1	1	—	—	—	—
	福祉部	4	3	1	—	—	—	—
	子ども青少年部	4	3	1	—	—	—	—
	環境保全部	2	—	1	—	1	—	—
	環境事業部	2	—	2	—	—	—	—
	都市整備部	7	6	1	—	—	—	—
	土木部	14	3	7	—	4	—	—
	公共施設部	2	—	2	—	—	—	—
	会計課	—	—	—	—	—	—	—
	市議会事務局	—	—	—	—	—	—	—
	選挙管理委員会事務局	—	—	—	—	—	—	—
教育委員会事務局	—	—	—	—	—	—	—	
小計	67	30	27	—	9	1	—	
教員委員会	管理部	3	2	1	—	—	—	—
	学校教育部	8	5	2	—	1	—	—
	社会教育部	—	—	—	—	—	—	—
小計	11	7	3	—	1	—	—	
選挙管理委員会	1	1	—	—	—	—	—	
公平委員会	—	—	—	—	—	—	—	
監査委員	1	—	1	—	—	—	—	
農業委員会	—	—	—	—	—	—	—	
固定資産評価審査委員会	1	—	—	—	1	—	—	
上下水道事業管理者	水道部	2	—	2	—	—	—	—
	下水道部	8	6	2	—	—	—	—
小計	10	6	4	—	—	—	—	
病院事業管理者	2	1	—	1	—	—	—	
議会	1	1	—	—	—	—	—	
合計	94	46	35	1	11	1	—	

(3) 部分公開、非公開の適用条項

部分公開及び非公開と決定したものについて、非公開部分の理由として適用した条項の内訳は、条例第6条第1号の個人に関する情報が23件、同条第3号の法人等に関する情報が17件、同条第7号の事務事業執行過程情報が11件、同条第6号の意思形成過程情報が1件、同条第8号の公共の安全と秩序の維持に関する情報が1件でした。

表3 部分公開、非公開の適用条項 (単位:件)

区 分		平成24年度	平成23年度
請 求 件 数		94	62
部 分 公 開 及 び 非 公 開 件 数		36	23
条例第6条第1号	個人に関する情報	23	9
第2号	法令秘情報	—	—
第3号	法人等に関する情報	17	5
第4号	国等との協力関係情報	—	—
第5号	任意提供情報	—	—
第6号	意思形成過程情報	1	3
第7号	事務事業執行過程情報	11	7
第8号	公共の安全と秩序の維持に関する情報	1	2

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求者の内訳は、市内に住所を有する者が57人、市内の事務所又は事業所に勤務する者が21人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が6人、市税の納税義務を有する者が1名でした。

表4 請求者の内訳 (単位:人)

区 分	平成24年度	平成23年度
市内に住所を有する者	57	42
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	6	1
市内の事務所又は事業所に勤務する者	21	7
市内の学校に在学する者	—	—
市税の納税義務を有する者	1	—
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	—	—
合 計	85	50

(5) 実施の方法

公開及び部分公開と決定したものの公開方法は、閲覧のみが3件、閲覧及び写しの交付が5件、写しの交付のみが72件でした。

なお、情報公開請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表5 実施の方法

区 分	平成24年度	平成23年度
閲覧のみ	3件	1件
閲覧及び写しの交付	5件	7件
写しの交付のみ	72件	44件

(注) 請求者の都合による未実施が、平成24年度に1件あります。

2. 情報公開の申出 (任意的な公開)

(1) 処理状況

平成24年度の情報公開申出は、72件ありました。

情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が50件、部分公開が20件、取下げが1件、却下が1件で、公開率は100%でした。

表6 情報公開申出処理状況

区 分	平成24年度	平成23年度	
申出者数	36人	47人	
申出件数	72件	59件	
処 理 状 況	全部公開	50件	35件
	部分公開	20件	19件
	非公開	1件	1件
	不存在	1件	1件
	取下げ	1件	3件
	却下	1件	1件
公開率	100%	98.2%	

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが59件、教育委員会に対するものが5件、上下水道事業管理者に対するものが8件でした。

表7 実施機関別申出件数

(単位:件)

実施機関名		申出件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市	政策企画部	1	1	—	—	—	—	—
	市民安全部	2	2	—	—	—	—	—
	財務部	8	8	—	—	—	—	—
	健康部	1	1	—	—	—	—	—
	福祉部	1	—	1	—	—	—	—
	子ども青少年部	4	4	—	—	—	—	—
	環境保全部	10	7	2	—	—	1	—
	環境事業部	2	—	2	—	—	—	—
	都市整備部	24	22	1	—	—	—	1
	土木部	1	—	1	—	—	—	—
公共施設部	5	1	4	—	—	—	—	
小 計		59	46	11	—	—	1	1
教 員 会 育	管理部	1	1	—	—	—	—	—
	学校教育部	2	1	1	—	—	—	—
	社会教育部	2	2	—	—	—	—	—
小 計		5	4	1	—	—	—	—
業 管 理 者	水道部	4	—	4	—	—	—	—
	下水道部	4	—	4	—	—	—	—
小 計		8	—	8	—	—	—	—
合 計		72	50	20	—	—	1	1

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 実施の方法

公開及び部分公開と回答したものの公開方法は、写しの交付のみが70件でした。

なお、情報公開申出の場合、手数料として1件300円を徴収しています。また、写しの交付に係る費用については、申出者の負担となります。

表8 実施の方法

区 分	平成24年度	平成23年度
閲 覧 の み	一件	一件
閲覧及び写しの交付	一件	3件
写しの交付のみ	70件	51件

Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況

II. 個人情報保護制度の運用状況

1. 自己情報開示等の請求

(1) 処理状況

平成24年度の自己情報開示等請求は53件あり、すべて開示請求で、訂正、削除及び目的外利用等中止の請求はありませんでした。

自己情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が35件、部分開示が9件、不存在が8件、取下げが1件で、開示率は100%でした。

表9 自己情報開示等請求処理状況

区 分		平成24年度	平成23年度
		自己情報開示請求	自己情報開示請求
請 求 者 数		34人	21人
請 求 件 数		53件	21件
処 理 状 況	全 部 開 示	35件	11件
	部 分 開 示	9件	8件
	非 開 示	1件	1件
	不 存 在	8件	2件
	取 下 げ	1件	1件
	却 下	1件	1件
開 示 率		100%	100%
不 服 申 立 て		1件	1件

(注)1 自己情報訂正請求、自己情報削除請求及び自己情報目的外利用等中止請求の欄は省略しています。

(注)2 開示率=(全部開示件数+部分開示件数)÷(請求件数-取下げ等)×100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが35件（福祉部15件、財務部7件など）、固定資産評価審査委員会に対するものが14件、教育委員会に対するものが1件、病院事業管理者に対するものが3件、固定資産評価審査委員会に対するものが14件でした。

表 1 0 実施機関別請求件数

(単位:件)

		請求件数	処 理 状 況					
			全部開示	部分開示	非開示	不 存 在	取 下 げ	却 下
市 長	政 策 企 画 部	1	1	—	—	—	—	—
	市 民 安 全 部	6	2	4	—	—	—	—
	総 務 部	1	1	—	—	—	—	—
	財 務 部	7	7	—	—	—	—	—
	健 康 部	1	—	1	—	—	—	—
	福 祉 部	15	9	3	—	2	1	—
	子 ども 青 少 年 部	2	1	1	—	—	—	—
	環 境 事 業 部	1	1	—	—	—	—	—
	土 木 部	1	1	—	—	—	—	—
	小 計		35	23	9	—	2	1
委員 会	学 校 教 育 部	1	—	—	—	1	—	—
病 院 事 業 管 理 者		3	2	—	—	1	—	—
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		14	10	—	—	4	—	—
合 計		53	35	9	—	8	1	—

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 部分開示、非開示の適用条項

部分開示及び非開示と決定したものについて、非開示部分の理由として適用した条項の内訳は、条例第16条第2項第4号の本人以外のものに関する情報が8件、同項第3号の事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が1件でした。

表 1 1 部分開示、非開示の適用条項

(単位:件)

区 分		平成24年度	平成23年度
請 求 件 数		53	21
部 分 開 示 及 び 非 開 示 件 数		9	8
条例第16条第2項第1号	法令等の規定によるもの	—	—
第2号	個人の評価、判定、診断等に関する情報	—	3
第3号	事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報	1	2
第4号	本人以外のものに関する情報	8	7
第5号	審議会の意見を聴いたもの	—	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 実施の方法

開示及び部分開示と決定したものの開示方法は、閲覧及び写しの交付が9件、写しの交付のみが35件でした。

なお、自己情報開示請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表12 実施の方法

区 分	平成24年度	平成23年度
閲 覧 の み	一件	一件
閲覧及び写しの交付	9件	1件
写しの交付のみ	35件	17件

(注) 請求者の都合による未実施が、平成24年度に1件あります。

2. 個人情報ファイル

(1) 届出状況

各実施機関が作成した個人情報ファイルは、平成25年3月31日現在、1056件あります。

実施機関別の届出状況は、市長が789件（福祉部185件、健康部144件、市民安全部125件、財務部99件など）、教育委員会が117件（学校教育部100件、社会教育部14件など）、選挙管理委員会が9件、農業委員会が13件、上下水道事業管理者が72件、病院事業管理者が55件、議会が1件です。

表 1 3 実施機関別届出件数

(平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在、単位：件)

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名	届 出 件 数
(1)	行 政 改 革 部	1	(3) 選 挙 管 理 委 員 会	9
	市 民 安 全 部	1 2 5	(4) 公 平 委 員 会	—
	政 策 企 画 部	1 3	(5) 監 査 委 員	—
	総 務 部	4	(6) 農 業 委 員 会	1 3
	財 務 部	9 9	(7) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	—
	地 域 振 興 部	2 4	(8) 水 道 部 管 理 者 上 下 水	1 2
	健 康 部	1 4 4		下 水 道 部
	福 祉 部	1 8 5	小 計	7 2
	子 ども 青 少 年 部	5 2	(9) 病 院 事 業 管 理 者	5 5
	環 境 保 全 部	2 9	(10) 議 会	1
	環 境 事 業 部	1 1	(1) ~ (10) の 合 計	1 0 5 6
	都 市 整 備 部	8 7		
	土 木 部	1 5		
	公 共 施 設 部	—		
会 計 課	—			
小 計	7 8 9			
(2) 教 育 委 員 会	管 理 部	3		
	学 校 教 育 部	1 0 0		
	社 会 教 育 部	1 4		
	小 計	1 1 7		

3. 個人情報 目的外利用

(1) 条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定による目的外利用の状況

条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定により個人情報の目的外利用をしたのは 7 1 件で、実施機関内（市長及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

<参考> 個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号

正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

表1-4 目的外利用の状況

No	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用方法	利用を認められた期間
1	企画課	広報課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	施策アンケートの対象者のうち、点字・録音が必要なる人を確認するため	文書	平成24年6月18日から 平成24年7月31日まで
2	市民税課	市民課	(1)戸籍謄本 (2)除籍謄本 (3)外国人登録世帯台帳 (4)外国人登録見出し簿 (5)外国人登録原票 (6)住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先住所	納税義務者の相続人の確定及び納税義務者の住所確認のため	電算処理	随時
3	市民税課	津田支所	(1)戸籍謄本 (2)除籍謄本 (3) (住民基本台帳)	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先住所	納税義務者の相続人の確定及び納税義務者の住所確認のため	電算処理	随時
4	市民税課	香里ヶ丘支所	(1)戸籍謄本 (2)除籍謄本 (3) (住民基本台帳)	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先住所	納税義務者の相続人の確定及び納税義務者の住所確認のため	電算処理	随時
5	市民税課	北部支所	(1)戸籍謄本 (2)除籍謄本 (3) (住民基本台帳)	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先住所	納税義務者の相続人の確定及び納税義務者の住所確認のため	電算処理	随時
6	市民税課	国民健康保険課	(1)国保資格(個人・世帯)マスターファイル (2)国保収納マスターファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、世帯主氏名、申告日、各種収入金額、各種所得金額、番号	個人市民税の適正な賦課決定のため	電算処理	平成24年9月4日から 平成24年9月18日まで
7	市民税課	国民健康保険課	(1)国保資格(個人・世帯)マスターファイル (2)国保収納マスターファイル	記号番号、宛名コード、保険料賦課額、保険料納付額、高額療養費償還額	個人市民税の適正な賦課決定のため	電算処理	平成25年1月15日から 平成25年1月31日まで
8	市民税課	後期高齢者医療課	後期高齢者医療保険料納付管理ファイル	宛名コード、保険料納付額	個人市民税の適正な賦課決定のため	電算処理	平成25年1月15日から 平成25年1月31日まで
9	市民税課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、方書、個人番号、世帯番号、世帯構成員番号、地区、担当者、保護の開始・停止・停止解除・廃止年月日、基準日、処理日、扶助費	個人市民税の減免対象者を正確かつ迅速に把握するため	電算処理	平成25年1月15日から 平成25年1月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を守る課名	利用を認めた個人情報の名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
10	市民税課	高齢社会室	介護保険料納付管理ファイル	宛名コード、保険料納付額	個人市民税の適正な賦課決定のため	電算処理	平成25年1月15日から 平成25年1月31日まで
11	市民税課	開発調整課	建築確認申請受付交付カード	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積	事業所税の適正な賦課決定のため	文書	平成24年8月22日から 平成25年3月31日まで
12	資産税課	市民課	(1)戸籍謄本 (2)除籍謄本 (3)改正原戸籍謄本 (4)戸籍附票 (5) (住民基本台帳)	氏名、続柄、本籍、住所、死亡年月日	固定資産税納税義務者の死亡に係る相続人の調査のため	文書	随時
13	資産税課	都市整備推進室	長期優良住宅建築等計画認定台帳	申請者の住所・氏名、申請地の地名・地番、建物の床面積・構造、工事完了予定日、事前協議番号	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	平成24年4月13日から 平成25年3月31日まで
14	資産税課	開発調整課	建築確認申請受付交付カード	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積、認定番号、申請年月日、建物の階数、平面図、立面図	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
15	資産税課	開発調整課	建築計画概要書	建築主の氏名、申請地の地名・地番、確認番号、確認日、完了検査日	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	電算処理	随時
16	農政課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	氏名、住所、方書、宛名コード、土地物件番号、町丁コード、本番、枝番符号1、枝番、未番、分合、市街化区分、地目、地積	生産調整事務に係る水田所在確認のため	閲覧	平成25年1月31日から 平成25年3月31日まで
17	里山振興課	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、固定資産評価額	財産区財産の参考評価額及び隣接地の調査のため	閲覧	平成24年4月27日から 平成25年3月31日まで
18	国民健康保険課	市民税課	(1)個人基本ファイル (2)事業所基本ファイル (3)世帯員一覧ファイル (4)課税台帳ファイル (5)資料ファイル (6)給与支払報告書綴 (7)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、性別、個人番号、徴収区分、更正理由、収入・所得情報、控除情報、繰越純損、繰越雑損、専従者情報	国民健康保険料の適正な賦課決定のため	閲覧	随時

NO	目的外利用をした課名	個人情報保管する課名	利用を認めた個人情報の名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利 用 を 認 め た 方 法	利用を認めた期間
19	国民健康保険課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	個人番号、保護の開始・廃止年月日	国民健康保険被保険者資格を適正に管理するため	電算処理	随 時
20	後期高齢者医療医	市 民 課	(1)外国人登録見出帳 (2)外国人登録世帯台帳 (3)外国人登録除世帯台帳 (4)外国人登録原簿綴 (5)外国人登録原簿閉鎖綴 (6)外国人登録原簿書換綴	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、国籍、現住所、転出先・転入前住所、世帯主、個人番号、在留資格・期間、各異動年月日	後期高齢者医療被保険者資格を適正に管理するため	電算処理	平成24年4月1日から 平成24年7月8日まで
21	後期高齢者医療医	市 民 税 課	(1)個人基本ファイル (2)世帯員一覧ファイル (3)課税台帳ファイル (4)資料ファイル (5)給与支払報告書綴 (6)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、所得の額・種類、控除額、市民税賦課額	後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合判定、高額医療費の算定及び保険料の賦課のため	電算処理	随 時
22	後期高齢者医療医	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、ケース番号、保護の開始・廃止・停止・再開年月日	後期高齢者医療被保険者の適用除外判定のため	電算処理	随 時
23	後期高齢者医療医	高齢社会室	介護保険料納付管理ファイル	宛名コード、保険料納付額	後期高齢者医療保険料の適正な賦課決定のため	電算処理	随 時
24	年金児童手当課	市 民 課	外国人登録原簿ファイル	氏名、通称名、生年月日、国籍、居住地、方書、転出先・転入前住所、個人番号、世帯番号、外国人登録番号、性別コード、続柄コード、住民となった年月日、住民届出日、移転日、移転届出日、転出日、転出届出日、取消事由コード、取消日、異動届出日、在留資格異動日、異動届出日、在留期間コード、在留期間	外国人の児童手当及び子ども手当受給資格審査、国民年金第1号被保険者資格取得審査並びに国民年金加入勸奨のため	電算処理	平成24年4月1日から 平成24年7月8日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
25	年金児童手当課	市民課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、国籍、居住地、方書、転出先・転入前住所、個人番号、世帯番号、性別コード、続柄コード、住民となった年月日、住民届出日、移転日、移転届出日、転出届出日、取消事由コード、異動事由コード、異動日、異動届出日、在留資格コード、住基法30条の45の区分、在留期間	外国人の児童手当及び子ども手当受給資格審査、国民年金第1号被保険者資格取得審査並びに国民年金加入勸奨のため	電算処理	平成24年7月9日から 平成25年3月31日まで
26	年金児童手当課	国民健康保険課	国保資格（個人・世帯）マスターファイル	氏名、保険の加入・脱退年月日、保険の加入・脱退理由	国民年金第1号被保険者資格の確認のため	閲覧	随時
27	年金児童手当課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	氏名、保護の開始・廃止年月日、扶助種別	国民年金法第89条第2号による法定免除の適用のため	文書	随時
28	保健センター	広報課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	保健センターだより等の行政情報 の点字版・音訳版を送付するため	文書	随時
29	保健センター	市民課	(1)外国人登録原票 (2)住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、住所、個人番号、世帯番号、異動事由、異動年月日	予防接種、健康診査、母子保健等の事業の対象者確認のため	閲覧	随時
30	保健センター	市民課	(1)外国人登録原票 (2)住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、住所、住民となった日、異動日、異動事由、異動年月日、消除日、処理日	がん検診推進事業用がん検診台帳を整備し、検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するため	文書	随時
31	保健センター	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、世帯番号、世帯構成員番号、地区、担当者	生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の検診の予約及びフォローを円滑に実施するため	文書	随時
32	保健センター	高齢社会室	介護保険要介護（支援）認定申請書	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、認定申請日、前回認定結果	介護予防や高齢者虐待防止等の観点から広く対象者を把握し、訪問活動を行うため	文書	随時
33	保健センター	子育て支援室	保育児童台帳	氏名、生年月日、住所、在籍状況	乳幼児健診未受診児の実態把握のため	文書	随時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を守る課名	利用を認めた個人情報の名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用方法を認めた方法	利用を認めた期間
34	高齢社会室	市民課	(1)外国人登録見出帳 (2)外国人登録世帯台帳 (3)外国人登録除世帯台帳 (4)外国人登録原票綴 (5)外国人登録原票閉鎖綴 (6)外国人登録原票書換綴	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転入前・転出先住所、世帯主、個人番号、在留資格・期間、各異動年月日	外国人の介護保険被保険者資格の把握、保険料の賦課及び給付に係る処理のため	電算処理	平成24年4月1日から 平成24年7月8日まで
35	高齢社会室	市民課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転入前・転出先住所、世帯主、個人番号、在留資格・期間、各異動年月日	外国人の介護保険被保険者資格の把握、保険料の賦課及び給付に係る処理のため	電算処理	平成24年7月9日から 平成25年3月31日まで
36	高齢社会室	市民課	(1)外国人登録見出帳 (2)外国人登録世帯台帳 (3)外国人登録除世帯台帳 (4)外国人登録原票綴 (5)外国人登録原票閉鎖綴 (6)外国人登録原票書換綴	氏名、生年月日、性別、続柄、住所、世帯主、在留資格・期間	外国人の高齢者施策業務対象者の資格判定のため	電算処理	平成24年4月1日から 平成24年7月8日まで
37	高齢社会室	市民課	住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、続柄、住所、世帯主、在留資格・期間	外国人の高齢者施策業務対象者の資格判定のため	電算処理	平成24年7月9日から 平成25年3月31日まで
38	高齢社会室	市民税課	(1)個人基本プロフィール (2)事業所基本プロフィール (3)世帯員一覧プロフィール (4)課税台帳プロフィール (5)資料プロフィール (6)給与支払報告書綴 (7)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、住所、扶養主、個人番号、台帳番号、収入・所得情報、控除額、非課税理由、資料区分、差引所得割額、均等割額、異動年月日・理由	介護保険料の賦課及び介護サービス給付費判定のため	電算処理	随 時
39	高齢社会室	国民健康保険課	(1)国保資格（個人・世帯）マスタープロフィール (2)国保収納マスターファイル	氏名、生年月日、続柄、住所、資格異動の記録、収入状況、保険料賦課・納付額、納付の記録	介護保険第2号被保険者の資格及び賦課状況を把握するため	電算処理	随 時
40	高齢社会室	年金児童手当課	老齢福祉年金受給者名簿	氏名、生年月日、住所、証書番号、支給状況	介護保険料の適正な賦課決定のため	電算処理	随 時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報の名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用方法を認めた方法	利用を認めた期間
41	高齢社会室	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人支援給付システムファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、世帯番号、世帯員番号、保護開始・廃止・停止・停止解除日、介護保険料賦課額、地区名、担当者名	介護保険料の算出、介護保険利用者への負担軽減、介護保険適用除外施設入所者の管理及び被保険者の代理納付処理を行うため	電算処理	随時
42	高齢社会室	障害福祉室	支援費契約内容報告書綴	氏名、住所、性別、生年月日、入退所した施設・年月日	介護保険が適用除外となる施設入所者の管理のため	電算処理	随時
43	放課後児童課	市民課	(1)外国人登録原票 (2)住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日	留守家庭児童会室への入室資格の確認のため	電算処理	随時
44	子育て支援室	市民課	(1)住民基本台帳 (2)外国人登録原票	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、本名、通称名、個人番号、世帯番号、町名コード、異動事由、異動年月日、届出権月日	保育所体験事業、枚方版ブックスタート事業及び乳児家庭全戸訪問事業の対象者への事業参加通知	電算処理	随時
45	環境衛生課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住所(納税通知書送付先)、地番、家屋番号	空地及び空き家の管理指導を行うため	閲覧	平成24年4月10日から 平成25年3月31日まで
46	環境公害課	建築安全課	(1)建設リサイクル法届出綴 (2)建設リサイクル法受付台帳	届出者の氏名・住所・連絡先、工事場所、工事の着手(完了)予定日、解体建築物の構造・用途・階数・床面積、アスベスト届出の状況	解体工事等における石綿物の飛散防止施策の実施のため	電算処理	平成25年1月9日から 平成25年3月31日まで
47	淀川衛生事業所	市民課	外国人登録台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先・転入前住所、世帯主、住民となつた年月日、住民届出日、異動日、事由、在留資格、勤務先名、勤務先住所、在留期間	し尿処理手数料の徴収のため	閲覧	平成24年4月1日から 平成24年7月8日まで
48	淀川衛生事業所	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者(管理者)の氏名・住所	し尿処理手数料の適正な滞納整理のため	閲覧	随時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を守る課名	利用を認めた個人情報の名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利 用 を 認 め た 方 法	利用を認めた期間
49	淀川衛生事業所	上下水道局 お客センター	使用者マスターファイル	転出（転居）先住所	し尿処理手数料の徴収のため	文 書	随 時
50	都市計画課	資 産 税 課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地（家屋）所有者（納税義務者）の住所・氏名、所在地番、地目、地積、都市計画道路補正の適用の有無と補正率、家屋番号、構造、床面積	都市計画の変更予定地内物件の把握とその地権者に対する案内文送付に利用するため	電算処理	平成24年7月26日から 平成25年3月31日まで
51	都市整備推進室	資 産 税 課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	納税義務者の氏名・住所	枚方市歴史的景観の保全等に係る助成金制度の告知のため	文 書	平成24年4月17日から 平成25年3月31日まで
52	建築安全課	市 民 課	(1)戸籍謄抄本 (2)除籍謄抄本 (3)（住民基本台帳）	氏名、現住所、転出先住所	違反物件に対する是正指導及び苦情・相談処理に対する行政指導に係る対象物件並びに事情聴取等に伴う関係物件の所有者の住所確認のため	電算処理	平成24年4月19日から 平成25年3月31日まで
53	建築安全課	資 産 税 課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地（家屋）所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、家屋番号、構造、床面積、建築年次、家屋の種類・用途	違反物件に対する是正指導及び苦情・相談処理に対する行政指導に係る対象物件並びに事情聴取等に伴う関係物件の所有者の住所確認及び保全工事の検討のため	電算処理	平成24年4月17日から 平成25年3月31日まで
54	建築安全課	資 産 税 課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、構造、床面積、建築年次、家屋の種類・構造	特殊建築物等定期報告業務に伴う対象物件の把握及び当該物件所有者（管理者）の確認並びに住宅・建築物耐震化促進業務に利用するため	文 書	平成24年4月17日から 平成25年3月31日まで
55	建築安全課	資 産 税 課	家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所・郵便番号	建築基準法第12条第5項に基づく調査の対象となる建築物の所有者を把握するため	電算処理	平成25年2月28日から 平成25年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を守る課名	利用を認めた個人情報の名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用方法を認めた方法	利用を認めた期間
56	建築安全課	資産税課	家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所	アスベスト等に関する調査、フロアマップ調査及び再調査の対象となる建築物の所有者を把握するため	文書	平成25年2月6日から 平成25年3月31日まで
57	建築安全課	上下水道局 お客センター	使用者マスターファイル	水道使用者の氏名・住所・電話番号等・使用状況、水道料金等請求先の氏名・住所・電話番号等	苦情・相談対応において、行政指導や事情聴取の対象となる物件の所有者の住所調査のため	文書	平成24年12月17日から 平成25年3月29日まで
58	土木総務課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	納税義務者の氏名・住所、地番、地目、地積、家屋番号、構造、床面積	新名神高速道路の事業用地内の地権者との連絡のため	文書	平成24年9月7日から 平成25年3月31日まで
59	道路管理課	市民税課	軽自動車課税台帳	軽自動車課税者の住所・氏名	市道管理に必要なため	閲覧	随時
60	道路管理課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住所、納税通知書の送付先	市道管理に必要なため	閲覧	随時
61	給水管理課	上下水道局 お客センター	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル (3)調定マスターファイル	使用者氏名・住所、電話番号、水栓番号(A・B)、業種、メータ番号・口径、訂正水量、調定年月、地区番号	枚方市水道施設情報管理システムにデータをとり込み、各種業務(断水情報、水理解析、管網計算等)に利用するため	電算処理	随時
62	給水管理課	上下水道局 お客センター	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル	使用者氏名・住所、水栓番号(A・B)、メータ番号・口径	マッピング基図を修正するため	閲覧	随時
63	水道工務課	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積	私道所有者に対する承諾書郵送先確認のため	文書	随時
64	上下水道局 お客センター	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)土地評価参考図	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積	都市計画法第75条第1項に基づく下水道事業受益者に対する負担金賦課のため	閲覧	随時
65	下水道整備室	資産税課	土地課税台帳	納税義務者の氏名・住所、地番、地目、地積	私道所有者に対する確認書及び承諾書郵送先確認のため	文書	平成24年5月31日から 平成25年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認められた方法	利用を認められた期間
66	下水道整備室	資産税課	土地課税台帳	課税地目	下水道整備に伴う地権者との協議のため	文書	平成25年2月21日から 平成25年3月31日まで
67	下水道整備室	資産税課	土地課税台帳	土地評価額、地積	下水道整備に伴う借地契約金額算定のため	文書	平成24年9月27日から 平成25年3月31日まで
68	下水道整備室	給水管理課	給水管（私有管）の給水装置工事申込書	給水管（私有管）の布設申込図面	下水道布設工事に伴い支障となる私設管の所有者確認のため	文書	平成24年7月2日から 平成25年3月31日まで
69	学務課	市民課	住民基本台帳	戸籍筆頭者氏名	学齢簿の作成並びに就学時健康診断通知及び就学通知の郵送に利用するため	閲覧	随時
70	教育相談課	子育て支援室	(1)保育所入所申込書 (2)保育児童台帳	特別な配慮を要する幼児の氏名・性別・生年月日・住所・保護者氏名・保育所名	就学指導	文書	平成24年5月7日から 平成24年7月31日まで
71	社会教育課	市民課	(1)外国人登録世帯台帳 (2)外国人登録見出し簿 (3)外国人登録原票 (4)住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別	枚方市成人祭事業に伴う住所確認・アンケート発送のため	電算処理	平成24年4月1日から 平成24年7月8日まで
72	選挙管理委員会事務局	市民課	住民基本台帳	DV等被害に係る支援対象者の氏名・生年月日・性別・住所・個人番号	閲覧に供する選挙人名簿抄本からDV等被害に係る支援対象者を除外するため。	文書	平成24年11月26日から 平成25年3月31日まで
73	農業委員会事務局	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	納税義務者の氏名・生年月日・性別・続柄・住所、世帯、共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価額情報（地目・地積）、登記情報	農地情報管理システム運用に係る固定データ確認のため	電算処理	平成24年4月10日から 平成25年3月31日まで

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員

(1) 審議会委員

審議会は、13人の市民及び学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成24年9月以降は、枚方市附属機関条例）の規定により「枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べるすることができます。

表15 審議会委員名簿

(平成25年3月31日現在)

役職	氏名	推薦団体・役職等
会長	深海 悟	大阪工業大学教授
副会長	道上 達也	弁護士
委員	榮楽 周子	社団法人枚方市医師会
委員	岡本 カツミ	枚方・交野地区更生保護女性会
委員	奥 正嗣	大阪国際大学教授
委員	小原 寿三	枚方市コミュニティ連絡協議会
委員	坂口 孝司	枚方市青少年育成指導員連絡協議会
委員	谷本 和子	関西外国語大学教授
委員	富田 朝己	枚方市民生委員児童委員協議会
委員	田代 志保	枚方市PTA協議会
委員	畑山 満則	京都大学防災研究所准教授
委員	林 文子	枚方地区人権擁護委員会
委員	山下 安則	北大阪商工会議所

2. 審議会開催状況

(1) 開催日及び諮問案件

平成24年度の審議会は、以下のとおり4回開催されました。

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成24年5月29日（火）

諮問事項

第370号 公園台帳等の電子化に係る個人情報の電算処理について

第371号 「法律相談」受付に係る個人情報の電算処理について

第372号 地域支援事業における個人情報の収集等の一般的制限の特例の対象項目の追加について

第373号 地域支援事業において本人以外から収集する個人情報の項目の追加について

第374号 地域包括支援センター管理業務システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について

第375号 地域包括支援センターとの通信回線の結合による地域支援事業に係る個人情報の伝送項目の追加について

第376号 屋外広告物の許可事務及び措置命令等の事務に係る個人情報の電算処理について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成24年8月10日（金）

諮問事項

第377号 コンビニエンスストアにおける料金収納業務に係る個人情報の電算処理について

第378号 コンビニエンスストアにおける料金収納業務に係る電子計算組織の通信回線による結合について

第379号 介護保険・障害福祉サービス事業者等管理システムに係る個人情報の電算処理について

第380号 住宅用太陽光発電システム導入促進事業管理事務における個人情報の電算処理について

第381号 水道料金還付金等の支払事務における電子計算組織の通信回線による結合について

報告事項

報告第1号 枚方市個人情報保護条例第9条第1項第5号による目的外利用について

報告第2号 個人情報ファイルについて

その他

本市の施設等における防犯カメラの設置状況について
街頭における防犯カメラの設置状況について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成24年11月13日(火)

諮問事項

- 第382号 各種がん検診事業に係る個人情報の外部提供について
- 第383号 財団法人枚方市公園緑化協会の解散に伴う引継ぎ事業に係る個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第384号 財団法人枚方市公園緑化協会の解散に伴う引継ぎ事業に係る個人情報の電算処理について
- 第385号 公園みどり課が所管する事務・事業に係る個人情報の電算処理について
- 第386号 資源ごみ等の持ち去り行為の規制事務における個人情報の収集等の一般的制限の特例について
- 第387号 資源ごみ等の持ち去り行為の規制事務における個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第388号 資源ごみ等の持ち去り行為の規制事務における電算処理について
- 第389号 公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の収集等の一般的制限の特例について
- 第390号 公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第391号 公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の外部提供について
- 第392号 公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の電算処理について
- 第393号 公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の収集等の一般的制限の特例について
- 第394号 公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第395号 公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の外部提供について
- 第396号 公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の電算処理について
- 第397号 未熟児養育医療給付事務における個人情報の収集等の一般的制限の特例について
- 第398号 未熟児養育医療給付事務における個人情報の電算処理について
- 第399号 特定非営利活動法人の設立認証等事務に係る個人情報の電算処理について

- 第400号 旅券発給事務に係る個人情報の電算処理について
- 第401号 選挙人名簿管理事務に係る個人情報の電算処理項目の追加について
- 第402号 新名神高速道路事業用地の地権者等に係る個人情報の外部提供について
- 第403号 施設予約システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成25年2月19日（火）

諮問事項

- 第404号 メールマガジンの発信に係る個人情報の電算処理について
- 第405号 自立支援医療（育成医療）給付事業に係る個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第406号 障害福祉システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について
- 第407号 母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事業に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について
- 第408号 母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事業に係る個人情報の電算処理について
- 第409号 ファイリングシステムの用途拡大に伴う個人情報の電算処理項目の追加について
- 第410号 食品衛生・環境衛生・薬事管理統合システムに係る個人情報の電算処理について
- 第411号 建設リサイクル法に基づく解体工事届出情報の外部提供について
- 第412号 建設リサイクル法に基づく届出に係る個人情報の電算処理について
- 第413号 特定建設作業実施届出関係事務に係る個人情報の電算処理について
- 第414号 コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付業務に係る個人情報の電算処理について
- 第415号 コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付業務に係る個人情報の電算組織の通信回線による結合について
- 第416号 犯罪人名簿の電算処理について
- 第417号 管轄法務局への戸籍副本等の送付事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第418号 暴力団排除事務に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について
- 第419号 暴力団排除事務に係る個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第420号 枚方市暴力団排除条例第4条第2項の規定に基づく個人情報の外部提供について
- 第421号 暴力団排除事務に係る個人情報の電算処理について

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員

(1) 審査会委員

審査会は、5人の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条第1項又は枚方市個人情報保護条例第26条第1項に規定する不服申立てについて審査します。

表16 審査会委員名簿

(平成25年3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
会 長	松 本 哲 治	同 志 社 大 学 法 科 大 学 院 教 授
副 会 長	森 薫 生	弁 護 士
委 員	天 野 陽 子	弁 護 士
委 員	片 桐 直 人	近 畿 大 学 准 教 授
委 員	若 狭 愛 子	京 都 産 業 大 学 准 教 授

(注) 委員の任期は、平成26年10月14日までの2年間

2. 諮問された不服申立ての処理状況

(1) 処理状況

平成24年度に審査会に諮問された情報公開請求に係る決定についての不服申立ては、1件(市長の決定に対するもの)でした。また、自己情報開示等請求に係る決定についての不服申立てはありませんでした。

表17 諮問された不服申立ての処理状況

(単位:件)

区 分	申立て件数	処 理 内 訳					審 理 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
情 報 公 開	1 (1)	—	—	—	(1)	—	1
自己情報開示等	—	—	—	—	—	—	—

(注) () は、前年度以前の不服申立て分で、外数を掲載しています。

3. 審査会開催状況

(1) 開催状況及び諮問案件

平成24年度は次の案件の審査のため、3回開催されました。

案件① 「議会報編集委員会中に事務局員がとったメモ（平成23年4月以降）（個人情報及び印影を除く）」の公文書不存決定に係る異議申立てに対する決定について

案件② 「交通対策課において、案文に日付を入れて決裁を取った文書全て※保存期間の勘違いにより本来公開すべき文書を勝手に制限しないようにすること※保存期間が満了であっても廃棄処分されていない文書は対象とすること」の公文書不存決定に係る異議申立てに対する決定について

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成24年7月30日（月）

審査事項

案件①について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成24年8月30日（木）

審査事項

案件①について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成25年3月1日（金）

審査事項

案件②について

表18 諮問された不服申立ての内容等

（平成25年3月31日現在）

不服申立日	申立てに係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日及び決定内容
異議申立て H24. 3. 12 情報公開	議会報編集委員会中に事務局員がとったメモ（平成23年4月以降）（個人情報及び印影を除く） 市議会事務局	公文書不存	諮問日 H24. 3. 26 答申日 H24. 8. 30 答申内容 棄却 決定日 H24. 9. 10 決定内容 答申どおり

<p>異議申立て H24. 12. 18</p> <p>情報公開</p>	<p>「交通対策課において、案文に日付を入れて決裁を取った文書全て※保存期間の勘違いにより本来公開すべき文書を勝手に制限しないようにすること※保存期間が満了であっても廃棄処分されていない文書は対象とすること」の公文書不存在決定に係る異議申立てに対する決定について</p> <p style="text-align: center;">市長（交通対策課）</p>	<p>公文書不存在</p>	<p>諮問日 H24. 12. 21</p> <p style="text-align: center;">(審理中)</p>
---	--	---------------	---

V. 資 料

1. 情報公開の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H24. 4. 2	①枚方市寝屋川北部流域関連公共下水道 区画割施設平面図 蹠跔・深谷排水図 ②枚方市寝屋川北部流域関連公共下水道 区画割施設平面図 蹠跔排水区(1)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H24. 4. 12	公開	H24. 4. 17	写し	
2	H24. 4. 10	①道路占用許可書(平成21年3月16日許可枚方市指令土管占〇〇第〇〇号)(個人情報及び印影を除く) ②道路占用許可申請書(平成21年3月4日申請土管占〇〇第〇〇号)(請求のあったバスおとりば標識に係るものに限る)	土木部 道路管理課	H24. 4. 17	公開	H24. 4. 24	写し	
3	H24. 4. 12	賠償責任保険証券(平成23年度枚方市市民公益活動災害補償保険に係るもの)(印影を除く)	市民安全部 市民活動課	H24. 4. 26	公開	H24. 5. 1	写し	
4	H24. 4. 12	保険証券(公堂ポスター一掲示場に係る賠償責任保険に係るもの)(平成23年3月16日契約分)(印影を除く)	選挙管理委員会 事務局	H24. 4. 26	公開	H24. 5. 1	写し	
5	H24. 4. 12	保険証券(枚方市立幼児療育園 園児傷害保険に係るもの)(平成22年4月30日契約分)(印影を除く)	子ども青少年部 子育て支援室	H24. 4. 26	公開	H24. 5. 1	写し	
6	H24. 4. 12	盗難保険証券(ICTデジタルテレビ盗難保険に係るもの)(平成23年3月1日契約分)(印影を除く)	教育委員会 管理部 教育総務課	H24. 4. 26	公開	H24. 5. 1	写し	
7	H24. 4. 12	保険証券(平成23年度 留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険に係るもの)(印影を除く)	子ども青少年部 放課後児童課	H24. 4. 26	公開	H24. 5. 1	写し	
8	H24. 4. 12	賠償責任保険証券(枚方子どもいきいき広場活動(公益災害)災害補償保険に係るもの)(平成23年度分)(印影を除く)	子ども青少年部 子ども青少年課	H24. 4. 26	公開	H24. 5. 1	写し	
9	H24. 4. 12	保険証券(市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険に係るもの)(平成23年度分)(印影を除く)	地域振興部 生涯学習課	H24. 4. 26	部分公開 6-1	H24. 5. 1	写し	
10	H24. 4. 12	保険証券(平成23年度枚方市日本語・多文化共生教室コーデイナーター傷害保険に係るもの)(印影を除く)	地域振興部 生涯学習課	H24. 4. 26	公開	H24. 5. 1	写し	

番号	請求日	請求内容及は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
11	H24. 4. 12	自動車保険証券(貸出用庁用自動車に係るもの)(平成23年度分)(印影を除く)	総務部 総務管理課	H24. 4. 26	公開	H24. 5. 1	写し	
12	H24. 4. 12	保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・傷害保険 加入者証(平成23年度保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険及び平成23年度日々雇 用者(雇い上げ)傷害保険分)(印影を除く)	健康部 保健センター	H24. 4. 25	部分公開 6-3	H24. 5. 1	写し	
13	H24. 4. 12	①賠償責任保険証券(平成23年度 交通専従員交通事故傷害保険に係 るもの)(印影を除く) ②賠償責任保険証券(平成23年度 交通指導員交通事故傷害保険に係 るもの)(印影を除く)	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H24. 4. 25	公開	H24. 5. 1	写し	
14	H24. 4. 23	①枚方市住宅建設等開発行為に関する指導要綱第4条に基づき事前協 議についての回答書(平成17年1月12日受付都調第〇〇-〇〇-〇〇号 分) ②開発行為に伴う協議についての報告書(平成17年4月1日受付都調第 〇〇-〇〇-〇〇号分) ③開発行為に伴う変更協議についての報告書(平成19年6月7日受付都 調第〇〇-〇〇-〇〇号分) ※印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発審査課	H24. 4. 24	公開	H24. 4. 24	写し	
15	H24. 4. 25	開発行為に関する工事の検査済証(平成19年6月28日付け都監第〇〇- 〇〇号)に係る工事完了届の添付図書のうちの写真 ※個人情報及び印影を除く <対象文書> 平成19年6月21日付け工事完了届出書(都監第〇〇-〇〇-〇〇号)の添 付図書のうち写真 ※個人情報を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 4. 26	公開	H24. 4. 27	閲覧、写し	
16	H24. 5. 1	新町〇丁目〇〇番と同〇〇番の境界上にある暗渠の図面 <対象文書> 枚方市公共下水道事業 第55工区 安居川排水路整備工事に係る次の 図面 ①平面図 ②縦断面図 ③横断面図 ④□5500×1700 標準断面図・配筋図 ※個人情報を除く	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H24. 5. 10	公開	H24. 5. 10	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
17	H24. 5. 21	<p>①枚方市告示第13号(昭和46年10月30日付け) ②枚方市告示第108号(昭和46年12月14日付け) ③枚方市告示第33号(昭和49年12月13日付け) ④枚方市告示第24号(昭和50年3月7日付け) ⑤枚方市告示第37号(昭和52年10月18日付け) ⑥枚方市告示第182号(昭和52年12月9日付け) ⑦枚方市告示第1号(昭和57年1月4日付け) ⑧枚方市告示第42号(昭和57年3月4日付け) ⑨枚方市告示第286号(平成4年10月1日付け) ⑩枚方市告示第353号(平成4年12月1日付け) ⑪枚方市告示第291号(平成10年10月8日付け) ⑫枚方市告示第367号(平成10年12月28日付け) ⑬枚方市告示第470号(平成16年12月8日付け) ※上記各告示により、縦覧に供した図面を含む</p>	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H24. 6. 1	公開	H24. 6. 5	写し	
18	H24. 5. 23	<p>平成15年に執行した、公共下水道第14工区池之宮汚水支線布設工事及び公共下水道第214工区池之宮汚水管布設工事の制限付一般競争入札に係る住民監査請求に関連する契約規則改正に関する文書(平成15年9月30日) <対象文書> 回議書「枚方市契約規則」の一部改正について(平成15年9月30日決裁)</p>	財務部 総合契約検査室	H24. 5. 25	公開	H24. 6. 6	写し	
19	H24. 5. 23	<p>平成15年に執行した、公共下水道第14工区池之宮汚水支線布設工事及び公共下水道第214工区池之宮汚水管布設工事の制限付一般競争入札に係る住民監査請求に関連する次の文書 ①平成14年制定の競争入札参加心得 ②入札執行に関する文書 ③改正した競争入札参加心得 ④この入札に関する質問状への回答 ⑤その他、質問者から市への申し入れ等 ⑥質問者代理人(弁護士)からの質問状と回答 ⑦監査請求書と監査結果 ⑧これに対する住民訴訟に関する判決 <対象文書> ①監査請求書(平成16年3月23日付け) ②監査補充申立書(平成16年4月27日付け) ③住民監査請求の監査結果について(通知)(平成16年5月17日付け) ④枚方市職員措置請求の取り下げ要請について(平成16年7月12日付け) ⑤平成17年4月20日付け判決文</p>	監査委員事務局	H24. 6. 6	部分公開 6-1 6-3	H24. 6. 6	写し	

番号	請求日	請求内容及は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
20	H24. 5. 28	東香里中学校の警備委託(最新のもの)に関する書類の内、別添の看板を設置すべきことを定めたもの(個人情報報及び印影を除く) ＜対象文書＞ 枚方市立幼稚園(2園)小学校(8校)中学校(7校)施設機械警備委託(南部)仕様書(平成23年7月20日契約分)	教育委員会 管理部 教育総務課	H24. 6. 8	部分公開 6-8	H24. 6. 13	写し	
21	H24. 5. 29	①宅地造成に関する工事の許可申請書(平成14年11月27日收受都開宅第〇〇号)に添付の擁壁工構造図及び擁壁展開図 ②枚方市山之上造成工事(枚方市山之上〇丁目〇〇番〇〇、〇〇番〇、〇〇番)の工事写真帳のうち擁壁底版確認写真及び有孔管設置写真(個人情報報を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 6. 1	公開	H24. 6. 5	写し	
22	H24. 5. 29	小学校・中学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)(平成22年9月15日收受)	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	H24. 6. 12	公開	H24. 6. 14	閲覧	
23	H24. 5. 31	第1回～第4回(仮称)枚方市市民まちづくり基本条例策定委員会委員報酬に係る支出負担行為決議書及び支出命令書	市民安全部 市民活動課	H24. 6. 13	部分公開 6-1	H24. 6. 14	写し	
24	H24. 6. 4	次の確認書の交換に係る回議書 ①口池の維持管理に関する確認書 ②宮ノ裏池の維持管理に関する確認書 ③確認書(平成16年7月21日 伊加賀財産区と締結分) ※個人情報報及び印影を除く ＜対象文書＞ ①枚方市伊加賀財産区財産(口池)の維持管理に関する確認書の交換について(平成23年10月21日決裁) ②枚方市中振財産区財産(宮ノ裏池)の維持管理に関する確認書の交換について(平成24年3月28日決裁) ※個人情報報及び印影を除く	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H24. 6. 6	公開	H24. 6. 7	写し	
25	H24. 6. 5	枚方市校区コミュニティ活動補助金実績報告書のうち ①平成23年度特別事業・事業報告書 ②平成23年度特別事業・決算書 ※添付書類含む ※長コミ新聞、領収書以外の2011体育祭関係書類 領収書以外の第3回避難誘導防火訓練関係書類を除く ※長尾校区コミュニティ協議会分 ※個人情報報及び印影を除く ※小地域ネットワーク活動に限る	市民安全部 市民活動課	H24. 6. 18	部分公開 6-3	H24. 6. 22	写し	
26	H24. 6. 6	平成23年度卒業生進路先一覧表(平成24年3月31日現在) 平成23年度枚方市立中学校進路総括(19校分)	教育委員会 学校教育部 教育相談課	H24. 6. 13	公開	H24. 6. 14	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
27	H24. 6. 14	<p>請求内容又は請求公文書名</p> <p>H23年9月開催の教育課程説明会の配布資料一式(被災者及び放射能に関する部分) <対象文書> 教育課程説明会(平成23年9月8日開催分)配布資料のうち、次のもの ①防災に関する小中学校新学習指導要領の主な記述の例 ②節電に関する小中学校新学習指導要領の主な記述の例 ③原子力・エネルギー資源等に関する小中学校新学習指導要領の主な記述の例 ④学校保健法等の一部を改正する法律の概要 ⑤放射能を正しく理解するために ⑥学校と放射線 Q&A ⑦子どもの心のケアのために</p>	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	H24. 6. 28	公開	H24. 7. 3	閲覧	
28	H24. 6. 21	<p>2011年9月～2012年3月の枚方市立小学校・中学校校長会の議事録及び配布資料一式(個人情報を除く) <対象文書> ①平成23年度第5回例校長会要点記録及び配布資料 ②平成23年度第6回例校長会要点記録及び配布資料 ③平成23年度第7回例校長会要点記録及び配布資料 ④平成23年度第8回例校長会要点記録及び配布資料 ⑤平成23年度第9回例校長会要点記録及び配布資料 ⑥平成23年度第10回例校長会要点記録及び配布資料 ⑦平成23年度第11回例校長会要点記録及び配布資料</p>	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	H24. 7. 5	部分公開 6-3	H24. 7. 10	写し	
29	H24. 6. 21	<p>「資源ゴミ(空きカン、ビン、ガラス)の回収処理委託に係る入札執行調書、契約に係る回議書及び契約書(平成18年度以降の分)(個人情報及び印影を除く)」のうち、契約解除依頼に係る回議書 <対象文書> 平成24年度空き缶、びん、ガラス類再資源化処理業務委託の契約解除等について(平成23年5月30日決裁)(個人情報及び印影を除く)</p>	環境事業部 減量業務室	H24. 7. 5	部分公開 6-3	H24. 7. 17	写し	
30	H24. 6. 21	<p>「資源ゴミ(空きカン、ビン、ガラス)の回収処理委託に係る入札執行調書、契約に係る回議書及び契約書(平成18年度以降の分)(個人情報及び印影を除く)」のうち、総合契約検査室所管分 <対象文書> (1)「空きカン、びん・ガラス類再資源化処理業務委託」の契約(平成18年度から平成24年度分)に係る次の文書 ①業務委託契約書 ②契約締結回議書 ③随意契約(委託)執行調書(平成18年度分を除く) ④業者選定回議書 (2)「空き缶、びん・ガラス類再資源化処理業務委託」の契約の解除に関する契約(平成24年5月31日締結分)に係る次の文書 ①契約の解除に関する契約書 ②契約解除回議書 ※個人情報及び印影を除く</p>	財務部 総合契約検査室	H24. 7. 5	公開	H24. 7. 17	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
31	H24. 6. 22	①制限付き一般競争入札(低入札価格調査制度対象案件)における取扱い(伊賀スポーツセンター体育館他改修工事(建設工事)及び(機械設備工事))について(平成24年5月31日決裁) ②低入札価格調査制度対象案件(2件)に係る数値的判断基準値の算定の取扱いミスに係る報告書(平成24年6月8日)	財務部 総合契約検査室	H24. 6. 29	公開	H24. 7. 4	写し	
32	H24. 6. 25	枚方市駅前清掃業務委託に係る契約書及び仕様書(最新分)(個人情報及び印影を除く) ＜対象文書＞ ①業務委託契約書(委託業務の名称:市駅前清掃業務委託)(平成24年4月1日締結)(印影を除く) ②市駅前清掃業務委託仕様書(平成24年度分)	土木部 道路補修課	H24. 7. 5	公開	H24. 7. 9	写し	
33	H24. 6. 26	①S47. 10. 24 流域関連公共下水道事業計画書 ②S53. 3. 23 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」「図面」 ③S57. 8. 4 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」 ④S63. 6. 15 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」「S63. 4. 18 枚方市告示139号」 ⑤H2. 1. 23 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」「H1. 12. 28 枚方市告示419号」 ⑥H5. 2. 1 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」「H5. 1. 27 枚方市告示18号」 ⑦H9. 3. 21 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」「H9. 3. 18 枚方市告示71号」 ⑧H11. 3. 31 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」「H11. 2. 16 枚方市告示26号」 ⑨H15. 3. 14 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」 ⑩H21. 3. 24 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」「H21. 2. 3 枚方市告示39号」 ⑪H23. 10. 12 流域関連公共下水道事業変更計画書内「変更認可書」「認可申請書」「変更理由書」「H23. 10. 11 枚方市告示49号」 ※個人情報及び印影を除く	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H24. 7. 9	公開	H24. 7. 13	写し	
34	H24. 6. 27	添付の写真にある看板の内容の決定、設置、管理に係る文書(個人情報及び印影を除く)	環境保全部 環境衛生課	H24. 7. 9	不存在 ※1			
35	H24. 6. 28	枚方市東駐輪場において発生した接触事故における指定管理者での聞き取り経過のメモ ＜対象文書＞ 従事者への聞き取り状況(平成24年5月31日発生の事案に関するもの)	土木部 交通対策課	H24. 7. 11	部分公開 6-1	郵送	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
36	H24. 6. 29	請求内容又は請求公文書名 宅地造成に関する工事の許可申請書(平成19年7月3日收受都査宅第〇〇号)に添付の土地利用計画書、造成計画断面図、造成計画平面図、L型擁壁配筋図及び擁壁展開図	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 7. 5	公開	H24. 7. 5	写し	
37	H24. 6. 29	開発事業に伴う事前協議書(平成24年6月20日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である土地利用計画図、造成計画平面図、給・排水計画平面図(印影を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 7. 4	公開	H24. 7. 6	写し	
38	H24. 7. 4	設計書(平成23年度中宮浄水場10号ろ過池砂等入替委託に係るもの)	上下水道局 水道部 浄水課	H24. 7. 18	部分公開 6-3 6-7	郵送	写し	
39	H24. 7. 10	2012年4月の枚方市立小学校・中学校校長会の議事録及び配布資料一式(個人情報情報を除く) ＜対象文書＞ ①平成24年度臨時校長会並びに臨時園長会要点記録及び配布資料 ②平成24年度第1回定例校長会並びに第1回定例園長会要点記録及び配布資料 ※個人情報情報を除く	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	H24. 7. 24	公開	H24. 8. 9	閲覧	
40	H24. 7. 13	「枚方市東駐輪場の一時利用のスペースについて(回答)」にかかる決裁文書(決裁履歴のわかるもの)、原議、原議に添付している参考資料、適用条例(抜粋)、原議ファイル背表紙、担当者メール送信画面、手書きメモ、付箋、関連する情報公開請求にかかる決裁文書など、関連する全ての行政文書(公開決定日直前のできるだけ最近のものまで) ＜対象文書＞ ①情報公開請求のあった「枚方市東駐輪場において発生した接触事故における指定管理者での聞き取り経過メモ」の部分公開について(平成24年7月11日決裁) ②平成24年度市民の声・Eメール処理中の索引番号5の文書(交通対策課所管分)	土木部 交通対策課	H24. 7. 27	部分公開 6-1 6-7	郵送	写し	
41	H24. 7. 17	平成24年度 公共下水道実施設計に伴う既設管調査委託(田口山地区他)設計書(金入り)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H24. 7. 27	部分公開 6-7	H24. 8. 3	写し	
42	H24. 7. 17	中学校給食検討委員会幹事会会議録(第9回以降分) ※公開決定日までに内容が確定したもの ＜対象文書＞ ①第9回中学校給食検討委員会幹事会会議録 ②第10回中学校給食検討委員会幹事会会議録 ③第11回中学校給食検討委員会幹事会会議録 ④第12回中学校給食検討委員会幹事会会議録	教育委員会 管理課 学校給食課	H24. 7. 31	公開	H24. 8. 2	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
43	H24. 7. 17	校区コミュニティ活動補助金実績報告書及びこれに添付の領収書一式 ※長尾校区平成22年度、23年度分 ＜対象文書＞ ①枚方市校区コミュニティ活動補助金実績報告書(平成24年3月30日收受市活第〇〇号) ②枚方市校区コミュニティ活動補助金実績報告書(平成23年3月31日收受市活第〇〇号)	市民安全部 市民活動課	H24. 7. 31	部分公開 6-1 6-3	H24. 8. 7	写し	
44	H24. 7. 17	公共下水道第10工区野村元町汚水管布設工事(平成24年6月6日開札)に係る価格内訳書及び中内訳書(落札業者提出分)	上下水道局 水道部 上下水道経営課	H24. 7. 31	部分公開 6-3	H24. 8. 7	写し	
45	H24. 7. 23	〇〇墓地変更(拡張)許可申請書(枚方市)平成23年度に綴られている書類	環境保全部 環境衛生課	H24. 8. 6	部分公開 6-1 6-3	H24. 8. 8	写し	
46	H24. 7. 30	枚方市民病院の口腔外科の歯科医師、〇〇の夜間、救急で病院より呼び出しを受けた記録、時間外手当の記録(2008年8月27日分) ＜対象文書＞ 診療手当報告書(平成20年8月20日～平成20年8月28日分)(歯科医師〇〇分)	市民病院事務局 総務課	H24. 8. 13	公開	郵送	写し	
47	H24. 8. 9	香陽小学校体育館床改修工事打合わせ簿(平成23年度)(工期 平成23年5月27日～8月25日)	公共施設部 施設整備室	H24. 8. 22	部分公開 6-1	H24. 8. 23	写し	
48	H24. 8. 13	枚方市東駐輪場の指定管理に係る全ての文書(51件)	土木部 交通対策課	H24. 11. 28	部分公開 6-1	H25. 3. 1	閲覧	決定期間 延長通知 H24. 8. 27
49	H24. 8. 20	共同住宅等の建築に伴う協議書(道路後退を要する行為)及び検査合格証(受付番号都調第〇〇-〇〇-〇〇に係るもの) ＜対象文書＞ ①枚方市開発事業等の手続等に関する条例第17条第4項の規定による覚書の交換について(同)(回議書及び添付資料一式)(平成24年6月12日決裁) ②枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく検査合格証の交付について(同)(回議書及び添付書類一式)(平成24年7月20日決裁)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 8. 31	部分公開 6-1 6-3	H24. 9. 11	写し	
50	H24. 8. 27	枚方市東駐輪場2階スロープ横断側の一時利用スペースにおいて、指定管理者であるシルバーク人材センターの者が自転車を移動せずに夕方まで放置したことがわかる全ての文書・映像記録(平成24年5月30日のみ)	土木部 交通対策課	H24. 9. 7	不存在 ※2			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
51	H24. 8. 27	平成24年8月23日付け土交第〇〇号の回答文書において「市長確認」したことがわかる文書	政策企画部 市民相談課	H24. 9. 3	部分公開 6-1	郵送	写し	
52	H24. 8. 28	①鑑定評価書(〇〇) ②鑑定評価書(〇〇) ③鑑定評価書(〇〇) ④鑑定評価書(〇〇) ⑤鑑定評価書(〇〇) ⑥鑑定評価書(〇〇) ⑦固定資産評価支援業務委託(平成21年度～平成23年度)仕様書 ⑧固定資産税評価(土地)における鑑定評価実施要領 ⑨標準宅地一覧 ⑩H24評価替え 評価員会議議事録(第1回) ⑪H24評価替え 評価員会議議事録(第2回) ⑫鑑定評価価格一覧表(メモ価格用) ⑬鑑定評価価格一覧表(最終検討用) (1) ⑭鑑定評価価格一覧表(最終検討用) (2) ⑮平成24年度固定資産税の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する委託仕様書 ⑯固定資産税(土地)における時点修正実施要領 ⑰標準宅地の時点修正率表(〇〇) ⑱標準宅地の時点修正率表(〇〇) ⑲標準宅地の時点修正率表(〇〇) ⑳標準宅地の時点修正率表(〇〇) ㉑標準宅地の時点修正率表(〇〇) ㉒標準宅地の時点修正率表(〇〇) ㉓標準宅地の時点修正率表(〇〇) ㉔標準宅地の時点修正率表(〇〇) ※個人情報及び印影を除く	財務部 税務室 資産税課	H24. 9. 11	公開	H24. 9. 12	閲覧、写し	
53	H24. 8. 28	①中点・重点設定の基準 ②標準宅地の価格の評定及び価格の通知における一般的留意事項に基づくものとして実施された措置に係る文書 ③路線価敷設後の一般的留意事項における綿密な検討として実施された措置に係る文書 ④基準宅地と標準宅地との価格の調整の際に、傾向線から著しく逸脱した場合において、その理由を明らかにするために実施された措置に係る文書	財務部 税務室 資産税課	H24. 9. 11	不存在 ※3			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
54	H24. 9. 3	指定道路図の北部2の13-1ページ	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 9. 5	公開	H24. 9. 6	写し	
55	H24. 9. 6	①路線価格算定表(〇〇,〇〇,〇〇) ②路線価格算定表(〇〇,〇〇) ※平成24年度分	財務部 税務室 資産税課	H24. 9. 20	公開	H24. 9. 25	写し	
56	H24. 9. 10	〇〇病院の独立行政法人地域医療機能推進機構への早期移管に係る要望書(平成24年2月20日付け健総第153号)	健康部 健康総務課	H24. 9. 14	公開	H24. 9. 19	閲覧、写し	
57	H24. 9. 12	東香里小学校単独調理場冷凍・冷蔵室改修工事設計書(開札日 平成24年7月6日)	公共施設部 施設整備室	H24. 9. 26	部分公開 6-7	H24. 9. 26	写し	
58	H24. 9. 20	「資源ゴミ等持ち去り防止対策の実施について」実施したパブリックコメントで寄せられた意見の全て 原本のコピー ＜対象文書＞ 意見募集用紙(ごみ置き場等から、資源ごみ等の持ち去り行為を禁止する規制に関するパブリックコメントに係るもの)(枚方市公式ホームページ)を通じて寄せられた意見を含む)25件分	環境事業部 減量業務室	H24. 10. 4	部分公開 6-1 6-3	H24. 10. 5	写し	
59	H24. 9. 27	昭和49年6月28日受付(市受付土道第〇〇号)道路敷境界明示依頼に係る大阪府の依頼状及び回答に係る決裁文書 ＜対象文書＞ 道路管理区域線明示指令書(昭和49年7月27日付け市指令土道第〇〇-〇〇号)	土木部 道路管理課	H24. 10. 11	部分公開 6-1	H24. 10. 11	写し	
60	H24. 10. 10	「枚方市東駐輪場の一時利用のスペースについて(回答)」にかかる決裁文書(決裁履歴のわかるもの)、回議文書に添付している参考資料、適用条例(抜粋)、ファイル背表紙、担当者メール送信画面、手書きメモ、付箋、関連する情報公開請求にかかる回議文書など、関連する全ての行政文書(前回公開分からできるだけ最近のものまで) ※決裁印の印影やフッターがはつきりと写るようになっています。 (市民相談課所管分) ＜対象文書＞ ①平成24年度 市民の声(受付番号141) ②平成24年度 市民の声(受付番号165) ③平成24年度 市民の声(受付番号175) ④情報公開請求のあった「平成24年8月23日付け土公第〇〇号の回答文書」において「市長確認」したことがわかる文書」の部分公開について(情報公開決裁書類)	政策企画部 市民相談課	H24. 10. 22	部分公開 6-1 6-7	郵送	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
61	H24. 10. 10	<p>「枚方市東駐輪場の一時利用のスペースについて(回答)」にかかる決裁文書(決裁履歴のわかるもの)、回議文書に添付している参考資料、適用条例(抜粋)、ファイル背表紙、担当者メール送信画面、手書きメモ、付箋、関連する情報公開請求にかかる回議文書など、関連する全ての行政文書(前回公開分からできるだけ最近のものまで) ※決裁印の印影やフッターがはつきりと写るようになっています。 (コンプライアンス推進課所管分) <対象文書></p> <p>①メールでのお尋ねについて(回答)(平成24年7月30日決裁) ②メールでのお問い合わせについて(回答)(平成24年9月14日決裁) ③メールでのお問い合わせについて(回答)(平成24年9月20日決裁) ④情報公開請求書(受付用)(枚方市情報公開等受付窓口受付第23号、第28号、第36号、第38号、第39号、第48号及び第49号)(平成24年度分)</p>	<p>総務部 コンプライアンス 推進課</p>	H24. 10. 22	部分公開 6-1 6-7	郵送	写し	
62	H24. 10. 10	<p>「枚方市東駐輪場の一時利用のスペースについて(回答)」にかかる決裁文書(決裁履歴のわかるもの)、回議文書に添付している参考資料、適用条例(抜粋)、ファイル背表紙、担当者メール送信画面、手書きメモ、付箋、関連する情報公開請求にかかる回議文書など、関連する全ての行政文書(前回公開分からできるだけ最近のものまで) ※決裁印の印影やフッターがはつきりと写るようになっています。 (交通対策課所管分) <対象文書></p> <p>①情報公開請求のあった「『枚方市東駐輪場の一時利用のスペースについて(回答)」にかかる決裁文書(決裁履歴のわかるもの)、原議、原議に添付している参考資料、適用条例(抜粋)、原議ファイル背表紙、担当者メール送信画面、手書きメモ、付箋、関連する全ての行政文書(公開決定日直前のできるだけ最新のものです)』の部分公開について(平成24年7月27日決裁) ②情報公開請求書(平成24年8月13日收受土公第〇〇号) ③情報公開請求のあった「枚方市東駐輪場2階スロープ横南側の一時利用スペースにおいて、指定管理者であるシルバー人材センターの者が自転車を移動せずに夕方まで放置したことがわかる全ての文書・映像記録(平成24年5月30日のみ)」の部分公開について(平成24年9月7日決裁) ④平成24年度市民の声・Eメール処理綴(交通対策課所管分)中の索引番号5の文書のうち、平成24年7月27日以降に発生した文書</p>	<p>土木部 交通対策課</p>	H24. 10. 22	部分公開 6-1 6-7	郵送	写し	
63	H24. 10. 10	<p>交通対策課において、案文に日付を入れて決裁を取った文書全て ※保存期間の勘違いにより本来公開すべき文書を勝手に制限しないようにすること ※保存期間が満了であっても廃棄処分されていない文書は対象とする</p>	<p>土木部 交通対策課</p>	H24. 10. 24	不存在 ※4			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
64	H24. 10. 12	路線価格算定表 (路線番号○○・○○・○○・○○・○○・○○・○○・○○・○○・○○・○○ ・○○・○○・○○) ※平成20、21、24各年度分	財務部 税務室 資産税課	H24. 10. 26	公開	H24. 10. 30	写し	
65	H24. 10. 17	①平成24年度公共下水道実施設計に伴う既設管調査委託(長尾東町地区他)設計書(金入り) ②平成24年度公共下水道実施設計に伴う既設管調査委託(藤阪東町地区)設計書(金入り) ③平成24年度公共下水道実施設計に伴う既設管調査委託(野村中町地区)設計書(金入り) ④平成24年度公共下水道実施設計に伴う既設管調査委託(長尾東町地区他)設計書(金入り)(杉山手地区) ※24. 9. 21開札分	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H24. 10. 29	部分公開 6-7	H24. 10. 29	写し	
66	H24. 10. 17	地番・路線価図(西禁野〇丁目と西禁野〇丁目の全域を掲載したもの)(平成17～24各年度分)	財務部 税務室 資産税課	H24. 10. 31	不存在 ※5			
67	H24. 10. 18	市内公園整備週末巡回等業務委託に関わる契約書、仕様書(平成22年～平成24年度)(個人情報及び印影を除く) ＜対象文書＞ ①業務委託契約書(市内公園警備・週末巡回業務委託に係るもの)(平成22～24年度)(印影を除く) ②①に係る仕様書	土木部 公園みどり課	H24. 10. 31	公開	H24. 10. 31	写し	
68	H24. 10. 26	枚方市民病院に勤めていた口腔外科医〇〇の最後の給料の振込、退職金、金額と、支払日 ＜対象文書＞ 〇〇医師に支払った退職金及び最後の給与に係る次の文書 ①給与支払通知書 ②給与等支給内訳書兼領収書 ③退職手当の振込について	市民病院事務局 総務課	H24. 11. 1	非公開 6-1			
69	H24. 10. 29	津田生涯学習市民センターに係る平面図・立面図・配置図・高さのわかる図面 ＜対象文書＞ (仮称)津田社会教育(津田北町地区)新設工事に係る次の図面 ①1階平面図②2階平面図③3回平面図④4回平面図⑤R階平面図⑥南立面図⑦北立面図⑧東立面図⑨西立面図⑩配置図⑪断面図1⑫断面図2	地域振興部 生涯学習課	H24. 11. 6	公開	H24. 11. 12	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
70	H24. 10. 29	津田支所に係る平面図・立面図・配置図・高さのわかる図面 ＜対象文書＞ 津田支所に係る次の図面 ①B1階平面図②1階平面図③2階・屋階平面図④立面図(1)⑤立面図(2)⑥ 配置図⑦断面図	市民安全部 津田支所	H24. 11. 12	公開	H24. 11. 12	写し	
71	H24. 11. 8	船橋本町〇丁目〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇 〇、東船橋〇丁目〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇-〇〇番〇〇及び〇〇町 〇〇番〇〇の物件の標準宅地の各鑑定評価書(平成24年度分) ＜対象文書＞ ①鑑定評価書(〇〇) ②鑑定評価書(〇〇) ③鑑定評価書(〇〇)	財務部 税務室 資産税課	H24. 11. 22	部分公開 6-1 6-7	H24. 11. 29	写し	
72	H24. 11. 16	添付資料にある看板の設置に係る公文書(個人情報及び印影を除く)	市民安全部 市民活動課	H24. 11. 26	不存在 ※6			
73	H24. 11. 21	平成24年度特別養護老人ホーム整備事業候補者及び平成24年度地域 密着型特別養護老人ホーム整備事業候補者の選考に際し事業者が提 出した書類のうち下記の書類 ①特別養護老人ホーム整備事業候補者選考申込書 ②地域密着型特別養護老人ホーム整備事業候補者選考申込書 ③特別養護老人ホーム事業計画書 ④地域密着型特別養護老人ホーム事業計画書 ⑤整備計画書 ⑥土地取得に関する確約書 ⑦建物概要がわかる図面 ⑧整備資金計画書 ⑨費用算定根拠資料(開設前必要経費) ⑩運営にかかる資金計画書 ⑪事業収支算出根拠資料 ⑫地元調整の状況 ⑬地元説明会等の議事録 ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 別紙のとおり《別紙省略》	福祉部 高齢社会室	H25. 1. 4	部分公開 6-3 6-7	H25. 1. 4	写し	決定期間 延長通知 H24. 12. 5

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
74	H24. 11. 26	平成24年度特別養護老人ホーム整備事業候補者の選考により決定した社会福祉法人〇〇の事業計画書一式 ＜対象文書＞ 特別養護老人ホーム事業計画書(社会福祉〇〇)	福祉部 高齢社会室	H24. 11. 28	公開	H24. 11. 28	写し	
75	H24. 11. 27	平成24年度地域密着型特別養護老人ホーム選考に係る評価点数の内訳のわかる文書 ＜対象文書＞ 平成24年度地域密着型特別養護老人ホーム整備事業候補者選定結果	福祉部 高齢社会室	H24. 11. 30	公開	H24. 11. 30	写し	
76	H24. 11. 29	第1回リーダー連絡会会議録(平成24年9月11日開催分)(個人情報を除く)	福祉部 高齢社会室	H24. 12. 5	公開	H24. 12. 5	写し	
77	H24. 12. 4	別添資料にある写真(看板地図)の道路占用申請・許可書(個人情報及び印影を除く)	土木部 道路管理課	H24. 12. 12	不存在 ※7			
78	H24. 12. 6	平成24年度路線価算定表(〇〇、〇〇、〇〇、〇〇)	財務部 税務室 資産税課	H24. 12. 20	公開	H24. 12. 20	閲覧、写し	
79	H24. 12. 13	固定資産評価審査実地調査調書の記入例	固定資産評価審査 委員会事務局	H24. 12. 20	不存在 ※8			
80	H25. 1. 15	杉区要望の取り下げについて(今後の対応について)(平成24年3月30日決裁)	土木部 土木総務課	H25. 1. 25	部分公開 6-1 6-3	H25. 1. 29	写し	
81	H25. 1. 15	①(仮称)第2清掃工場建設に伴う関連整備事業の施行方針について(同)(方針決裁)(平成20年1月23日決裁)の回議書 ②①に添付の②市道杉第5号線拡幅事業 ③①の参考資料(協議録(要約)に限る)	土木部 道路整備課	H25. 1. 25	部分公開 6-1 6-3	H25. 1. 29	写し	
82	H25. 1. 16	2012年8月8日に教育研修課が理科教師を対象に行った研修における配布資料一式 ＜対象文書＞ 新エネルギーとエネルギー変換(平成24年8月8日開催の理科基礎研修②配付資料)	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育研修課	H25. 2. 1	部分公開 6-1	H25. 2. 1	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
83	H25. 1. 16	2012年8月8日に教育研修課が理科教師を対象に行った研修における研修記録	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育研修課	H25. 2. 1	不存在 ※9			
84	H25. 1. 18	〇〇・行政書士名及び〇〇・行政書士名による戸籍謄本・住民票等職務上請求書の写し(その際の住民票の写し、戸籍謄本の発行件数について)。現存分のみ。 <対象文書> 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 34件	市民安全部 市民課	H25. 2. 28	部分公開 6-1 6-3	H25. 3. 4	写し	決定期間 延長通知 H25. 1. 30
85	H25. 1. 23	枚方市流域下水道事業計画書認可申請書及び計画変更書(全11回分)のうち、①変更を必要とする理由書 ②事業計画書 ③事業計画書説明書及び関連図面 ※枚方市寝屋川流域関連公共下水道に係るもの <対象文書> ①枚方市流域関連公共下水道事業計画の認可(新規)申請について(昭和47年10月12日付け土下第419号) ②枚方市寝屋川北部流域公共下水道事業計画の変更認可申請について(昭和53年1月11日付け土整第1号) ③枚方市寝屋川北部流域公共下水道事業計画の変更認可申請について(昭和57年5月12日付け土計発第5号) ④枚方市流域関連公共下水道事業計画の変更認可申請について(昭和63年6月6日付け下総発第37号) ⑤枚方市流域関連公共下水道事業計画の変更認可申請について(平成元年12月18日付け下総発第157号) ⑥枚方市流域関連公共下水道事業計画の変更認可申請について(平成5年1月14日付け下総発第399号) ⑦枚方市流域関連公共下水道事業計画の変更認可申請について(平成8年11月29日付け下総発第83号) ⑧枚方市流域関連公共下水道事業計画の変更認可申請について(平成11年2月12日付け下総発第132号) ⑨枚方市流域関連公共下水道事業計画の変更認可申請について(平成14年3月29日付け下総発第108号) ⑩枚方市流域関連公共下水道事業計画の変更認可申請について(平成21年2月2日付け下総発第508号) ⑪枚方市流域関連公共下水道事業計画の変更認可申請について(平成23年10月7日付け下総発第353号) ※枚方市寝屋川流域公共下水道に係るものに限る。	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H25. 2. 4	公開	H25. 2. 7	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
86	H25. 1. 28	請求内容又は請求公文書名 ①議員依頼処理伺の内 調査内容「議会報の編集について」集計一覧表(平成24年度) ②平成24年11月に視察した先進都市研修(総務常任委員会)の実施について ＜対象文書＞ ①議員依頼調査処理伺(平成24年度調査番号10 議会報の編集作業等について(府内33市)集計一覧表) ②先進都市研修(総務常任委員会)の実施について(平成24年10月12日決裁)	市議会事務局	H25. 2. 8	公開	H25. 2. 12	閲覧、写し	
87	H25. 2. 14	平成24年度枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の会議提出資料のすべて ＜対象文書＞ 平成24年度枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会に係る次の資料 ①法人提出資料(5法人分) ②選考審査表＜本審査表＞(7委員分)	子ども青少年部 子育て支援室	H25. 4. 1	部分公開 6-1 6-3 6-7	H25. 4. 10	写し	決定期間 延長通知 H25. 2. 28
88	H25. 2. 26	①予算会議(平成25年度当初予算)会議録 ②都市経営会議(平成25年度当初予算)会議録	財務部 財政課	H25. 3. 4	公開	H25. 3. 4	写し	
89	H25. 2. 26	①計画会議会議録(平成24年12月4日、5日、6日開催分) ②都市経営会議会議録(平成24年12月25日、26日開催分)	政策企画部 企画課	H25. 3. 4	部分公開 6-6	H25. 3. 4	写し	
90	H25. 3. 4	監査の意見として「交通対策課が枚方市自転車駐車場の指定管理者(非公募)である枚方市シルバー人材センターの業務について年1回、伝票等の信憑確認等を行う業務監査を行っている」と記載するに至った、根拠となった業務監査報告及び関係書類一式	土木部 交通対策課	H25. 3. 11	不存在 ※10			
91	H25. 3. 4	包括外部監査の委託先及び委託金額がわかる契約書及び関係書類一式(調査対象課に交通対策課を含めた年度のみ) ＜対象文書＞ ①枚方市包括外部監査人選考委員会の開催について<平成22年度包括外部監査人候補者の選定>(平成22年1月14日決裁) ②包括外部監査契約の締結について(平成22年4月1日決裁)	総務部 コンプライアンス 推進課	H25. 3. 11	部分公開 6-3	未実施		
92	H25. 3. 8	次の各路線の路線価格算定表(平成18・21・24年度分) ・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇	財務部 税務室 資産税課		取下げ			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
93	H25. 3. 8	次の各路線の駅距離及び商店街等距離を定めるための起点の位置図 (平成18・21・24年度分) ・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇	財務部 税務室 資産税課	H25. 3. 22	不存在 ※11		写し	
94	H25. 3. 12	3月7日付の市長から民主党第11総支部あての申入れ書 <対象文書> 「申入れ書」(平成25年3月7日付け総職第〇〇号)	総務部 職員課	H25. 3. 21	公開	H25. 3. 22	写し	

不在の理由

※1 当該請求に係る文書は平成18年度までの「不法投棄対策関係綴」に綴られていると考えられますが、当該綴の保存年限が5年であり、既に廃棄されているため。

※2 請求の対象となった情報を記録した公文書を作成していないため。

※3 請求内容に係る文書は、作成していないため。

※4 当課において現に保管、保存している文書の中に、当該文書を起案し、回議し始めた時点における当該文書の状況を記録したものは存在しないため。

※5 特定区域に係る地番・路線価図は、業務処理上の必要に応じて、土地参考図、固定資産税路線番号図、路線価一覧、時点修正率台帳等に記録されている情報を電子計算組織において合成し、当該特定の区域を画して作成するものであって、実施機関は、請求に係る地番・路線価図を過去に作成したことがなく、現に保管・保存していないため。

※6 請求内容に係る文書は作成していないため。

※7 申請書の提出がなかったため。

※8 該当する公文書を作成していないため。

※9 研修記録を作成していないため。

※10 請求の対象となった業務監査に関し、文書を作成し又は取得することはなく、同監査を行うべきことと定めた文書もないため。

※11 請求内容に係る文書は作成していないため。

2. 情報公開の申出の内容等

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H24. 4. 4	野外活動センター収支計算書(平成18年度～20年度分)	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	H24. 4. 17	公開	H24. 4. 18	写し	
2	H24. 4. 10	①開発事業に伴う事前協議書(平成24年1月5日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成24年3月28日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成24年4月9日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号) ②開発協議受付台帳(平成23年度受付番号〇〇～〇〇及び平成24年度受付番号〇〇～〇〇) ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 4. 16	公開	H24. 4. 18	写し	
3	H24. 4. 11	養父丘排水路築造実施設計委託設計書	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H24. 4. 19	部分公開 6-7	郵送	写し	
4	H24. 4. 11	御殿山小倉線整備事業詳細設計委託に係る設計書(平成23年11月10日開札分)	土木部 道路整備課	H24. 4. 23	部分公開 6-7	郵送	写し	
5	H24. 4. 12	渚西保育所プール改修工事設計書(平成23年5月25日開札分)	公共施設部 施設整備室	H24. 4. 26	部分公開 6-7	郵送	写し	
6	H24. 4. 17	別紙(1～8)のとおり ※別紙省略	環境保全部 環境公害課		取下げ			
7	H24. 4. 20	①公共下水道津田元町3丁目地区污水管実施設計委託設計書 ②公共下水道堂山地区他污水管実施設計委託設計書 ③公共下水道津田東町地区污水管実施設計委託設計書	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H24. 4. 25	部分公開 6-7	H24. 4. 26	写し	
8	H24. 4. 24	妙見山煙突耐震補強工事に係る下記の図書 ①産業廃棄物処理委託契約書 ②運搬経路図 ③産業廃棄物収集運搬業許可証 ④産業廃棄物処理処分業許可証 ⑤産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A票、B2票、D票、E票) ⑥追跡写真 ※個人情報及び印影を除く	公共施設部 施設整備室	H24. 5. 8	部分公開 6-3	H24. 5. 8	写し	
9	H24. 4. 26	平成23年度末日時点の大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置の工場及び事業所リスト(事業所名、所在地、施設種類、排ガス量(湿り・乾き)、使用燃料種類に限る)	環境保全部 環境公害課	H24. 5. 7	公開	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
10	H24. 5. 7	①開発事業に伴う事前協議書(平成24年4月11日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成24年5月7日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発協議受付台帳(平成24年度受付番号〇〇-〇〇-〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年4月6日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成24年5月1日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 5. 10	公開	H24. 5. 11	写し	
11	H24. 5. 30	穂谷川清掃工場各種分析委託設計書(平成24年度分)	環境事業部 穂谷川清掃工場	H24. 6. 12	部分公開 6-7	H24. 6. 28	写し	
12	H24. 5. 30	下記の委託に係る設計書 ①公共下水道杉山手地区他汚水管実施設計委託 ②公共下水道長尾東町地区汚水管実施設計委託 ③公共下水道藤阪東町地区汚水管実施設計委託 ④公共下水道野村中町地区汚水管実施設計委託 ⑤公共下水道田口山地区他汚水管実施設計委託(その1) ⑥公共下水道田口山地区他汚水管実施設計委託(その2) ⑦印田町地区雨水管整備実施設計委託 ※平成24年5月開札分	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H24. 6. 13	部分公開 6-7	H24. 6. 28	写し	
13	H24. 5. 30	枚方市東部清掃工場各種分析委託設計書(平成24年度分)	環境事業部 東部清掃工場	H24. 6. 12	部分公開 6-7	H24. 6. 28	写し	
14	H24. 6. 6	「下水道法特定事業場(平均排水量降順)」(平成24年3月31日現在) 【公開内容】名称、所在地、TEL、業種区分、平均排水量及び最大排水量	環境保全部 環境公害課	H24. 6. 15	公開	H24. 6. 20	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
15	H24. 6. 8	<p>地方税法に基づき作成された土地課税台帳(土地価格等縦覧帳簿)に登録・記載されている、土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。現在お持ちのものに近いもの。電磁的記録で在る場合はその複製物。</p> <p>※枚方地区に限る</p> <p>※分離評価されている土地は除く</p> <p>＜対象文書＞</p> <p>平成24年度 土地価格等縦覧帳簿(枚方地区)</p> <p>※物件所在地、登記地目及び地積に限る</p> <p>※分離評価されている土地を除く</p>	財務部 税務室 資産税課	H24. 6. 22	公開	郵送	写し	
16	H24. 6. 11	<p>交北小、山田中、山田小、山田東小、中宮小 上記に係わるボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」</p> <p>※個人情報情報を除く</p>	公共施設部 施設整備室	H24. 6. 25	公開	郵送	写し	
17	H24. 6. 11	<p>枚方市立中央図書館に係わるボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」</p> <p>※個人情報除く</p> <p>＜対象文書＞</p> <p>土質柱状図(〇〇教室棟、図書館棟増築工事建築構造図 竣工図)(個人情報情報を除く)</p>	教育委員会 社会教育部 社会教育課	H24. 6. 25	公開	郵送	写し	
18	H24. 6. 12	<p>①開発事業に伴う事前協議書(平成24年5月11日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成24年6月11日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成24年度受付番号〇〇~〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年5月9日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成24年6月7日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図</p> <p>※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 6. 18	公開	H24. 6. 18	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
19	H24. 6. 27	<p>申出内容又は申出公文書名</p> <p>枚方市立やすらぎの杜が前回、指定管理者の公募に出た際の、 ・募集要項及び仕様書、その他公募時の配付資料 ・参加希望団体からの質問とその回答 ・選定された団体の事業計画書、収支計画書等の提出書類一式 <対象文書> ①枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)指定管理者募集要項 ②枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)管理運営業務基本仕様書 ③指定申請書等様式 ④枚方市立火葬場条例 ⑤枚方市立火葬場指定管理者募集に係る質疑回答票 ⑥指定申請書 ※平成22年4月1日からの指定管理期間に係るもの</p>	環境保全部 環境衛生課	H24. 7. 11	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	
20	H24. 7. 10	<p>地方税法に基づき作成された土地課税台帳(土地価格等縦覧帳簿)に 登録・記載されている、土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産 登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。現在お持ちのもの で直近のもの(さだ地区のみ)。 ※分離評価されている土地は除く <対象文書> 平成24年度 土地価格等縦覧帳簿(嵯陀地区) ※物件所在地、登記地目及び地積に限る ※分離評価されている土地を除く</p>	財務部 税務室 資産税課	H24. 7. 24	公開	郵送	写し	
21	H24. 7. 11	<p>盗難保険証券(ICTデジタルテレビ盗難保険に係るもの)(平成24年3月 29日契約分) ※約款及び特約を除く ※印影を除く</p>	教育委員会 管理部 教育総務課	H24. 7. 19	公開	H24. 7. 27	写し	
22	H24. 7. 11	<p>保険証券(枚方市子どもいきいき広場活動(公益活動)災害補償保険に 係るもの)(平成24年度分)(約款及び特約を除く)(印影を除く)</p>	子ども青少年部 子ども青少年課	H24. 7. 23	公開	H24. 7. 27	写し	
23	H24. 7. 11	<p>保険証券(枚方市立すざきの木園 園児傷害保険に係るもの)(契約日:平 成24年4月27日)(約款及び特約を除く、印影を除く)</p>	子ども青少年部 子育て支援室	H24. 7. 24	公開	H24. 7. 27	写し	
24	H24. 7. 11	<p>保険証券(枚方市立幼児療育園 園児傷害保険に係るもの)(契約日:平 成24年4月19日)(約款及び特約を除く、印影を除く)</p>	子ども青少年部 子育て支援室	H24. 7. 24	公開	H24. 7. 27	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
25	H24. 7. 11	損害責任保険証券(平成24年度交通専従員交通事故傷害保険に係るもの)(約款及び特約、印影を除く)	教育委員会 学校教育推進室 教育相談課	H24. 7. 24	公開	H24. 7. 27	写し	
26	H24. 7. 11	保険証券(「平成24年度 留守家庭児童会入室児童に係る傷害保険」にかかるとのもの) ※約款及び特約を除く ※印影を除く	子ども青少年部 放課後児童課	H24. 7. 19	公開	H24. 7. 27	写し	
27	H24. 7. 11	保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・傷害保険 加入者証(平成24年度日々雇用者(雇い上げ)傷害保険分)(印影を除く)	健康部 保健センター	H24. 7. 25	公開	H24. 7. 27	写し	
28	H24. 7. 11	平成24年度放方市市民公益活動災害補償保険に係る次の文書 ・賠償責任保険証券 ※約款及び特約を除く ※印影を除く	市民安全部 市民活動課	H24. 7. 23	公開	H24. 7. 27	写し	
29	H24. 7. 11	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年6月4日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇-〇〇号及び平成24年7月2日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書及び標識の設置を証する写真(個人情報及び印影を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 7. 17	公開	H24. 7. 18	写し	
30	H24. 7. 12	①開発事業に伴う事前協議書(平成24年6月13日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成24年7月11日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成24年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年7月2日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 7. 18	公開	H24. 7. 20	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
31	H24. 7. 25	「住民生活に光をそそぐ交付金」対象事業のうち、学校図書館充実事業、中央図書館自動貸出機増設事業及び蔵書管理の強化事業に係る交付金実績報告書及び事業実績調査表 ＜対象文書＞ ①住民生活に光をそそぐ交付金実績報告書(平成24年3月30日付け企画第42-2号) ②事業実績調査票(4件)(住民生活に光をそそぐ交付金対象事業のうち学校図書館充実事業、図書館サービス充実事業、図書館蔵書管理充実事業に係るもの)	政策企画部 企画課	H24. 8. 6	公開	H24. 8. 6	写し	
32	H24. 8. 1	案件番号:021001010200020110106 入札公告日:平成23年7月21日 工事名:東部長尾配水場他流量計更新工事 当初金入り設計書及び参考資料(二次単価表)を含む全て ＜対象文書＞ ①東部長尾配水場他流量計更新工事設計書 ②東部長尾配水場他流量計取替工事 東部長尾配水場場内平面図、北山配水場場内平面図及び尊延寺配水場場内平面図	上下水道局 水道部 浄水課	H24. 8. 15	部分公開 6-7	郵送	写し	
33	H24. 8. 1	案件番号:021001010200020110104 入札公告日:平成23年7月21日 工事名:北山配水場無停電電源装置更新工事 当初金入り設計書及び参考資料(二次単価表)を含む全て ＜対象文書＞ ①北山配水場無停電電源装置更新工事設計書 ②北山配水場無停電電源装置更新工事 北山配水場ポンプ棟2階平面図(現状)、北山配水場ポンプ棟2階平面図(更新)及び配線系統図(現状・更新)	上下水道局 水道部 浄水課	H24. 8. 15	部分公開 6-7	郵送	写し	
34	H24. 8. 1	案件番号:021001210200020100050 入札公告日:平成22年7月15日 工事名:津田低区配水場他流量計取替工事 当初金入り設計書及び参考資料(二次単価表)を含む全て ＜対象文書＞ ①津田低区配水場他流量計取替工事設計書 ②津田低区配水場他流量計取替工事 津田低区配水場B1、2階平面図及び妙見山配水池平面図	上下水道局 水道部 浄水課	H24. 8. 15	部分公開 6-7	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
35	H24. 8. 1	<p>案件番号:021001010100020120050 入札公告日:平成24年7月15日 工事名:伊加賀スポーツセンター体育館他改修工事(電気設備工事) 当初金入り設計書及び参考資料(二次単価表)を含む全て <対象文書> 伊加賀スポーツセンター体育館他改修工事(電気設備工事)設計書(平成24年7月15日開札分)</p>	公共施設部 施設整備室	H24. 8. 15	部分公開 6-7	郵送	写し	
36	H24. 8. 16	<p>①開発事業に伴う事前協議書(平成24年7月12日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号)~平成24年8月9日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成24年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年7月23日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 8. 22	公開	H24. 8. 23	写し	
37	H24. 8. 17	<p>建設リサイクル法届出書(様式第1号)(平成24年8月1日~平成24年8月17日受付分)(個人情報及び印影を除く)(添付資料を除く) <対象文書> 届出書(平成24年8月3日收受 都安再第〇〇号~平成24年8月17日收受 都安再第〇〇号)(個人情報及び印影を除く)(添付資料を除く)</p>	都市整備部 開発指導室 建築安全課	H24. 8. 22	公開	H24. 8. 24	写し	
38	H24. 8. 20	<p>中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年7月23日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び平成24年8月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書及び標識の設置を証する写真</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 8. 22	公開	H24. 8. 24	写し	
39	H24. 8. 20	<p>建設リサイクル法届出書(様式第1号)(平成24年7月1日~平成24年8月20日受付分)(添付書類を除く)(個人情報及び印影を除く) <対象文書> 届出書(平成24年7月2日收受 都安再第〇〇号~平成24年8月20日收受 都安再第〇〇号)(個人情報及び印影を除く)(添付資料を除く)(解体届に限る)</p>	都市整備部 開発指導室 建築安全課	H24. 8. 24	公開	H24. 8. 24	写し	
40	H24. 8. 22	<p>下水道法特定事業場(平均排水量降順)(平成24年3月31日現在)(名称、所在地、平均排水量及び施設番号に限る)</p>	環境保全部 環境公害課	H24. 9. 3	公開	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
41	H24. 8. 23	<p>案件番号:021001010200020120143 入札公告日:平成24年7月19日 工事名:北山配水場他流量計更新工事 当初金入り設計書及び参考資料(二次単価表)を含む全て <対象文書> ①平成24年度 北山配水場他流量計更新工事設計書 ②北山配水場無停電電源装置更新工事 中宮浄水場配置図・配線図、中宮浄水場 新電気室機器配置図 中宮浄水場No.2田口山送水流量計室、田口山配水場配置図・配線図、田口山配水場ポンプ棟IP平面図、田口山配水場No.1流入流量計室、田口山配水場No.2流入流量計室、田口山配水場北部系送水流量計室、田口山配水場配置図・配線図(撤去)、田口山配水場ポンプ棟IP平面図(撤去)、北山配水場ポンプ室断面図、北山配水場ポンプ室平面断面図(撤去)</p>	上下水道局 水道部 浄水課	H24. 9. 6	部分公開 6-7	郵送	写し	
42	H24. 8. 23	<p>枚方市市民公益活動災害補償保険に係る次の文書 ①平成24年度市民公益活動災害補償保険のご案内 ②枚方市市民公益活動災害補償保険仕様書 ③賠償責任保険証券(平成24年4月1日契約分)(約款・特約書を除く)(印影を除く) ④枚方市市民公益活動災害補償保険制度に関する覚書(印影を除く)</p>	市民安全部 市民活動課	H24. 9. 4	公開	郵送	写し	
43	H24. 8. 29	<p>地方税法に基づき作成された土地課税台帳(土地価格等縦覧帳簿)に登録・記載されている土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。※現在お持ちのもの で直近のもの。 ※川越地区のみ※分離評価されている土地は除く <対象文書> 平成24年度 土地価格等縦覧帳簿(川越地区) ※物件所在地、登記地目及び地積に限る ※分離評価されている土地を除く</p>	財務部 税務室 資産税課	H24. 9. 12	公開	郵送	写し	
44	H24. 9. 5	<p>大気汚染防止法に基づく煤煙発生施設の一覧表(平成24年3月末現在) (名称・住所・電話番号・施設の種類・台数・湿り最大排出ガス量・使用燃料に限る)</p>	環境保全部 環境公害課	H24. 9. 18	公開	H24. 9. 19	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
45	H24. 9. 12	<p>①開発事業に伴う事前協議書(平成24年8月20日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成24年9月6日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成24年度受付番号〇〇~〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年8月13日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成24年9月6日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図</p> <p>※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 9. 24	公開	H24. 9. 25	写し	
46	H24. 9. 12	<p>1. 開発行為許可証(平成6年6月22日付け大阪府指令第〇〇-〇〇号)</p> <p>2. 開発行為許可申請書(平成6年6月17日付け開第〇〇-〇〇号)(正副)</p> <p>・2に添付の以下の図書</p> <p>3. 開発区域に含まれる地域の名称一覧表</p> <p>4. 都市計画法第32条の規定による協議について(通知)</p> <p>5. 都市計画法第32条協議に対する同意書</p> <p>6. 事前協議書(枚方市分)</p> <p>7. 事前協議書(大阪府分)(表紙及び指導内容のみ)</p> <p>8. 同意協議経過書</p> <p>9. 設計説明書</p> <p>10. 公共施設一覧表</p> <p>11. 道路敷境界について(通知)(4件分)</p> <p>12. 公共用地境界について</p> <p>13. 公共用地境界面定謄本について(通知)(2件分)</p> <p>14. 同意書(3件分)</p> <p>15. 公図</p> <p>16. 位置図</p> <p>17. 現況図</p> <p>18. 土地利用計画書</p> <p>19. 造成平面図断面図</p> <p>20. 排水給水計画図</p> <p>21. 擁壁展開図</p> <p>22. 擁壁構造図</p> <p>23. 水路工 流末詳細</p> <p>24. 流末図</p> <p>25. 新設水路詳細図</p> <p>26. 公共施設丈量図</p> <p>27. 従前の公共施設図</p> <p>28. 従後の公共施設図</p> <p>29. 全体丈量図</p> <p>30. 排水施設図</p> <p>※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発審査課	H24. 9. 25	公開	H24. 9. 27	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
47	H24. 10. 4	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年8月21日受付分から平成24年10月4日受付分までの添付図書である計画概要書及び写真(個人情報及び印影を除く) ＜対象文書＞ 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年8月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇～平成24年9月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇)の添付図書である計画概要書及び標識の設置を証する写真(個人情報を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 10. 9	公開	H24. 10. 12	写し	
48	H24. 10. 12	①開発事業に伴う事前協議書(平成24年9月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇～平成24年10月9日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成24年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年9月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇～平成24年9月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 10. 18	公開	H24. 10. 23	写し	
49	H24. 10. 25	地方税法に基づき作成された課税台帳(土地価格等縦覧帳簿)に登録されている土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。※現在お持ちのもの直近のもの。※山田地区のみ。※分離評価されている土地は除く。 ＜対象文書＞ 平成24年度 土地価格等縦覧帳簿(山田地区) ※物件所在地、登記地目及び地積に限る。 ※分離評価されている土地を除く。	財務部 税務室 資産税課	H24. 10. 31	公開	郵送	写し	
50	H24. 11. 13	①開発事業に伴う事前協議書(平成24年10月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇～平成24年11月7日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成24年度受付番号〇〇～〇〇) ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 11. 19	公開	H24. 11. 20	写し	
51	H24. 11. 14	①特定施設設置届出書(昭和52年10月1日收受下施第〇〇号) ②特定施設使用廃止届出書(昭和54年12月18日收受下施第〇〇号)	環境保全部 環境公害課	H24. 11. 21	部分公開 6-1 6-3	H24. 11. 21	写し	
52	H24. 11. 16	地方税法に基づき作成された土地課税台帳(土地価格等縦覧帳簿)に登録されている土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。 ※現在お持ちのもの直近のもの。※殿一地区のみ。 ※分離評価されている土地は除く。 ＜対象文書＞ 平成24年度 土地価格等縦覧帳簿(殿一地区) ※物件所在地、登記地目及び地積に限る。 ※分離評価されている土地を除く。	財務部 税務室 資産税課	H24. 11. 22	公開	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
53	H24. 11. 22	〇〇(枚方市津田東町〇丁目〇〇-〇〇)において使用する水質汚濁防止法施工令第2条に規定の有害物質の種類 <対象文書> 水質関係対象事業所基礎情報(平成24年3月31日現在)(〇〇(枚方市津田東町〇〇-〇〇-〇〇)において使用する水質汚濁防止法施工令第2条に規定の有害物質の種類に限る)	環境保全部 環境公害課	H24. 12. 6	公開	H24. 12. 17	写し	
54	H24. 12. 5	確認申請書(確認番号〇〇-〇〇-〇〇-〇〇号)(確認年月日平成18年12月28日)の添付図書である浄化槽設計に関する図書 ※印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 12. 7	公開	H24. 12. 7	写し	
55	H24. 12. 13	伊加賀スポーツセンター体育館改修工事(建築工事)に関わる施工体系図、施工体制台帳に添付の請負契約書及び市と元請事業者との契約書(添付書類を除く) <対象文書> 伊加賀スポーツセンター体育館改修工事(建築工事)に係る次の文書(添付書類を除く) ・工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 ・工事請負契約書 ・仮変更契約書 ・施工体制台帳に添付の請負契約書(16件分)	公共施設部 施設整備室	H24. 12. 25	部分公開 6-1 6-3	H24. 12. 25	写し	
56	H24. 12. 13	①開発事業に伴う事前協議書(平成24年11月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇～平成24年12月10日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成24年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年11月14日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇～平成24年12月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 12. 17	公開	H24. 12. 20	写し	
57	H24. 12. 17	地方税法に基づき作成された土地課税台帳(土地価格等縦覧帳簿)に登録されている土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。 ※現在お持ちのもので直近のもの。※殿二地区のみ。※分離評価されている土地は除く。 <対象文書> 平成24年度 土地価格等縦覧帳簿(殿二地区) ※物件所在地、登記地目及び地積に限る。 ※分離評価されている土地を除く。	財務部 税務室 資産税課	H25. 1. 4	公開	郵送	写し	
58	H24. 12. 18	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年11月14日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇～平成24年12月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇)の添付図書である計画概要書及び標識の設置を証する写真(個人情報及び印影を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H24. 12. 20	公開	H24. 12. 25	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
59	H24. 12. 20	水質関係対象事業所基礎情報（平成24年3月31日現在）（水質汚濁防止法に基づく有害物質特定施設を有する事業場に係る名称、所在地、TEL、平均排水量及び施設番号）	環境保全部 環境公害課	H24. 12. 28	公開	郵送	写し	
60	H24. 12. 28	建築安全課が枚方市〇〇町〇〇番〇〇号に在る建築物の所有者に発送した文書 <対象文書> 建築基準法違反に対する是正について（指示）（「都安第〇〇号」平成24年7月24日付）	都市整備部 開発指導室 建築安全課	H25. 1. 9	部分公開 6-7	郵送	写し	
61	H25. 1. 4	枚方市が当事者となった、大阪高等裁判所平成19年（行コ）〇〇号事件（平成19年〇〇月〇〇日判決）の判決文 <対象文書> 判決 平成19年行コ第〇〇号 非削除決定取消等請求控訴事件（原審・大阪地方裁判所平成17年行ウ第〇〇号（甲事件）、同第〇〇号（乙事件））	教育委員会 学校教育部 教育指導課	H25. 1. 16	部分公開 6-1	郵送	写し	
62	H25. 1. 23	地方税法に基づき作成された土地課税台帳（土地価格等縦覧帳簿）に登録・記載されている土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。※現在お持ちのもの ※楠葉地区のみ。※分離評価されている土地は除く <対象文書> 平成24年度 土地価格等縦覧帳簿（楠葉地区） ※物件所在地、登記地目及び地積に限る。 ※分離評価されている土地を除く。	財務部 税務室 資産税課	H25. 2. 6	公開	郵送	写し	
63	H25. 1. 24	①開発事業に伴う事前協議書（平成24年12月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇～平成24年12月10日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇）及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳（平成24年度受付番号〇〇～〇〇） ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書（平成24年12月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇～平成25年1月17日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇）の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 1. 31	公開	H25. 2. 1	写し	
64	H25. 2. 5	枚方市所管の社会福祉法人 貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、事業活動収支計算書内訳表、資金収支計算書内訳表 平成21年度分 <対象文書> 枚方市が所管する社会福祉法人（37件）に係る次の文書 ①貸借対照表 ②事業活動収支計算書 ③資金収支計算書 ※平成21年度※内訳を含む	福祉部 法人指導課	H25. 2. 20	部分公開 6-3	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
65	H25. 2. 18	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年12月19日受付から平成25年2月18日受付分までの添付図書である計画概要書及び写真(個人情報及び印影を除く) <対象文書> 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成24年12月27日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇~平成25年2月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇)の添付図書である計画概要書及び標識の設置を証する写真(個人情報及び印影を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 2. 25	公開	H25. 2. 27	写し	
66	H25. 2. 20	建築基準法第42条による道路判定(同)(平成元年10年16日決裁)(個人情報及び印影を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 3. 4	公開	H25. 3. 5	写し	
67	H25. 2. 23	地方税法に基づき作成された土地課税台帳(土地価格等縦覧帳簿)に登録・記載されている土地の「所在、地番、地目、地積」の各項目の不動産登記事項で、所在地番ごとの一覧表にしたもの。※現在お持ちのもので直近のもの。 ※津田地区のみ。※分離評価されている土地は除く <対象文書> 平成24年度 土地価格等縦覧帳簿(津田地区) ※物件所在地、登記地目及び地積に限る。 ※分離評価されている土地を除く。	財務部 税務室 資産税課	H25. 3. 12	公開	郵送	写し	
68	H25. 2. 28	①開発事業に伴う事前協議書(平成25年1月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇~平成25年2月27日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇)及び同協議書の添付図書である付近見取図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成24年度受付番号〇〇-〇〇-〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年1月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇~平成25年2月20日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇〇〇)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 3. 4	公開	H25. 3. 5	写し	
69	H25. 3. 14	水質関係対象事業所基礎情報(平成24年3月31日現在)(水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設を有する事業場に係る名称、所在地、TEL)	環境保全部 環境公害課	H25. 3. 22	公開	H25. 4. 3	写し	
70	H25. 3. 18	①平成18年5月の公共下水道津田元町地区家屋調査、事前事後の、調査記録のうち、無作為2軒のみ水質調査平面図、調査書表紙、水質調査一覧表、水質調査部のみの写真の部分公開をお願いします。 ②調査の枚方市仕様書の一部個人名、住所詳細は不要です。 ・調査書の作成者を比較しています。 <対象文書> 家屋調査仕様書 公共下水道津田元町地区家屋調査委託(事後)その1 調査報告書(2件分)のうち次の図書 ①建物等調査書(平面図・立面図) ②レベル測定表 ③写真(KBM及びレベル測定に係るもの)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H25. 3. 27	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
71	H25. 3. 29	<p>①開発事業に伴う事前協議書(平成25年2月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇-〇〇〇〇~平成25年3月27日付け都調第〇〇-〇〇-〇〇)及び同協議書の添付図書である付近見取図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成24年度受付番号〇〇~〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成25年3月21日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇~平成25年3月21日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇)の添付図書である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図</p> <p>※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 4. 5	公開	H25. 4. 8	写し	
72	H25. 3. 29	<p>枚方市の平成25年2月1日から平成25年3月28日までに確認が下りた「建築確認概要書」の1・2・3面(変更を含む)※新築・改築・増築の建築床面積が、100㎡以上が対象</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H25. 4. 12	却下			

3. 自己情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
1	H24. 5. 15	生活保護受給開始後の本人に係るレセプト(〇〇及び〇〇通院分)	福祉部 生活福祉室		取下げ			
2	H24. 5. 30	①平成24年度固定資産税路線番号図(北部) ・〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、〇〇-〇〇 ②平成24年度 時点修正率表示台帳 ・〇〇/〇〇～〇〇/〇〇 ③平成24年度土地評価調書(9件分)	財務部 税務室 資産税課	H24. 6. 12	開示	H24. 6. 15	写し	
3	H24. 6. 15	家屋調査票(船橋本町〇丁目〇〇番〇〇及び〇〇町〇〇番〇〇)に所在する家屋に係るもの)	財務部 税務室 資産税課	H24. 6. 29	開示	H24. 7. 2	写し	
4	H24. 7. 3	評価計算書(〇〇町〇〇-〇〇上の建物(木造)に係るもの)	財務部 税務室 資産税課	H24. 7. 6	開示	H24. 7. 13	写し	
5	H24. 7. 20	介護保険事業者事故報告書(平成24年6月15日収受福高第〇〇号)	福祉部 高齢社会室	H24. 7. 24	開示	H24. 7. 26	写し	
6	H24. 7. 26	平成24年5月の〇〇区における〇〇間のトラブルについて健康総務課の有する文書 <対象文書> 〇〇の〇〇における一連の経過について(概略)	健康部 健康総務課	H24. 8. 10	部分開示 16-2-4	H24. 8. 10	写し	
7	H24. 8. 1	請求者に係る次の文書 決定調書、ケース診断会議記録、ケース記録(平成22年4月1日～平成24年8月1日分) <対象文書> ①ケース記録票(平成22年4月1日～平成24年8月1日) ②保護決定調書(平成22年3月18日～平成24年7月23日決裁分) ③ケース診断会議記録(平成24年2月22日開催分)	福祉部 生活福祉室	H24. 8. 15	部分開示 16-2-4	H24. 8. 20	写し	
8	H24. 8. 13	平成8年度土地・家屋名寄台帳(枚方市楠葉並木町〇丁目〇〇-〇〇土地・家屋の評価額記載分)	財務部 税務室 資産税課	H24. 8. 23	開示	H24. 8. 23	写し	
9	H24. 8. 23	請求者に係る訴訟関係書類 <対象文書> 争訟関係書類(〇〇氏分)	固定資産評価審査 委員会事務局	H24. 9. 6	開示	H24. 9. 12	閲覧、写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
10	H24. 8. 28	平成24年度土地評価調査	財務部 税務室 資産税課	H24. 9. 11	開示	H24. 9. 12	写し	
11	H24. 9. 4	本人に係るケースファイル(平成21年7月以降分) ＜対象文書＞ 平成21年7月以降分のケースファイルのうち ①ケース記録票(平成21年6月15日～平成24年9月6日付記録分) ②保護決定調書(平成21年7月13日～平成24年9月6日決裁分69件) ③ケースファイル添付資料(通院移送費申請書、施術報酬明細書その他)	福祉部 生活福祉室	H24. 9. 18	部分開示 16-2-4	H24. 9. 25	写し	
12	H24. 9. 10	本人に係る次の文書 住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成24年7月27日付け)	市民安全部 市民課	H24. 9. 19	部分開示 16-2-4	H24. 9. 24	写し	
13	H24. 9. 12	本人に係る次の文書 ①介護保険主治医意見書(平成23年5月16日認定申請分)(平成23年10月12日認定申請分) ②介護保険認定調査票(平成23年5月16日認定申請分)(平成23年10月12日認定申請分)	福祉部 高齢社会室	H24. 9. 24	開示	H24. 9. 25	写し	
14	H24. 9. 25	・平成24年度固定資産評価審査申出書の受理及び弁明書等の提出要求並びに評価調査に関する説明依頼について(通知)(平成24年8月2日付け枚固審第〇〇号) ・平成24年度固定資産評価審査委員会に対する弁明書等の提出について(平成24年8月16日付け財資第〇〇号) ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	固定資産評価審査 委員会事務局	H24. 10. 4	開示	H24. 10. 10	閲覧、写し	
15	H24. 9. 25	本人に係る次の文書 ・介護保険居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼届出書(平成23年7月11日届出分)(平成23年7月28日届出分)	福祉部 高齢社会室	H24. 10. 1	開示	H24. 10. 9	写し	
16	H24. 10. 1	①平成5年度固定資産税名寄台帳 〇〇 ②平成5年度固定資産税名寄台帳 〇〇他1名	財務部 税務室 資産税課	H24. 10. 9	開示	H24. 10. 9	写し	
17	H24. 10. 5	平成24年課事減第〇〇号に関わる回議書 ＜対象文書＞ 市民の声について(回答)(平成24年9月27日決裁)	環境事業部 減量業務室	H24. 10. 18	開示	H24. 10. 19	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
18	H24.10.10	本人に係る事故報告に関する文書(平成23年12月9日発生事故分) (○小学校から教育委員会へ提出されたもの)	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育相談課	H24.10.22	不存在 ※1			
19	H24.10.12	固定資産評価審査議事調書(平成24年7月18日分)(請求者以外の審査申出人に係る情報を除く)	固定資産評価審査委員会事務局	H24.10.25	開示	H24.10.29	写し	
20	H24.10.12	固定資産評価審査議事調書(平成24年8月29日分)(請求者以外の審査申出人に係る情報を除く)	固定資産評価審査委員会事務局	H24.11.26	開示	H24.12.4	写し	決定期間 延長通知 H24.10.25
21	H24.10.12	平成20年度土地評価調書 平成21年度土地評価調書	財務部 税務室 資産税課	H24.10.26	開示	H24.10.30	写し	
22	H24.10.19	平成24年度市民の声(受付番号○○号)	政策企画部 市民相談課	H24.10.22	開示	H24.10.24	写し	
23	H24.10.19	平成21年1月14日付け病医第○○号による回答書に対応する質問書 <対象文書> 質問書(平成20年11月21日收受病医第○○号)	市民病院事務局 医事課	H24.10.30	開示	H24.11.5	写し	
24	H24.10.30	請求者に係る次の文書 ①ケース記録票(平成21年7月23日～平成24年10月30日分) ②決定調書(平成21年7月23日～平成24年10月30日分)	福祉部 生活福祉室	H24.11.13	開示	H24.11.15	写し	
25	H24.10.30	請求者に係る次の文書 ケース診断会議録(平成21年7月23日～平成24年10月30日分)	福祉部 生活福祉室	H24.11.13	不存在 ※2			
26	H24.10.30	固定資産評価審査議事調書(平成24年8月1日分) (請求者以外の審査申出人に係る情報を除く)	固定資産評価審査委員会事務局	H24.11.9	開示	H24.11.14	写し	
27	H24.11.8	請求者に係る次の文書 戸籍謄本等職務上請求書(平成24年10月31日付け)	市民安全部 市民課	H24.11.14	開示	H24.11.15	写し	
28	H24.11.13	本人に係る次の文書 ①主治医意見書(平成21年4月1日申請分、平成22年4月30日申請分、平成22年10月13日申請分) ②認定調査票(平成21年4月1日申請分、平成22年4月30日申請分、平成22年10月13日申請分)	福祉部 高齢社会室	H24.11.22	開示	H24.11.22	閲覧、写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
29	H24. 11. 13	本人に係る次の文書 ①精神手帳 ②自立支援医療日(精神通院医療)支給認定申請書	福祉部 障害福祉室	H24. 11. 22	開示	H24. 11. 22	閲覧、写し	
30	H24. 11. 16	請求者に係る次の文書 戸籍謄本等職務上請求書(平成24年11月2日付け)	市民安全部 市民課	H24. 11. 21	開示	郵送	写し	
31	H24. 11. 16	請求者に係る次の文書 住民票交付申請書(平成24年10月29日付け)	市民安全部 市民課	H24. 11. 26	部分開示 16-2-4	H24. 11. 26	写し	
32	H24. 12. 6	①固定資産評価議事調書(平成24年9月19日分及び平成24年10月3日分) ②固定資産評価審査実地調査調書(平成24年10月3日分) ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	固定資産評価審査 委員会事務局	H24. 12. 18	開示	H24. 12. 21	閲覧、写し	
33	H24. 12. 10	平成24年9月6日以降のケースファイル	福祉部 生活福祉室	H24. 12. 20	部分開示 16-2-4	郵送	写し	
34	H24. 12. 21	審査申出人〇〇に関する次の書類(請求者以外の審査申出人に係る情報を除く)(平成24年度分) ①平成24年10月16日に審査申出人〇〇が固定資産評価審査委員会に提出した参考資料文書 ②固定資産評価審査委員会が作成した記録、評価庁である枚方市長が提出し、あるいは固定資産評価審査委員会が職権で収集した資料(議事調書、意見陳述調書、弁明書及び弁明書の評価資料を除く) ③文書受発簿 ＜対象文書＞ ①平成24年度固定資産評価審査申出の参考資料等の提出について(枚固審第〇〇号) ②平成24年度固定資産評価審査申出書の受理及び弁明書等の提出要求並びに評価調書に関する説明依頼について(通知)(枚固審第〇〇号) ③平成24年度固定資産評価審査委員会に対する弁明書の提出について(枚固審第〇〇号) ④弁明書(副本)の送付と反論書の提出について(枚固審第〇〇号) ⑤審査申出物件の実地調査について(枚固審第〇〇号) ⑥固定資産評価審査委員会への口頭による意見陳述の日程について(枚固審第〇〇号) ⑦平成24年度審査申出に係る決定書の送付について(通知)(枚固審第〇〇号) ⑧(案1)審査申出に対する決定について(通知)(枚固審第〇〇号) ⑨(案2)審査申出に対する決定について(通知)(枚固審第〇〇号) ⑩決定書(枚固審第〇〇号) ⑪文書受発簿 ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く ※平成24年度分	福祉部 生活福祉室 固定資産評価審査 委員会事務局	H25. 1. 7	開示	H25. 1. 11	閲覧、写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
35	H24. 12. 21	請求内容又は請求公文書名 審査申出人○○に関する次の書類(請求者以外の審査申出人に係る情報を除く)(平成24年度分) ①路線番号○○、○○の道路幅員、駅勢圏駅からの駅距離、最寄商店街等距離、調整ポイントについての資料 ②固定資産評価事務取扱要領(土地編)(平成24年基準年度)25ページに記載の「路線価の付設が終了した場合は、最終的に全路線価の均衡が維持されているかどうか綿密に検討し、適正な評価の実施に努める。」に関する資料	固定資産評価審査委員会事務局	H25. 1. 7	不存在 ※3		閲覧、写し	
36	H24. 12. 21	審査申出人○○に関する次の書類(請求者以外の審査申出人に係る情報を除く)(平成24年度分) ①固定資産評価審査議事調書(第10回以降分) ②平成24年10月17日に実施された意見陳述調書 <対象文書> ①固定資産評価審査議事調書(平成24年10月17日分) ②固定資産評価審査議事調書(平成24年10月31日分) ③固定資産評価審査議事調書(平成24年11月21日分) ④固定資産評価審査議事調書(平成24年12月3日分) ⑤固定資産評価審査議事調書(平成24年12月13日分) ⑥固定資産評価審査意見陳述書(平成24年10月17日分) ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	固定資産評価審査委員会事務局	H25. 1. 25	開示	H25. 1. 28	閲覧、写し	決定期間 延長通知 H25. 1. 7
37	H25. 1. 16	請求者からコンプライアンス推進課への相談記録(平成24年8月7日から平成25年1月8日まで) <対象文書> ①ハラスメントに関する苦情相談経過 ②ハラスメントに関する相談実施報告書(平成24年8月7日受付分) ③ハラスメントに関する相談実施報告書(平成24年8月16日受付分) ④ハラスメントに関する相談実施報告書(平成24年10月31日受付分) ⑤ハラスメントに関する相談実施報告書(平成24年12月14日受付分) ⑥ハラスメントに関する相談実施報告書(平成24年12月17日受付分) ⑦ハラスメントに関する相談実施報告書(平成25年1月7日受付分)	総務部 コンプライアンス 推進課	H25. 1. 30	開示	H25. 1. 31	写し	
38	H25. 1. 17	本人にかかるとの文書 認定調査票(平成21年11月16日申請分)(平成22年11月16日申請分)	福祉部 高齢社会室	H25. 1. 24	開示	H25. 1. 24	写し	
39	H25. 1. 17	家庭児童相談所による家庭訪問記録(本人に関わるもの)	子ども青少年部 家庭児童相談所	H25. 1. 31	部分開示 16-2-3	H25. 2. 8	写し	
40	H25. 1. 17	安全管理委員会会議録(○○)に関して行われていた議論の部分に限る)	市民病院事務局 総務課	H25. 1. 31	開示	H25. 2. 1	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
41	H25. 1. 24	平成24年度受付第32号の自己情報開示請求に係る回議書(平成25年1月7日決裁分) ＜対策文書＞ 枚方市個人情報保護条例に基づく開示請求のあった「審査申出人○」に関する複数書類の開示について(平成25年1月4日決裁分)(請求者以外の審査申出人に係る情報を除く)	固定資産評価審査委員会事務局	H25. 2. 7	開示	H25. 2. 13	写し	
42	H25. 1. 24	平成24年10月3日以外に実施した実地調査の調書(平成24年6月以降分)	固定資産評価審査委員会事務局	H25. 2. 7	不存在 ※3			
43	H25. 2. 8	①別添の納入通知書兼領収書及び診療報酬明細書の市民病院の控え ②別添の診断書の交付先	市民病院事務局 医事課	H25. 2. 22	不存在 ※4			
44	H25. 2. 8	家児相にした○○(○○○-○-○)の相談に関しての私(○○)の父(母)の発言内容に限る ＜対策文書＞ 児童家庭相談記録票(請求者の発言に限る)	子ども青少年部 家庭児童相談所	H25. 2. 22	開示	郵送	写し	
45	H25. 2. 8	次各事項について、固定資産評価審査委員会において審査、検証(平成24年度に本人がした審査申出に係るものに限る。)したことが分かる文書等資料 ①標準宅地の価格評定については、基本的には全路線価の均衡が維持されているかどうか綿密に検討し、適正な評価の実施に努める。 ②路線価の付設が終了した場合は、最終的に全路線価の均衡が維持されているかどうか綿密に検討し、適正な評価の実施に努める。 ③標準宅地と各標準宅地相互間の均衡を検討する場合には、標準宅地と各標準宅地の価格の評定の基礎となった関係売買地等を一表に集約した表を作成し、その表の上で、標準宅地を100とした場合の各標準宅地及び関係売買地の比率を求め、全体としての傾向線をまず把握する。そしてその傾向線から著しく逸脱しているものがあるときは、その原因を究明し、評定の内容等に誤りがあるかどうかを検討し、もし誤りがあればこれに所要の修正を行い、また評定内容について誤りがなく必要がある。	固定資産評価審査委員会事務局	H25. 2. 19	不存在 ※5			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
46	H25. 2. 19	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成25年2月12日付け)	市民安全部 市民課	H25. 2. 26	部分開示 16-2-4	H25. 3. 15	写し	
47	H25. 2. 21	①自己情報不存在通知書(枚固審第〇〇号)に係る回議書(平成25年1月4日決裁) ②自己情報不存在通知書(枚固審第〇〇号)に係る回議書(平成25年2月18日決裁) ＜対象文書＞ ①枚方市個人情報保護条例に基づく開示請求のあった「審査申出人〇〇」に関する複数書類の自己情報不存在の通知について(平成25年1月4日決裁分) ②枚方市個人情報保護条例に基づく開示請求のあった請求者に係る文書等資料の自己情報不存在の通知について(平成25年2月18日決裁分)	固定資産評価審査委員会事務局	H25. 2. 28	開示	H25. 3. 6	閲覧、写し	
48	H25. 2. 21	固定資産評価審査委員会が職権で収集した資料(弁明書及び弁明書の評価資料を除く)(平成24年申立て分)(請求者以外の審査申出人に係る情報を除く)	固定資産評価審査委員会事務局	H25. 2. 28	不存在 ※6			
49	H25. 3. 1	枚方市東駐輪場と請求者にかかわる情報全て(主管課である交通対策課と枚方市シルバー人材センターのみ)(一時利用に関する情報を除く) ＜対象文書＞ ①平成23年度市民の声・Eメール処理総り索引番号〇番の文書 ②平成24年度市民の声・Eメール処理総り索引番号〇番の文書 ③平成24年度情報公開・自己情報開示等関係総り索引番号〇～〇の文書 ④平成24年度枚方市情報公開・個人情報保護審査会諮問・答申関係総り索引番号〇～〇の文書 ⑤枚方市シルバー人材センター所管の苦情処理総りのうち〇〇様分	土木部 交通対策課	H25. 3. 13	開示	未実施		
50	H25. 3. 4	請求者に係る次の文書 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成25年2月22日付け)	市民安全部 市民課	H25. 3. 15	部分開示 16-2-4	郵送	写し	
51	H25. 3. 5	本人に係る下記の書類 ①認定調査票(平成22年8月1日申請分) ②主治医意見書 ③要介護認定・要支援認定等結果通知書	福祉部 高齢社会室	H25. 3. 13	開示	H25. 3. 14	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
52	H25. 3. 22	本人に係る下記の書類 ①認定調査票(平成22年4月6日～平成22年10月19日認定分) ②主治医意見書(平成22年4月6日～平成22年10月19日認定分) ③介護給付通知書(平成19年12月～平成22年7月分)	福祉部 高齢社会室	H25. 4. 5	開示	H25. 4. 5	写し	
53	H25. 3. 22	本人に係る下記の書類 介護給付費明細の分かる文書(平成22年8月～平成22年10月分)	福祉部 高齢社会室	H25. 4. 5	不存在 ※7			

不存在の理由

※1 枚方市立〇〇小学校から当該事故にかかると報告文書が提出されていないため。

※2 指定の期間中に請求者に係るケース診断会議を実施していないため。

※3 平成24年10月3日以外に実地調査を実施していないため。

※4 納入通知書兼領収書及び診療報酬明細書の市民病院の控えの保存年限は3年で、平成21年度以前分は既に廃棄し、かつ、現に保存している平成22年度以降分の中に該当する文書は存在しないため。

※5 診断書の交付先については、その内容を記録した文書を作成しておらず、現存する文書を検索したが該当する文書は存在しないため。

※6 当委員会において、上記事項に係る審査又は検証を行っていないため。

※7 請求者に係る資料(弁明書及び弁明書の評価資料を除く)を職権で収集していないため。

※8 平成22年8月以降に本人の介護保険給付実績がないため。

4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第370号

条例第7条第2項（収集等の一般的制限）ただし書の規定による諮問

諮問事項	公園台帳等の電子化に係る個人情報の電算処理について	実施機関	市長
審議日	平成24年5月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>都市公園法第17条の規定により作成、保存することとされている都市公園台帳や小規模公園台帳などについては、現在、紙により管理していますが、経年劣化等による品質低下が生じています。公園台帳等の電子化事業は、電子化によるデータの確実な保持と、公園維持管理業務の効率化、適正化のさらなる推進を図ることを目的として行うものです。</p> <p>また、公園台帳等は公園の建設に合わせて年々増加しており、合計856箇所にあることから、今後のことを考えると全ての資料を事務室内の閲覧可能な場所に保管することは事務所の限られたスペースでは難しくなっており、必要な資料の確認に時間を要している状態です。</p> <p>今回、公園台帳等を電子化し、GISを利用して位置情報を持たせることにより、閲覧を簡便化、検索時間の短縮を実現し、公園の運営・管理の効率化を図るものです。</p>		
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	<p>(1) 都市公園台帳 用地沿革概要、土地所有者の氏名、前所有者の住所・氏名</p> <p>(2) 小規模公園台帳 申請者の住所・氏名・電話番号・実印、申請代理人の住所・氏名・電話番号・認印、土地所有者の住所・氏名・電話番号・実印、土地所有者の氏名、申請者の実印、申請土地所有者の住所・氏名・実印、隣接・対側土地所有者の住所・氏名・認印、図面作成者の住所・氏名・使用印、利害関係者の住所・氏名・使用印</p> <p>(3) 緑地台帳 用地沿革概要、土地所有者の氏名、前所有者の住所・氏名</p> <p>(4) ちびっこ広場台帳 貸付人の住所・氏名・実印、申請人の住所・氏名・認印</p> <p>(5) 公園予定地等台帳 用地沿革概要、土地所有者の氏名、前所有者の住所・氏名</p> <p>(6) 境界明示調書 申請土地所有者の住所・氏名・連絡先・実印、隣接・対側土地所有者の住所・氏名・認印、図面作成者の住所・氏名・使用印、利害関係者の住所・氏名・使用印、申請者の住所・氏名・電話番号・実印、事務代行者の住所・氏名・電話番号・認印、申請地の地番、土地所有者の氏名、土地所有者の変遷、土地に係る権利関係の経過</p> <p>(7) 公園占用物件等調書 占用許可申請者の住所・氏名・電話番号、公園施設設置許可申請者の住所・氏名・電話番号、公園内制限行為許可申請者の住所・氏名・電話番号</p> <p>(8) 公園管理団体情報 代表者氏名・住所・連絡先</p>		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問371号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	「法律相談」受付に係る個人情報の電算処理について	実施機関	市長
審議日	平成24年5月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>市民相談課では、市民が日常生活を送る上で生じるさまざまな問題の解決を図るため、弁護士や認定司法書士による「法律相談」を、毎週月・火・水・金曜日に実施しています。</p> <p>「法律相談」は事前の予約制で、同一案件につき1回限りという制限があるため、予約を受け付ける際に、その予約が過去に相談を受けたことのある案件に関するものかどうかをチェックできることが望ましいと考えています。しかし、現在、案件の管理は紙（予約受付票）により行なっており、毎年1,000件程度の利用があることから、そのようなチェックが難しい状況にあります。</p> <p>そこで、上記チェックを迅速に行い、重複相談を防止することにより、「法律相談」の公平な運用を図るため、新たに予約情報を電算処理するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	<p>予約者の氏名（ひらがな）、住所、相談日、相談時刻、相談項目</p>		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問第372号

条例第7条第2項 (収集等の一般的制限) ただし書の規定による諮問

諮問事項	地域支援事業における個人情報収集等の一般的制限の特例の対象項目の追加について	実施機関	市長
審議日	平成24年5月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>介護保険法に基づく地域支援事業を実施するに当たり、同事業対象者に係る、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報収集等を行うことについては、既に平成18年5月30日付け諮問第214号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。</p> <p>今回、地域支援事業の一部である二次予防事業対象者把握事業の一環として、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象に、4年ぶり、2度目のアンケート（郵送配付）を、設問を追加して実施することとしました。</p> <p>追加した設問の中には、社会的差別の原因となるおそれのある事項を含む個人情報が含まれるため、個人情報の収集等の一般的制限の特例の対象項目を追加するものです。</p>		
2 追加して収集等する社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目	<p>(1) アンケート追加項目 健康情報、活動状況</p> <p>(2) 教室参加希望内容 参加せず (体調不良、在住しておらず、都合つかず)</p>		

諮問第373号

条例第8条第2項第5号 (収集方法の制限) の規定による諮問

諮問事項	地域支援事業において本人以外から収集する個人情報の項目の追加について	実施機関	市長
審議日	平成24年5月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>介護保険法に基づく地域支援事業を実施するに当たり、本人以外から個人情報を収集することについては、既に平成18年5月30日付け諮問第215号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。</p> <p>今回、地域支援事業の一部である二次予防事業対象者把握事業の一環として、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象に、4年ぶり、2度目のアンケート（郵送配付）を、設問を追加して実施することとしました。</p> <p>上記アンケートは、本人が回答することを原則としますが、本人による意思表示が難しい場合は、本人の心身の状況等をよく知る家族等が回答することも想定しているため、本人以外から収集する個人情報の項目を追加するものです。</p>		
2 追加して本人以外から収集する個人情報の項目	<p>(1) アンケート追加項目 世帯情報、健康情報、活動状況</p> <p>(2) アプローチ結果 連絡済</p> <p>(3) 教室参加希望内容 参加あり (参加理由)、希望するが参加せず (既に実行済み、実施場所、内容、都合つかず)、参加せず (興味なし、体調不良、在住しておらず、都合つかず、その他)</p>		

諮問第374号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	地域包括支援センター管理業務システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成24年5月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>介護保険法に基づき地域支援事業を実施するに当たり、地域包括支援センター管理業務システムにおいて個人情報を電算処理することについては、既に平成18年5月30日付け諮問第216号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。</p> <p>今回、地域支援事業の一部である二次予防事業対象者把握事業の一環として、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象に、4年ぶり、2度目のアンケート（郵送配付）を、設問を追加して実施することとしました。</p> <p>上記アンケート結果は、前回同様、地域包括支援センター管理業務システムで入力及び集計を行うこととされているので、同システムにおいて電算処理する個人情報の項目を追加するものです。</p>		
2 追加して電算処理する個人情報の項目	<p>(1) アンケート追加項目 世帯情報、健康情報、活動状況</p> <p>(2) アプローチ結果 連絡未、連絡済</p> <p>(3) 教室参加希望内容 参加あり（参加理由）、希望するが参加せず（既に実行済み、実施場所、内容、都合つかず）、参加せず（興味なし、体調不良、在住しておらず、都合つかず、その他）</p>		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問第375号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	地域包括支援センターとの通信回線の結合による地域支援事業に係る個人情報の伝送項目の追加について		
審議日	平成24年5月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>介護保険法に基づき地域支援事業を実施するに当たり、本市の電算組織と地域包括支援センターの電算組織を通信回線により結合することについては、既に平成18年5月30日付け諮問第217号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。</p> <p>今回、地域支援事業の一部である二次予防事業対象者把握事業の一環として、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象に、4年ぶり、2度目のアンケート（郵送配付）を、設問を追加して実施することとしました。</p> <p>上記アンケート結果は、前回同様、地域包括支援センター管理業務システムで入力及び集計を行うこととされているので、地域包括支援センターとの通信回線の結合による伝送項目を追加するものです。</p>		
2 電子計算組織結合により追加して伝送する個人情報の項目	<p>(1) アンケート追加項目 世帯情報、健康情報、活動状況</p> <p>(2) アプローチ結果 連絡未、連絡済</p> <p>(3) 教室参加希望内容 参加あり（参加理由）、希望するが参加せず（既に実行済み、実施場所、内容、都合つかず）、参加せず（興味なし、体調不良、在住しておらず、都合つかず、その他）</p>		
3 接続先	地域包括支援センター（市内13か所に設置）		

諮問事項	屋外広告物の許可事務及び措置命令等の事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年5月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>屋外広告物（以下「広告物」という。）については、現在、大阪府屋外広告物条例に基づく規制がなされ、許可区域内において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件の設置をしようとするときは、適用除外広告物を除き、許可を受けなければなりません。</p> <p>また、許可期限（2年以内（はり紙、はり札等は30日以内））後も引き続き表示等する場合は継続の許可を受けなければなりません。</p> <p>現在、本市域における広告物の許可、是正指導等につきましては大阪府方土木事務所が行っておりますが、平成25年1月1日より本市へ権限の移譲が予定されています。</p> <p>この権限移譲に伴い、屋外広告物管理システムを構築し、広告物許可に係る情報の電子化を行なうことにより、継続・変更申請時の照合及び継続許可申請対象物件の抽出等、事務の効率化を図ると共に、迅速かつ的確な市民・事業者等への対応を図ることを目的とします。</p>		
2 電算処理する記録項目	<p>(1) 広告物に関する情報 種類（屋上広告塔（板）、地上広告塔（板）、電柱広告（突出・巻付）、突出広告板、壁面広告板等）、数量、面積（縦・横寸法を含む）、手数料算出面積）、広告表示内容、主要道路等の名称、表示（設置期間）、工事完了予定年月日、表示（設置）場所、用途地域、照明装置の有無、自家用・その他の区分</p> <p>(2) 申請者・届出者に関する情報 郵便番号、住所、申請者等氏名（法人等の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）、申請者電話番号</p> <p>(3) 管理者に関する情報 郵便番号、住所、管理者氏名、電話番号</p> <p>(4) 工事施行者（屋外広告業者）に関する情報 郵便番号、住所、工事施行者名、電話番号、屋外広告業届出年月日、届出番号</p> <p>(5) 表示若しくは設置する場所又は物件の所有（管理）者に関する情報 郵便番号、住所、所有者等氏名、電話番号</p> <p>(6) 許可（履歴）に関する情報 受付（申請・届出）年月日、受付番号、許可年月日、許可期間、許可番号、許可手数料、不許可年月日、取下げ年月日、撤去年月日、しゅん工年月日、廃止年月日、申請・届出区分（新規・変更・継続等）</p> <p>(7) その他の情報 道路占用許可日、継続通知区分（申請者・管理者・工事施行者）、添付区画画像データ（配置図・平面図・立面図・意匠図・構造図・配線図等及び現況写真等）、変更内容等、特記事項</p>		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問事項	コンビニエンスストアにおける料金収納業務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年8月10日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>市の料金収納業務は、現在、金融機関及び市役所の窓口で行っていますが、取扱時間は原則として平日の昼間に限られています。そこで、市民が平日、休日を問わず24時間利用できるコンビニエンスストアにおいても料金収納業務を実施することにより、市民の利便性の向上を図るものです。</p>		
2 対象料金（対象課）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料（国民健康保険課） ・介護保険料（高齢社会室） ・保育所保育料（子育て支援室） ・留守家庭児童会室保育料（放課後児童課） ・し尿処理手数料（淀川衛生事業所） 		
3 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	<p>調定年度、計算（賦課）年度、業務コード、通知書（納付書）種別、期別、通知書（納付書）番号、消しこみ連番、延滞金、再発行区分、支払期限、支払金額</p>		
4 個人情報の保護体制	<p>(1) コンビエンスストア及び収納事務受託者が取り扱う電子データだけでは個人の特定はできませんが、本市がこれらのデータを各課業務システム（国民健康保険システム、介護保険システム、保育所保育料システム、留守家庭児童会室保育料システム、し尿処理手数料システム）上で処理することで、個人を特定するシステムとなっています。</p> <p>(2) 料金収納業務の委託に伴い、収納事務受託者に個人情報保護のための必要な措置を講じさせるため、収納事務受託者との間で個人情報の保護に関する覚書を交換し、遵守させます。個人情報の保護に関する覚書（案）は、別紙のとおりです。（別紙省略）</p>		

諮問第378号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問 コンビエンスストアにおける料金収納業務に係る電子計算組織の通信回線による結合について	実施機関	市長
審議日	平成24年8月10日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	市の料金収納業務は、現在、金融機関及び市役所の窓口で行っていますが、市民の利便性の向上を図るため、市民がいっつも利用できるコンビニエンスストアにおいても市の料金収納業務を実施するにあたり、各店舗で読み取った収納データを最終的に集約する収納事務受託者の電子計算組織と、本市の電子計算組織とを通信回線を利用して結合し、これらの収納データを受け取るものです。		
2 対象料金	諮問第377号の「対象料金（対象課）」と同じ。		
3 電子計算組織の通信回線による結合により伝送する個人情報の項目	諮問第377号の「電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目」と同じ。		
4 個人情報の保護体制	(1) 収納データは、I SDN回線、I P-VPN回線またはL GWAN回線を通じて受信専用のパソコン(以下「受信専用パソコン」という。)で受信し、本市から個人情報の送信は行いません。 なお、I SDN回線とは、電話回線を利用して、発信者と着信者との間で電子信号による「呼出」と「応答」により相手を確認した後、1対1の占有回線を確立して、通信を行う間だけ繋がる通信方法です。また、受信専用パソコン利用時には、ユーザー・パスワード認証やアクセスキーによる認証等のセキュリティ対策を講じています。 (2) 受信専用パソコンは、入室管理された情報推進課所管のマシンルームに設置します。受信したデータは、電子的記録媒体等により統合DBに移行し、各課業務システムから統合DB内にあるデータを取得します。これらの処理は情報推進課所管のマシンルーム内で行うため、電子的記録媒体等を室外に持ち出すことはありません。 (3) 受信専用パソコンの操作を行うのは、専任のシステム操作者だけに限定します。この操作者に対しては、本市がI D、パスワードを付与し、このI D、パスワードを入力しないと、受信専用パソコンの操作を行うことができません。 (4) 電子計算組織の通信回線による結合に伴い、収納事務受託者に個人情報保護のための必要な措置を講じさせるため、収納事務受託者との間で個人情報の保護に関する覚書を交換し、遵守させます。個人情報の保護に関する覚書(案)は、別紙のとおりです（諮問第377号と共通）。		

諮問第379号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	介護保険・障害福祉サービス事業者等管理システムに係る個人情報の電算処理について	実施機関	市長
審議日	平成24年8月10日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	平成25年1月、本市は『大阪発“地方分権改革”ビジョン』に基づき、大阪府から介護保険法及び障害者自立支援法に基づく介護保険・障害福祉サービス事業者等の指定・指導にかかる権限等の委譲を受け、大阪府から本市に所在する1000を超える事業者情報が移管されます。 そこで、『事業者等管理システム』を導入し、事業者の個人情報を電算処理することで、適正かつ効率的な事務執行に役立てようとするものです。		
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	管理者氏名、管理者生年月日、管理者住所、管理者電話番号、管理者FAX番号、管理者の兼業職種名、管理者の兼業事業所（施設）名、サービス提供責任者氏名、サービス提供責任者住所、サービス提供責任者の資格、介護支援専門員氏名、介護支援専門員登録番号、登録都道府県名、就労開始日、就労終了日、資格有効終了年月日、主任ケアマネの有無		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問第380号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	住宅用太陽光発電システム導入促進事業管理事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年8月10日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	住宅用太陽光発電システム導入促進事業は、市内の自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する者に対して、発電量に応じて、10万円を限度に設置費用を補助する制度です。補助申請は年間500件程度見込まれ、その集計を紙ベースで行うと、多くの時間を要することとなるため、電子計算組織を利用して申請者一覧（台帳）を作成し、事務の効率化を図るものです。		
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	受理ナンバー、申請日、氏名、郵便番号、住所、連絡先、所在地、建物状況、発電（出力値）、発電経費、発電計算値、発電算定額、抽選、抽選結果、交付確定額、予算残額、確定通知、定期報告書（1年目）、定期報告書（2年目）、損傷・減失・処分届		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問第381号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	水道料金選付金等の支払事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成24年8月10日	実施機関	上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	枚方市上下水道局では、お客様からの過誤入金や料金減免措置、臨時予納金精算による還付金等が生じた場合のほか、委託料や借地料、各種補助金等について口座振込により返金及び支払処理を行っています。これら支払事務においては、現在、振込先等情報を印字した所定の振込用紙、もしくは振込先等情報を記載させたFDを用いており、振込用紙よりその銀行（出納取扱金融機関）枚方支店を通じて大阪市中央区の同銀行大阪業務サポートオフィスに、FDは豊中市の同銀行システム運営センターに運搬され、振込処理が行われています。しかし、この方法では、振込処理に時間を要するとともに、運搬途中での事故の可能性も否定できません。そこで、本市と同銀行システム運営センターとをISDN回線で結合し、上記のデータを伝送することにより、迅速かつ安全な振込処理を可能にするものです。		
2 電子計算組織の通信回線による結合により伝言する個人情報の項目	(1) 口座名義人の氏名 (2) 振込先金融機関名及びビコード番号 (3) 振込先金融機関支店名及びビコード番号 (4) 預金種目（普通・当座の別） (5) 口座番号 (6) 振込金額 (7) 振込日		
3 個人情報の保護体制	(1) 上下水道経営課内に振込先データ送信専用端末を設置します。この専用端末の操作には、ID、パスワードの入力が必要です。 (2) 専用端末と異なる銀行システム運営センターとは、ISDN回線により通信します。また、専用端末は、庁内LAN及び局内LANとは一切接続せず、単独で稼働するため、外部からの不正侵入は不可能です。		

諮問第382号

条例第10条第1項第5号 (外部提供の制限) の規定による諮問

諮問事項	各種がん検診事業に係る個人情報の外部提供について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市立保健センター (以下「保健センター」といいます。) では、市民を対象に、各種がん検診を実施しており、一方、大阪府では、大阪府の住民で、がんと診断され、またはその治療を受けた患者の情報を集積する、大阪府がん登録事業を実施しています。</p> <p>この度、保健センターが保有する各種がん検診情報と、大阪府が保有するがん登録情報を照合・分析することで、保健センターが実施するがん検診の精度向上を目指す取組みを行うこととしました。</p> <p>本諮問は、上記の取組みに伴い、保健センターが保有する各種がん検診情報を、大阪府に外部提供することから、これに対応するものです。</p>		
2 外部提供する個人情報の項目	<p>各種がん検診に係る次の情報</p> <p>氏名・性別・生年月日・住所・受診日・検診方式・検診歴・診断結果・健康状態・精密検査の状況</p>		
3 外部提供先	大阪府立成人病センター		

諮問第383号

条例第8条第2項第5号 (収集方法の制限) の規定による諮問

諮問事項	財団法人枚方市公園緑化協会の解散に伴う引継ぎ事業に係る個人情報の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>財団法人枚方市公園緑化協会 (以下「協会」といいます。) は、平成24年度末に解散を予定していますが、協会の所管事業のうち、別表1に掲げるものについては、平成25年度以降も市 (公園みどり課) が引き継いで実施する予定です。</p> <p>これに伴い、市は、別表2に掲げる情報を協会から引き継ぐ必要がありますが、本諮問は、この引継ぎにより、市が本人以外からのもの (協会) から個人情報を収集することとなることから、これに対応するものです。</p> <p>なお、別表2に掲げる情報で、平成25年4月以降に新たに保有することとなるものについては、市が本人から直接収集します。</p>		
2 本人以外のものから収集する個人情報の項目	<p>(1) 緑化推進事業「新生児誕生記念苗木贈呈事業」 受理ナンバ、申込日、申込者情報、新生児氏名</p> <p>(2) 緑化推進事業「緑化樹木配布事業」 受理ナンバ、申込日、申込者情報、団体名、団体構成員情報</p> <p>(3) 緑化推進事業「保存樹木・樹林助成事業」 申請日、指定番号、指定年月日、所在地、所有者、保存樹木の状況、保存樹木の状況</p> <p>(4) 緑化推進事業「花いっぱい運動」 受理ナンバ、申込日、団体名、活動公園・緑地等、申込者情報、連絡先</p>		

諮問第384号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	財団法人枚方市公園緑化協会の解散に伴う引継ぎ事業に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>財団法人枚方市公園緑化協会（以下「協会」といいます。）は、平成24年度末に解散を予定していますが、協会の所管事業のうち、別表1に掲げるものについては、平成25年度以降も市（公園みどり課）が引き継いで実施する予定です。</p> <p>これに伴い、市は、別表2に掲げる情報を協会から引き継ぐ必要がありますが、本諮問は、この引継ぎにより、市が保有することとなる個人情報を、閲覧の簡便化、検索の迅速化、事務の効率化を図る観点から、電算処理するため、これに対応するものです。</p>		
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	<p>(1) 緑化推進事業「新生児誕生記念苗木贈呈事業」 受理ナンバー、申込日、申込者情報、新生児氏名</p> <p>(2) 緑化推進事業「緑化樹木配布事業」 受理ナンバー、申込日、申込者情報、団体名、団体構成員情報</p> <p>(3) 緑化推進事業「保存樹木・樹林助成事業」 申請日、指定番号、指定年月日、所在地、所有者、保存樹木の状況、保存樹木の状況</p> <p>(4) 緑化推進事業「花いっぱい運動」 受理ナンバー、申込日、団体名、活動公園・緑地等、申込者情報、連絡先</p>		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問第385号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	公園みどり課が所管する事務・事業に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本諮問は、公園みどりが所管する複数の事務や事業に係る個人情報を、閲覧の簡便化、検索の迅速化、事務の効率化の観点から、電算処理するため、これに対応するものです。</p>		
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	<p>(1) 公園占用許可事務 受理ナンバー、申請日、公園名、占用日時、団体名、団体代表者・申請者情報</p> <p>(2) 公園・緑地等維持管理業務における市民からの要望等記録事務 要望日、要望者、要望者名情報、公園名、要望内容、情報、詳細情報</p> <p>(3) 建築物の敷地等における緑化を促進する制度 受付番号、届出種類、受理日、届出者情報、建築物名称、建築物種、建築行為、建築行為場所、敷地面積、建築面積、地上部緑化面積（合計）、建築物上緑化面積（合計）、緑化面積合計、緑化必要面積計算値</p> <p>(4) 公園・緑地等アダプト制度 受理ナンバー、申請日、申請者情報、団体名、団体構成員情報</p> <p>(5) 緑化推進事業（緑化講習会） 受理ナンバー、申請日、申請者情報、団体名、団体構成員情報、活動回数</p>		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問第386号

条例第7条第2項 (収集等の一般的制限) ただし書の規定による諮問

諮問事項	資源ごみ等の持ち去り行為の規制事務における個人情報の収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例が改正され、平成25年1月1日から、ごみ置き場等から空き缶等の資源ごみや粗大ごみ (以下「資源ごみ等」といいます。) を持ち去ることが禁止されます。</p> <p>これに伴い、①資源ごみ等の持ち去り者に対する聞き取り、②市民等からの持ち去り行為の通報の受付け、③持ち去り行為確認のための写真撮影を内容とする、資源ごみ等の持ち去り行為の規制に係る事務を実施します。</p> <p>本諮問は、上記の規制に係る事務において、やむを得ず枚方市個人情報保護条例第7条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報の収集等を行うことがあり、これに対処するものです。</p>		
2 個人情報の取得場所	枚方市全域		
3 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目	状況、対応、報告事項、写真		

諮問第387号

条例第8条第2項第5号 (収集方法の制限) の規定による諮問

諮問事項	資源ごみ等の持ち去り行為の規制事務における個人情報の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例が改正され、平成25年1月1日から、ごみ置き場等から空き缶等の資源ごみや粗大ごみ (以下「資源ごみ等」といいます。) を持ち去ることが禁止されます。</p> <p>これに伴い、①資源ごみ等の持ち去り者に対する聞き取り、②市民等からの持ち去り行為の通報の受付け、③持ち去り行為確認のための写真撮影を内容とする、資源ごみ等の持ち去り行為の規制事務を実施します。</p> <p>本諮問は、上記の規制に係る事務のうち③が、本人以外のものからの個人情報の収集に該当することから、これに対処するものです。</p>		
2 個人情報の取得場所	枚方市全域		
3 本人以外のものから収集する個人情報の項目	写真		

諮問第388号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	資源ごみ等の持ち去り行為の規制事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例が改正され、平成25年1月1日から、ごみ置き場等から空き缶等の資源ごみや粗大ごみ（以下「資源ごみ等」といいます。）を持ち去ることが禁止されます。</p> <p>これに伴い、①資源ごみ等の持ち去り者に対する聞き取り、②市民等からの持ち去り行為の通報の受付け、③持ち去り行為確認のための写真撮影を内容とする、資源ごみ等の持ち去り行為の規制事務を実施します。</p> <p>本諮問は、上記の規制に係る事務において得られた個人情報、事務処理の効率化の観点から、電算処理するため、これに対応するものです。</p>		
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	日付、種別、通報者、状況、時刻、対応、場所、車両情報、持ち去り行為者情報、報告事項、写真		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問第389号

条例第7条第2項（収集等の一般的制限）ただし書の規定による諮問

諮問事項	公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>公用自動車が発生し、市としてその事故処理を進めるに当たっては、事故の客観的状況を把握することが重要となります。しかしながら、事故の関係者の記憶や認識は互いに異なることも多いことから、より的確に事故状況を把握し、より適正に事故処理を進めるため、今後は、公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置を進めていくこととします。</p> <p>本諮問は、ドライブレコーダーで映像を記録することにより、やむを得ず社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の収集等を行うことがあることから、これに対応するものです。</p>		
2 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目	<p>① 特定の個人が識別され得る映像のうち、当て逃げ等の犯罪行為を行っている者に係るもの</p> <p>② 特定の個人が識別され得る映像のうち、障害等の状況が判別され得るもの</p>		

諮問第390号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>公用自動車が発生する事故が、市としてその事故処理を進めるに当たっては、事故の客観的状況を把握することが重要となります。しかしながら、事故の関係者の記憶や認識は互いに異なることも多いことから、より的確に事故状況を把握し、より適正に事故処理を進めるため、今後は、公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置を進めていくこととします。</p> <p>本諮問は、ドライブレコーダーによる映像の記録が、個人情報の本人以外のものからの収集に該当することから、これに対応するものです。</p>		
2	<p>本人以外のものから収集する個人情報の項目 ドライブレコーダーに記録された映像のうち、特定の個人が識別され得るもの</p>		

諮問第391号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の外部提供について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>公用自動車が発生する事故が、市としてその事故処理を進めるに当たっては、事故の客観的状況を把握することが重要となります。しかしながら、事故の関係者の記憶や認識は互いに異なることも多いことから、より的確に事故状況を把握し、より適正に事故処理を進めるため、今後は、公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置を進めていくこととします。</p> <p>本諮問は、当該事故の当事者や、当該事故を捜査する捜査機関等から、ドライブレコーダーに記録された個人情報の提供を求められることがあると考えられることから、これに対応するものです。</p>		
2	<p>外部提供する個人情報の項目 ドライブレコーダーに記録された映像のうち、特定の個人が識別され得るもの</p>		
3	<p>外部提供先 事故を捜査する捜査機関（警察、検察）、裁判所等</p>		

諮問第392号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>公用自動車が発生する事故が、市としてその事故処理を進めるに当たっては、事故の客観的状況を把握することが重要となります。しかしながら、事故の関係者の記憶や認識は互いに異なることも多いことから、より的確に事故状況を把握し、より適正に事故処理を進めるため、今後は、公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置を進めていくこととします。</p> <p>本諮問は、ドライブレコーダーによる映像の記録が、個人情報の電算処理を伴うため、これに対応するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	<p>ドライブレコーダーに記録された映像のうち、特定の個人が識別され得るもの</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>① 映像は、ドライブレコーダーに内蔵したSDカードに記録しますが、不必要な映像を長期にわたって保持することを防止するため、車両の所管課において、最大一週間の限度として、全てのSDカード内のデータを順次消去していくこととします。</p> <p>② 公用自動車の管理担当者が、終業時、全車両の施錠確認等を行うことにより、SDカードの盗難防止を図ります。</p>		

諮問第393号

条例第7条第2項（収集等の一般的制限）ただし書の規定による諮問

諮問事項	公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>公用自動車が発生し、市としてその事故処理を進めるに当たっては、事故の客観的状況を把握することが重要となります。しかしながら、事故の関係者の記憶や認識は互いに異なることも多いことから、より的確に事故状況を把握し、より適正に事故処理を進めるため、今後は、公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置を進めていくこととします。</p> <p>本諮問は、ドライブレコーダーで映像を記録することにより、やむを得ず社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の収集等を行うことがあることから、これに対応するものです。</p>		
2 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目	<p>① 特定の個人が識別され得る映像のうち、当て逃げ等の犯罪行為を行っている者に係るもの</p> <p>② 特定の個人が識別され得る映像のうち、障害等の状況が半別され得るもの</p>		

諮問第394号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>公用自動車が発生し、市としてその事故処理を進めるに当たっては、事故の客観的状況を把握することが重要となります。しかしながら、事故の関係者の記憶や認識は互いに異なることも多いことから、より的確に事故状況を把握し、より適正に事故処理を進めるため、今後は、公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置を進めていくこととします。</p> <p>本諮問は、ドライブレコーダーによる映像の記録が、個人情報の本人以外のものからの収集に該当することから、これに対応するものです。</p>		
2	<p>本人以外のものから収集する個人情報の項目 ドライブレコーダーに記録された映像のうち、特定の個人が識別され得るもの</p>		

諮問第395号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の外部提供について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>公用自動車が発生し、市としてその事故処理を進めるに当たっては、事故の客観的状況を把握することが重要となります。しかしながら、事故の関係者の記憶や認識は互いに異なることも多いことから、より的確に事故状況を把握し、より適正に事故処理を進めるため、今後は、公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置を進めていくこととします。</p> <p>本諮問は、当該事故の当事者や、当該事故を捜査する捜査機関等から、ドライブレコーダーに記録された個人情報の提供を求められることがあると考えられることから、これに対応するものです。</p>		
2	<p>外部提供する個人情報の項目 ドライブレコーダーに記録された映像のうち、特定の個人が識別され得るもの</p>		
3	<p>外部提供先 事故を捜査する捜査機関（警察、検察）、裁判所等</p>		

諮問第396号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の電算処理について
審議日	平成24年11月13日
実施機関	上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>公用自動車に関係する事故が発生し、市としてその事故処理を進めるに当たっては、事故の客観的状況を把握することが重要となります。しかしながら、事故の関係者の記憶や認識は互いに異なることも多いことから、より的確に事故状況を把握し、より適正に事故処理を進めるため、今後は、公用自動車への映像記録型ドライブレコーダーの設置を進めていくこととします。</p> <p>本諮問は、ドライブレコーダーによる映像の記録が、個人情報の電算処理を伴うため、これに対応するものです。</p>
2 電算処理する個人情報の項目	ドライブレコーダーに記録された映像のうち、特定の個人が識別され得るもの
3 個人情報の保護体制	<p>① 映像は、ドライブレコーダーに内蔵したSDカードに記録しますが、不必要な映像を長期にわたって保持することを防止するため、車両の所管課において、最大一週間の限度として、全てのSDカード内のデータを順次消去していくこととします。</p> <p>② 公用自動車の管理担当者が、終業時、全車両の施設確認等を行うことにより、SDカードの盗難防止を図ります。</p>

諮問第397号

条例第7条第2項（収集等の一般的制限）ただし書の規定による諮問

諮問事項	未熟児養育医療給付事務における個人情報の収集等の一般的制限の特例について
審議日	平成24年11月13日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>未熟児養育医療給付事務は、母子保健法に基づき、養育のため入院を必要とする、出生時体重が2,000g以下の乳児や、身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、その養育医療に必要な費用のうち、保険診療の診療費の自己負担分の一部を、その所得の額に応じて給付する事務です。</p> <p>現在、本市域における未熟児養育医療給付事務は、大阪府が行っていますが、平成25年4月1日にその権限が本市に移譲されます。</p> <p>本諮問は、同事務において、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の収集等をする必要があることから、これに対応するものです。</p>
2 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目	<p>出生情報、病状</p>

諮問第398号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報記録）の規定による諮問

諮問事項	未熟児養育医療給付事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>未熟児養育医療給付事務は、母子保健法に基づき、養育のため入院を必要とする、出生時体重が2,000g以下の乳児や、身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、その養育医療に必要な費用のうち、保険診療の診療費の自己負担分の一部を、その所得の額に応じて給付する事務です。</p> <p>現在、本市域における未熟児養育医療給付事務は、大阪府が行っていますが、平成25年4月1日にその権限が本市に移譲されます。</p> <p>大阪府では、現在、同事務に係る情報を電算処理しており、本市においても、事務処理の効率化の観点から、個人情報を含む同事務に係る情報を電算処理するため、本諮問は、これに対応するものです。</p>		
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	<p>(1) 本人に関する情報 受給者番号、名前、性別、生年月日、住所、電話番号、出生情報、健康保険情報、公的機関情報</p> <p>(2) 家族等に関する情報 名前、続柄、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、所得情報</p> <p>(3) 申請に関する情報 申請情報、医療機関、病状</p> <p>(4) 医療費請求に関する情報 医療費、医療機関、看護料、移送情報</p>		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問第399号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報記録）の規定による諮問

諮問事項	特定非営利活動法人の設立認証等事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>特定非営利活動を行う団体が法人格を取得するためには、特定非営利活動促進法に基づき都道府県に申請し、その認証を受けることが必要で、当該認証後に登記することにより法人として成立します。</p> <p>現在、本市内にある特定非営利活動法人の設立認証等事務は、大阪府が行っていますが、平成25年1月1日にその権限が本市へ移譲されます。</p> <p>大阪府では、現在、同事務に係る情報を電算処理しており、本市においても、事務処理の効率化の観点から、個人情報を含む同事務に係る情報を電算処理するため、本諮問は、これに対応するものです。</p>		
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	<p>法人名、代表者氏名、主たる事務所、郵便番号、電話番号、FAX番号、従たる事務所、ホームページアドレス、メールアドレス、目的、所管庁変更、変更年月日、活動、特定非営利活動に係る事業、その他の事業、入会金、会費、設立時理事数、役員任期、役員終期、役員終期、役員終期、事業報告書提出期限、収支予算、取り下げ年月日、公告期間、公告施行、起案日、決裁日、施行日（認証日）</p>		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

諮問第400号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	旅券発給事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市域における旅券発給事務の幅限は、平成25年1月7日に、大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、大阪府から本市に移譲されます。</p> <p>本市が担うこととなる業務は、旅券の申請受付、申請内容の審査、旅券の交付業務等で、旅券の作成は大阪府が引き続き行います。このため、本市と大阪府との間で、本市で受け付けた旅券申請書や、府が作成した完成旅券をやり取りする必要があります。</p> <p>このやり取りの履歴を整理、把握するため、本市は、大阪府との取り決めにより、旅券発給申請受付（管理）台帳（郵送付簿）を作成することとしています。</p> <p>本諮問は、当該台帳記載の個人情報を、事務処理の効率化の観点から、電算処理するため、これに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目 受理番号、受理日、有効旅券有無、同一戸籍、摘要、府への発送日、府受入日、摘要、市への発送日、市受入日、交付日、引換書送付日、府受取日、備考</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>		

諮問第401号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	選挙人名簿管理事務に係る個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成24年11月13日	実施機関	選挙管理委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本の閲覧については、支援対象者（※）の保護を図るため、従来から、支援対象者の情報をあらかじめ削除した抄本により行っています。</p> <p>しかし、削除の方法が、全選挙人の情報が記載された抄本を一度紙に出力した上で、支援対象者の情報を手作業で白く塗りつぶすという煩雑なものであるため、この度、選挙人名簿管理システムで処理する個人情報項目を追加し、支援対象者の情報をあらかじめ削除した抄本を出力できるようにすることで、作業の効率化を図るものです。</p> <p>※ 支援対象者：住民基本台帳事務処理要領第6-10に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者</p>		
2	<p>追加して電算処理する個人情報の項目 支援対象者識別情報</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>		

諮問第402号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	新名神高速道路事業用地の地権者等に係る個人情報の外部提供について
審議日	平成24年11月13日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>新名神高速道路の八幡一高槻区間の事業については、同事業用地の多くが本市域内にあることもあり、事業主である西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）や周辺自治体と緊密に連携しつつ、市としてその促進を図ることとしています。</p> <p>こうした中、本事業に伴う事業用地等の地権者等との交渉等に当たる西日本高速道路株式会社関西支社から、本市に対し、それら地権者等に係る課税台帳情報の西日本高速道路株式会社関西支社への提供について要請がありました。課税台帳情報は、不動産登記情報よりも正確に現況を反映していることが多いため、地権者等をより円滑かつ的確に特定することができると考えます。</p> <p>本市としては、本事業そのものの必要性や公共性、大規模性、事業が円滑に進捗することの重要性に鑑み、地権者等に係る課税台帳情報を、西日本高速道路株式会社関西支社に提供しようとするものです。</p>
2 外部提供する個人情報の項目	<p>西日本高速道路関西支社が不動産登記情報等を基に抽出した地権者等に係る下記に掲げる情報</p> <p>(1) 土地課税台帳情報 所在、地番、地目、地積、納税義務者（住所・氏名等）</p> <p>(2) 家屋課税台帳情報 家屋番号、構造、床面積、納税義務者（住所・氏名等）</p>
3 外部提供先	西日本高速道路株式会社関西支社 新名神大阪東事務所
4 提供の方法	<p>西日本高速道路株式会社関西支社は、課税台帳情報の提供を希望する地権者等のリストを市に提出し、市は、リストにある地権者等の課税台帳情報を、当該リストに基づき加えて西日本高速道路株式会社関西支社に返却します。リストはエクセルで作成し、リストの提出と返却は、暗号化したエクセルデータをCD等の移動記憶媒体に記録させた上で、同媒体を双方の職員が直接手交して行います。その際、データ保護及び個人情報の保護に関して条件を付する等の措置を講じます。</p>

諮問第403号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	施設予約システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
審議日	平成24年11月13日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>本市施設予約システムは、あらかじめシステム利用者登録をした市民が、インターネットを利用して、市所管の文化施設や体育施設の空き状況を確認したり、利用予約をすることができ、市民の利便性の向上と、事務の効率化に効果を発揮しています。</p> <p>しかし、現在稼働しているシステムは平成14年3月に導入しており、システム劣化によるトラブルが懸念されます。</p> <p>本諮問は、上記の懸念を解消するため、施設予約システムを更新することとし、加えて、さらなるサービス品質の向上と個人情報保護の徹底を図るため、従来のサーバー導入型（※1）から、ASP型（※2）に転換することとしたことに対応するものです。</p> <p>※1：サーバー導入型 ⇒ 自前のサーバを利用してシステムを運用する方式。データは自前のサーバに記録される。</p> <p>※2：ASP型 ⇒ 自前のサーバを持たず、事業者がインターネットを通じて提供するアプリケーションを利用してシステムを運用する方式。データは当該事業者管理のデータセンターに設置される外部サーバに記録される。</p>
2 通信回線と結合して処理する個人情報の項目	<p>暗証番号、代表者氏名、代表者住所、代表者電話番号、申請者氏名、申請者電話番号、昼間連絡先、昼間連絡先電話番号、その他連絡先、メールアドレス、利用者登録番号、予約番号、会場責任者氏名、会場責任者住所、会場責任者電話番号、（予約）申請者名</p>
3 外部結合における接続先の個人情報保護体制	別紙のとおり。《別紙省略》

諮問第404号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報記録）の規定による諮問

諮問事項	メールアドレスの発信に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、地域活性化支援センター運営業務として、市内の製造業に関する情報を掲載した「ものづくり企業支援総合サイト」を開設していますが、それらの情報をより的確に個人や法人にお知らせするため、今後、同サイトにメールアドレス機能を追加することとしました。</p> <p>メールアドレスでは、市内製造業の技術や商品に関する情報のほか、経営の高度化に繋がるセミナーの開催案内などを配信することにより、市内製造業への理解を促すとともに、事業者にとって有益な情報をお知らせすることとしています。</p> <p>本諮問は、以上のことから、メールアドレス購読希望者のメールアドレスを電算処理する必要があることに対応するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	メールアドレス購読希望者のメールアドレス		
3 個人情報の保護体制	別紙のとおり。《別紙省略》		

諮問第405号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	自立支援医療（育成医療）給付事業に係る個人情報の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年8月30日公布）の施行に伴い、現在大阪府が所管している自立支援医療（育成医療）給付事業が平成25年4月から本市に移譲されます。</p> <p>なお、自立支援医療（育成医療）給付事業とは、肢体不自由等の障害や疾患がある市内在住の18歳未満の児童が、育成医療の指定医療機関で診察を受けた場合、かかった総医療費のうち自己負担額と健康保険給付額を除いた額を、育成医療費として市が給付するものです。</p> <p>自立支援医療（育成医療）給付事業における個人情報は、原則として申請者本人から直接収集しますが、本人以外のものから収集する可能性もあるため、諮問を行うものです。</p>		
2 本人以外から収集する個人情報の項目	氏名、生年月日、住所、電話番号、保険情報、児童氏名、児童生年月日、児童住所、児童統柄、課税額（所得割・均等割）、生活保護需給の有無、障害種別・手帳情報		

諮問事項	障害福祉システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年8月30日公布）の施行に伴い、現在大阪府が所管している自立支援医療（育成医療）給付事業が平成25年4月から本市に移譲されます。</p> <p>なお、自立支援医療（育成医療）給付事業とは、肢体不自由等の障害や疾患がある市内在住の18歳未満の児童が、育成医療の指定医療機関で診察を受けた場合、かかった総医療費のうち自己負担額と健康保険給付額を除いた額を、育成医療費として市が給付するものです。</p> <p>この自立支援医療（育成医療）給付事業については、既存の障害者自立支援法サービスの枠組みに沿ったものであるため、現行の障害福祉システムに一部改修を行い、必要な個人情報について電算処理することで、事務の効率化に努めるものです。</p>		
2 追加して電算処理する個人情報の項目	<p>(1) 受給者情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、保険情報、児童氏名、児童生年月日、児童住所、児童総額、課税額（所得割・均等割）、生活保護給付の有無、障害種別・手帳情報</p> <p>(2) 支給決定情報 受給者証番号、医療機関情報、医療方針、支給決定有効期間、利用者負担額上限額、負担減免の有無</p> <p>(3) 医療機関情報 医療機関番号、医療機関住所、医療機関電話番号</p> <p>(4) 請求情報 診療年月、診療日数、決定点数、公費負担額、自己負担額</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>標準保護体制のとおり。</p>		

諮問事項	母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事業に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>平成26年4月に大阪府から母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事業が当市に移譲されます。同事業は、母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び寡婦の経済的自立や扶養する子どもの福祉の増進を図るために、各種資金を貸し付ける事業です。事業実施については、貸付申請受付、事実関係に関する審査、通知書や借用証書の作成、貸付金の交付、償還金の徴収、債務者の管理、滞納の管理など様々な事務を行う必要があります。</p> <p>これらの一連の事務を行うにあたり、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の収集を必要があるので、枚方市個人情報保護条例第7条第2項の規定により諮問するものです。</p>		
2 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目	<p>(1) 借主の情報 母子理由コード、母子理由名称、母子理由、母子理由年月日、生活保護状況、生活扶助費、生活保護状況、教育扶助費、生活保護状況、生業扶助費、生活保護状況、住宅扶助費、生活保護状況、医療扶助費、生活保護状況、介護扶助費、病名/介護の種類、身体状況コード、身体状況名称</p> <p>(2) 利用する貸付資金の詳細情報 病名/介護の種類</p> <p>(3) 連帯保証人の情報 身体状況コード、身体状況名称</p> <p>(4) 法定代理人の情報 身体状況コード、身体状況名称</p> <p>(5) 借主の家族の情報 身体状況コード、身体状況名称</p>		

諮問第408号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事業に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事業は、母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び寡婦の経済的自立や扶養する子どもの福祉の増進を図るために、各種資金を貸し付ける事業です。</p> <p>平成26年4月に大阪府から本事業が移譲されると、貸付申請受付、事業関係に関する審査、通知書や借入証書の作成、貸付金の交付、償還金の徴収、債務者の管理、滞納の管理など多岐にわたる事務処理を行う必要があるため、それらに係る情報を電算処理することにより、事務の効率化を図るものです。</p>		
2	<p>電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目別表のとおり。《別表省略》</p> <p>※個人情報の項目の分類は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 借主の情報 (2) 借主の口座情報 (3) 貸付に関する情報 (4) 利用する貸付資金の詳細情報 (5) 償還情報 (6) 発行履歴 (7) 連帯借主の情報 (8) 連帯保証人の情報 (9) 法定代理人の情報 (10) 借主の家族の情報 (11) 債務者（借主・連帯保証人）の情報 		
3	<p>個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>		

諮問第409号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	ファイリングシステムの用途拡大に伴う個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>当市では、平成22年に、個人市民税の申告書や国税庁からの確定申告書データ等についてファイリングシステム（申告書を画像データとして保存するシステム）を導入しています。しかし、法人市民税・事業所税については、申告書データを全件印刷して申告書綴りに綴っており、事務が煩雑となっています。</p> <p>そのため、今回ファイリングシステムを拡張して、法人市民税・事業所税についても申告書のファイリングを実施します。また、法人市民税・事業所税の申告のうち紙の申告書で提出されたものや、紙での申告方法しかなかった軽自動車税の申告書については、画像を電子化してファイリングシステムに取り込みます。</p> <p>以上の方法で、法人市民税・軽自動車税の各種申告書のファイリングを実施し、基幹システム（税総合オンラインシステム）と連携することで資料閲覧を迅速とし、今後も増加していく傾向にある電子申告への対応を行うものです。</p>		
2	<p>追加して電算処理する個人情報の項目 法人市民税・事業所税・軽自動車税の各申告書の画像データ</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>		

諮問第410号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報記録の記録）の規定による諮問

諮問事項	食品衛生・環境衛生・薬事管理統合システムに係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>平成26年4月の中核市移行に伴い、本市では、食品営業施設、理美容所やクリーニング店等の生活衛生関連施設のほか、水道関連施設や浄化槽施設、さらには薬局等に係る許認可や監視等を内容とする、保健衛生行政関係事務を開始します。</p> <p>現在、大阪府では、食品衛生、環境衛生、薬事の3事業に係る台帳管理や許認可事務等について、専用システムを運用して一括して処理しているため、本市においても、中核市移行後の業務を円滑に執行し、ひいては市民サービスの向上につなげるため、大阪府と同様のシステムを構築することとしました。</p> <p>本諮問は、新たなシステムの構築に伴い、個人情報の電算処理が必要となることから、これに対応するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目別表のとおり。《別表省略》			
3 個人情報の保護体制標準保護体制のとおり。			

諮問第411号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	建設リサイクル法に基づく解体工事届出情報の外部提供について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市において、一定規模以上の建設工事等を行う施工主は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」といいます。）第10条第1項の規定に基づき、その旨を市に届け出なければなりません。</p> <p>届出が必要な工事のうち、特に解体工事については、市民等からの問合せが多く、これに迅速に対応することができれば、解体工事に伴う相隣トラブルへの円滑な対応等が可能となります。</p> <p>そこで、解体工事に係る届出情報のうち、法の規定により工事現場に掲示しなければならない事項等、誰でも容易に入手できる情報を、情報公開請求によらず、問合せに応じて外部提供することとするものです。</p>		
2 外部提供する個人情報の項目	<p>日付、工事場所、施工業者情報1、技術者、工事種別、建築物情報、建築物情報、工期</p>		
3 個人情報の保護体制標準保護体制のとおり。			

諮問第412号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報記録の記録）の規定による諮問

諮問事項	建設リサイクル法に基づく届出に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市において、一定規模以上の建設工事等を行う施工主は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定に基づき、その旨を市に届け出なければなりません。</p> <p>現在、同届出情報は紙により保管していますが、届出件数は年間400を超えており、情報量は膨大となっております。</p> <p>また、昨年12月に国土交通省、環境省、厚生労働省から、石綿を含有する建築物の解体工事に係る情報を環境部局と共有するよう協力依頼があり、本年1月から情報共有を行っておりますが、書類を閲覧して行っているため、事務が煩瑣となっております。</p> <p>そこで、届出情報を電算処理することにより、事務処理と情報共有の効率化を図るものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目 受付番号、日付、届出者、工事場所、施工業者情報1、施工業者情報2、技術者、工事種別、建築物情報、建築物情報、工期、その他</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>		

諮問第413号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報記録の記録）の規定による諮問

諮問事項	特定建設作業実施届出関係事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>特定建設作業実施届出関係事務は、騒音や振動、粉じん、石綿の飛散を伴う建設作業を行う場合、工事業者はその旨の届出を義務付けることで、周辺住民の生活環境の保全のために必要な指導を迅速に行えるようにし、苦情の未然防止に努めるものです。</p> <p>しかし現在、同事務の届出書等は年間1200件以上もあり、情報量が膨大となっております。</p> <p>また、昨年12月に環境省、厚生労働省、国土交通省及び大阪府から、本市の建設リサイクル法部局（建築安全課）が管理している届出情報と環境部局（環境公害課）が管理している届出情報との共有化を促進するよう通知があり、本年1月から情報共有を行っておりますが、相互に書類を閲覧して情報共有を行っているため、事務の効率が悪い状況です。</p> <p>今回、これらの届出情報等を電算処理することにより、事務及び情報共有の効率化を図るものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目 管理番号（台帳ID）、受付日、届出者（元請業者）、住所（元請業者）、発注業者（開発者）、発注業者（開発者）の住所、発注業者（開発者）の電話番号、作業場所、建築工事等の名称、作業期間（工期）、作業の種類（種類）、夜間工事チェック、継続チェック、未処理チェック、備考、担当者、解体チェック、床面積</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。</p>		

諮問第414号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	コンピュータによる個人情報の記録の電算処理に コンピュータによる個人情報の記録の電算処理に ついて		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	住民基本台帳カードの更なる活用及び市民の利便性の向上のため、市役所庁舎等に設置している証明書等自動交付機を撤去し、コンピュータによる「住民票の写し」・「印鑑証明」・「課税証明」の交付業務を導入します。 コンピュータ交付を行うためには、本市に新たにコンピュータ用の公開・証明発行サーバの設置が必要であるため、その構築を行うものです。		
2 電算処理する個人情報の項目	(1) 市・府民税課税証明書 住所、氏名、生年月日、平成〇〇年度分所得金額、所得控除額、課税標準額、市府民税額、所得金額の内訳、繰越控除額の内訳、所得控除の有無人数、専従者控除の有無人数、課税標準額の内訳、市府民税額の内訳、摘要 (2) 住民票 世帯主名、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった日、本籍、筆頭者、前住所、住所を定めた届出日、住所を定めた届出事由、住所を定めた異動日、住所を定めた異動事由 (3) 印鑑証明書 住所、氏名、生年月日、性別、印影		
3 個人情報の保護体制 標準保護体制のとおり。			

諮問第415号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	コンピュータによる個人情報の電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	住民基本台帳カードの更なる活用及び市民の利便性の向上のため、現在使用している証明書等自動交付機を撤去し、コンピュータによる「住民票の写し」・「印鑑証明」・「課税証明」の交付業務を導入します。 コンピュータ交付は、財団法人地方自治情報センター(LASDEC)の委託事業で行い、LASDECの広域ネットワークと本市の公開・証明発行サーバを通信回線により結合します。 本諮問は、このことに対応するものです。		
2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目	(1) 市・府民税課税証明書 住所、氏名、生年月日、平成〇〇年度分所得金額、所得控除額、課税標準額、市府民税額、所得金額の内訳、繰越控除額の内訳、所得控除の有無人数、専従者控除の有無人数、16歳未満扶養の人数、課税標準額の内訳、市府民税額の内訳、摘要 (2) 住民票 世帯主名、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった日、本籍、筆頭者、前住所、住所を定めた届出日、住所を定めた届出事由、住所を定めた異動日、住所を定めた異動事由 (3) 印鑑証明書 住所、氏名、生年月日、性別、印影		
3 接続先	財団法人地方自治情報センター(LASDEC)の広域交付サーバ		
4 個人情報の保護体制	(1) 本市の電子計算組織と財団法人地方自治情報センター(LASDEC)に設置される電子計算組織とは、インターネットを経由しない総合行政ネットワーク回線(LGWAN)を利用して接続する。 (2) コンピュータ事業者通信事務センターに設置される電子計算組織と財団法人地方自治情報センター(LASDEC)に設置される電子計算組織との間は、専用回線(プロトコルSOAP通信で結合し、SSLでの通信内容の暗号化(HTTPSの利用))を利用して接続する。 (3) コンピュータ事業者通信事務センターに設置される電子計算組織とコンビニ店舗のマルチコピー機器との間は、専用回線(プロトコルSOAP通信で結合し、SSLでの通信内容の暗号化(HTTPSの利用))を利用して接続する。		

諮問第4116号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報記録の記録）の規定による諮問

諮問事項	犯罪人名簿の電算処理について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>市町村では、本籍を有する者が、有罪判決を受けた場合、地方検察庁から既決犯罪通知があり、その前科及び犯罪経歴を記録した犯罪人名簿を整備、保管しています。</p> <p>しかし、犯罪人名簿は紙ベースでのみ保管しているため、災害が発生した場合に、情報が滅失するおそれがあります。</p> <p>そこで、戸籍法施行規則の改正に伴い、平成25年10月から、新たに設置される戸籍副本データ管理センターに戸籍副本データを送信、保持させることとするのに合わせて、犯罪人名簿も同様にして、滅失に備えることとしました。</p> <p>これに伴い、犯罪人名簿情報を戸籍システムに入力する電算処理が必要となるため、本諮問により対応するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	個人に関する情報、年月日、裁判所名、内容、備考		
3 個人情報の保護体制	標榜保護体制のとおり。		

諮問第4117号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	管轄法務局への戸籍副本等の送付事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>戸籍は、正本を市町村役場に備え、副本を管轄法務局で保存していますが、大規模かつ広域的災害が発生した場合、市町村役場と管轄法務局は近接していることから正本と副本が同時に滅失するおそれがあります。</p> <p>そこで法務省は、災害時における戸籍の正本と副本の同時滅失を防止するため、戸籍副本データ管理センターを市町村役場から遠く離れた場所に設置し通信回線により戸籍副本データを同センターに送信させ管理させるとして、戸籍法施行規則を改正しました（平成25年10月から全国送信開始）。</p> <p>つきましては、戸籍副本データを通信回線（LGWAN）を通じて戸籍副本データ管理センターに送信するとともに、戸籍事務に付随して市町村が編製する犯罪人名簿台帳及び人口動態調査票台帳データについても合わせて送信するものです。</p>		
2 外部提供する個人情報の項目	<p>(1) 戸籍、除籍、改製原戸籍の情報 個人番号、入籍日、除籍日、氏名、性別、生年月日、現在の戸籍、従前の戸籍、配偶者区分、配偶者の氏名、父・母の氏名、父母との続柄、身分事項、個人の除籍区分、不受理申出の管理、禁治産区分、成年後見登記区分、破産宣告人区分、犯罪人区分、戸籍番号、戸籍事項、届出受付情報、届出人の記録、届出後の戸籍、処分区分、附票の情報、除籍・改正原戸籍の発行用データ、平成改製原戸籍附票発行用データ</p> <p>(2) 人口動態調査票の情報 出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票</p> <p>(3) 犯罪人名簿 個人に関する情報、年月日、裁判所名、内容、備考</p>		
3 外部提供先	法務省		

諮問第418号

条例第7条第2項 (収集等の一般的制限) ただし書の規定による諮問

諮問事項	暴力団排除事務に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	本市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、枚方市暴力団排除条例を平成24年12月に制定し、平成25年4月1日から施行します。		
2 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報収集等	同条例に基づく暴力団排除事務を行うに当たっては、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の収集等をする必要があるため、本諮問によりこれに対応するものです。		
3 暴力団密接関係者の氏名、性別、生年月日、住所、勤務先及び行状	本人以外のものから収集する個人情報の項目 暴力団密接関係者の氏名、性別、生年月日、住所、勤務先及び行状		

諮問第419号

条例第8条第2項第5号 (収集方法の制限) の規定による諮問

諮問事項	暴力団排除事務に係る個人情報の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	本市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、枚方市暴力団排除条例を平成24年12月に制定し、平成25年4月1日から施行します。		
2 本人以外のものから収集する個人情報の項目	同条例に基づく暴力団排除事務を行うに当たっては、暴力団員や暴力団密接関係者に係る個人情報(本人以外のものから収集することがあるため、本諮問によりこれに対応するものです)。		
3 暴力団密接関係者の氏名、性別、生年月日、住所、勤務先及び行状	本人以外のものから収集する個人情報の項目 暴力団員又は暴力団密接関係者の氏名、性別、生年月日、住所、勤務先及び行状		

諮問第420号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	枚方市暴力団排除条例第4条第2項の規定に基づく個人情報の外部提供について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、枚方市暴力団排除条例を平成24年12月に制定し、平成25年4月1日から施行します。</p> <p>同条例第4条第2項では「市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、大阪府に対し、当該情報を提供するものとする。」と規定しており、同規定に基づき提供する当該情報には個人情報も含まれるため、本諮問によりこれに対応するものです。</p>		
2 外部提供する個人情報の項目	暴力団員又は暴力団密接関係者の氏名、性別、生年月日、住所、勤務先及び行状		
3 外部提供先	大阪府警本部、枚方警察署、交野警察署		

諮問第421号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	暴力団排除事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成25年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、枚方市暴力団排除条例を平成24年12月に制定し、平成25年4月1日から施行します。</p> <p>同条例に基づく暴力団排除事務を行うに当たっては、暴力団員や暴力団密接関係者に係る個人情報を収集等する必要があるりますが、事務処理の効率化を図るため、これらの情報を電算処理することとしました。本諮問は、これに対応するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	暴力団員又は暴力団密接関係者の氏名、性別、生年月日、住所、勤務先及び行状		
3 個人情報の保護体制	標準保護体制のとおり。		

枚方市における情報保護体制について

本市では、「枚方市情報セキュリティポリシー」を定めるなどして、以下のように総合的な情報セキュリティ対策を実施しています。

1 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産の損傷、盗難等を防止するために施設整備等の物理的な対策を講じています。

具体的には、以下のとおりです。

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入室管理を行っている。
- (3) 端末機は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管している。保管場所等がない場合は、セキュリティーワイヤーによる施錠等の盗難防止対策を講じている。

2 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、職員に情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施するなどの必要な対策を講じています。

具体的には、以下のとおりです。

(1) 管理体制

最高情報統括責任者（市長）、情報統括責任者（副市長、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者。）、情報セキュリティ責任者（企画財政部長）、情報セキュリティ管理者（各部長、会計管理者、水道局長、市民病院事務局長、市議会事務局長、教育委員会部長＜中央図書館長含む。＞、監査委員事務局長。）システム統括管理者（情報推進課長）、システム管理者（情報システムを使用する課の課長）及びデータ管理責任者（各課長）を置く。

(2) 職員の責務

- ① 業務目的以外には、いかなる理由があっても情報システムを利用しない。
- ② システム管理者の承認を得ずに、端末機等の情報機器の移設、持出しを行わない。
- ③ 異動等により職務が変更となった場合でも、知り得た情報を他に漏らさない。

(3) パスワード管理

- ① パスワードは、口外、メモすることなどにより、他に漏らさない。
- ② パスワードは、端末機に記憶させない。
- ③ パスワードは、定期的に変更している。

(4) セキュリティ教育

- ① 情報セキュリティ責任者は、職員に対し、情報セキュリティの重要性について啓発に努めるとともに、情報セキュリティポリシーに関する研修を定期的実施している。
- ② システム統括管理者及びシステム管理者は、ネットワークに関する情報セキュリティの維持、向上のため、所属する担当職員に対し、必要な研修を実施している。

- ③ データ管理責任者は、利用する情報資産に関する情報セキュリティの理解を高めるため、所属する職員に対し、必要な研修を実施している。

3 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講じています。

具体的には、以下のとおりです。

(1) 認証

- ① 端末機のオペレーティングシステムの起動時には、職員が保有する I C カードによる認証と I D、パスワードの入力を要求する。
- ② 端末機から業務サーバへのアクセスについては、I C カードを利用して接続を制限し、業務に必要なでないデータの閲覧を禁止している。
- ③ 端末機からサーバへのアクセスに際しては、当該端末機とサーバとの間に暗号化通信により保護された仮想の専用ネットワーク（VPN）を生成し、万一の盗聴に対処している。
- ④ 各システムへのアクセスについて、I C カードの挿入確認と各システムが独自で持つ I D、パスワードの入力を要求する。
- ⑤ 端末機からサーバへのアクセスについては、自動的に履歴を記録することにより、責任関係を明確にし、情報の漏洩、毀損等を防止している。

(2) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを、常に最新のものに更新している。

(3) 記録媒体の管理

- ① すべてのデータをサーバ上に保存し、端末機及び移動可能情報媒体（リムーバブルメディア等）へのデータ保存は禁止している。特に、端末機に付属する移動可能情報媒体は、管理職その他あらかじめ許可を受けた職員以外は使用できないよう制御している。
- ② 記録媒体は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管するなどの盗難防止対策を講じている。

(4) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ③ サーバ、端末機等の情報機器を外部事業者によって修理する場合は、原則として庁舎内で作業するものとし、担当職員が立ち会っている。

(5) 端末機の利用

- ① 業務システムで使用するデータはすべてサーバ上に記録し、端末機には、個人情報

を保存していない。

- ② ソフトウェアをインストールする場合は、システム管理者の承認が必要であり、また、インストールするソフトウェアは、業務上必要なもののみを許可している。

(6) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 内部情報系ネットワークから住民情報系ネットワークへの接続及び地域イントラ系ネットワークから内部情報系ネットワークへの接続は、ファイアウォールを設置して制限し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ④ 内部情報系ネットワークから外部インターネット環境への接続は、インターネットの閲覧と電子メールの利用のみに限定している。また、常にウイルスチェックを行っている。
- ⑤ インターネットの閲覧に際しては、選択的にサイトにアクセスするフィルタリングソフト等を用いて制限している。
- ⑥ インターネットの閲覧は、直接サイトにアクセスして行うのではなく、一度読み込んだファイルを自ら保存しておく、いわゆるキャッシュ機能を持ったプロキシ（代理）サーバを介し、時差を作って間接的に行うことにより、安全性を確保している。
- ⑦ 内部情報系ネットワーク・住民情報系ネットワークでは、すべての端末機のアクセス履歴を記録することにより、責任関係を明確にし、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ⑧ システム統括管理者が、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか常に監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

以上の情報保護体制を本市の標準として、今後、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に諮問する際、個人情報の保護体制がこの保護体制と一致する場合は、「標準保護体制のとおり。」とだけ表記するものとします。

また、個人情報の保護体制がこの保護体制と一致しない場合は、どの点が一致しないのかを明らかにした上で、同審議会に諮問するものとします。

枚方市業務システムの外部結合における情報保護体制について

本市では、業務の標準化及び共同化、民間へのアウトソーシング推進による電子自治体の構築を行うべく、外部結合形態別に以下のとおり情報セキュリティ対策を実施します。

外部結合における接続先別回線種別対応表

項番	回線種別	接続先			
		ASP事業者	LGWAN-ASP事業者	第三者公的機関	府立IDC
1	インターネット	×	×	×	×
2	インターネット (SSL)	—	—	タイプA	—
3	VPN + インターネット (SSL)	タイプB	—	—	—
4	VPN + インターネット (FSS)	タイプC	—	—	タイプE
5	LGWAN	—	タイプD	—	タイプD
6	広域ネットワーク	—	—	タイプF	—

*項番1は、インターネット（公衆網）上にセキュリティ対策を施さずにデータ通信を行うもので、現在ではいずれの接続先においても認められるものではありません。

第三者公的機関・・・共同受付センター（国保連合会）、住民基本台帳ネットワーク全国センター等

SSL（Secure Socket Layer）・・・インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信規約。

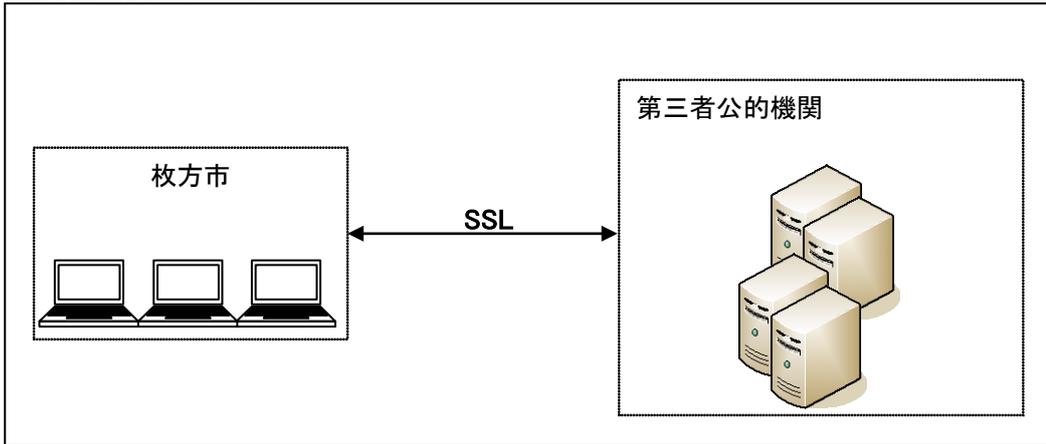
FSS（File Security System）・・・ICカードを使用したPCへの認証機能、データ通信及びファイルの暗号化を行えるソフトウェア。

VPN（Virtual Private Network）・・・公衆回線をあたかも専用回線のように利用できるサービス。

LGWAN（Local Government Wide Area Network）・・・地方公共団体間を相互接続した広域通信網。

広域ネットワーク・・・国保連合会への保険者レセプト管理システムに代表される広域通信網。

(外部結合タイプA)



1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

2 技術的セキュリティ対策

(1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。
- ⑦ セキュリティの重要性を最大限尊重し、SSL通信を滞りなく継続するためにサーバ証明書が保有されている。

(2) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

(3) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。

(4) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

3 人的セキュリティ対策

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

4 本市における技術的セキュリティ対策

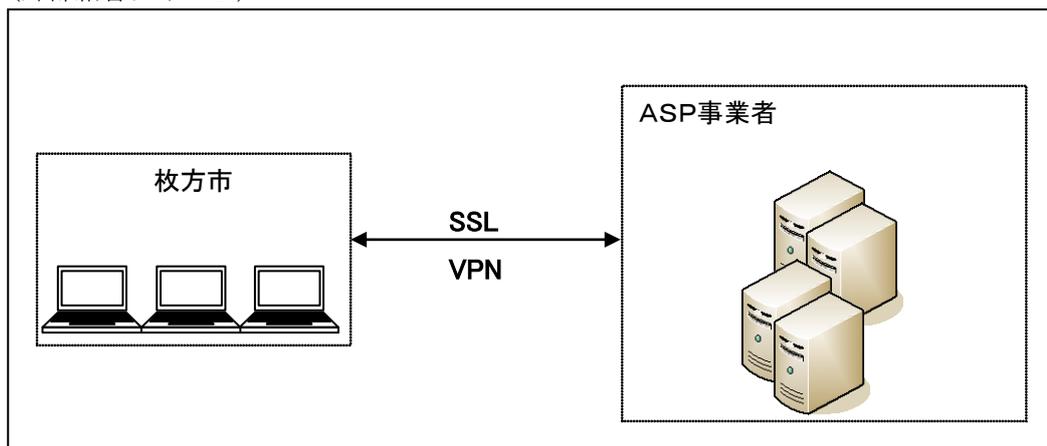
(1) ネットワーク

- ① 庁内に設置された業務端末から、安全かつ確実に相手方に接続するため、ファイアウォールへ業務端末を限定するための端末情報を設定する。

(2) その他

- ① システム実施手順書に端末を限定する旨を記載する。

(外部結合タイプB)



1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

2 技術的セキュリティ対策

(1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。
- ⑦ セキュリティの重要性を最大限尊重し、SSL通信を滞りなく継続するためにサーバ証明書が保有されている。

(2) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

(3) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。

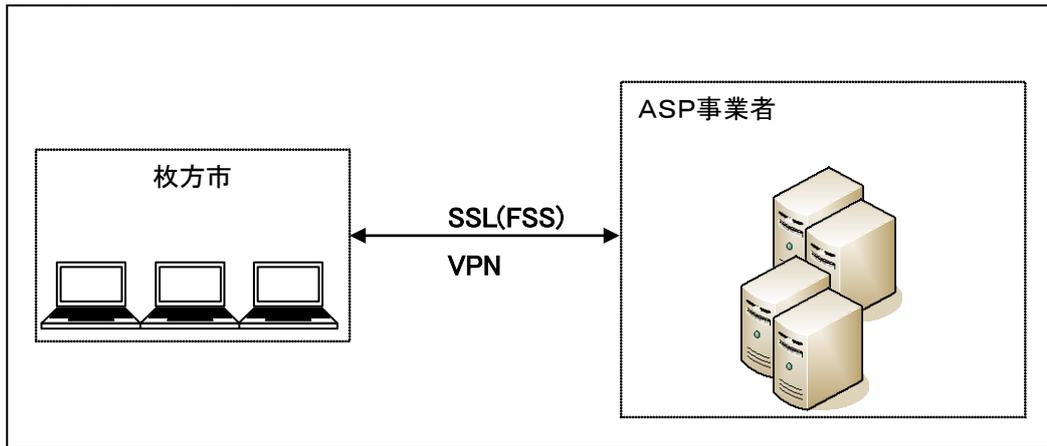
(4) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

3 人的セキュリティ対策

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

(外部結合タイプC)



1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

2 技術的セキュリティ対策

(1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。
- ⑦ セキュリティの重要性を最大限尊重し、SSL通信を滞りなく継続するためにサーバ証明書が保有されている。

(2) 認証

- ① 端末機のオペレーティングシステムの起動時には、職員が保有するICカードによる認証とID、パスワードの入力を要求する。
- ② 端末機から業務サーバへのアクセスについては、ICカードを利用して接続を制限し、業務に必要なでないデータの閲覧を禁止している。
- ③ 端末機からサーバへのアクセスに際しては、当該端末機とサーバとの間に暗号化通信により保護された仮想の専用ネットワーク（VPN）を生成し、万一の盗聴に対処している。
- ④ 各システムへのアクセスについて、ICカードの挿入確認と各システムが独自で持つID、パス

ワードの入力を要求する。

- ⑤ 端末機からサーバへのアクセスについては、自動的に履歴を記録することにより、責任関係を明確にし、情報の漏洩、毀損等に対処している。

(3) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

(4) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。

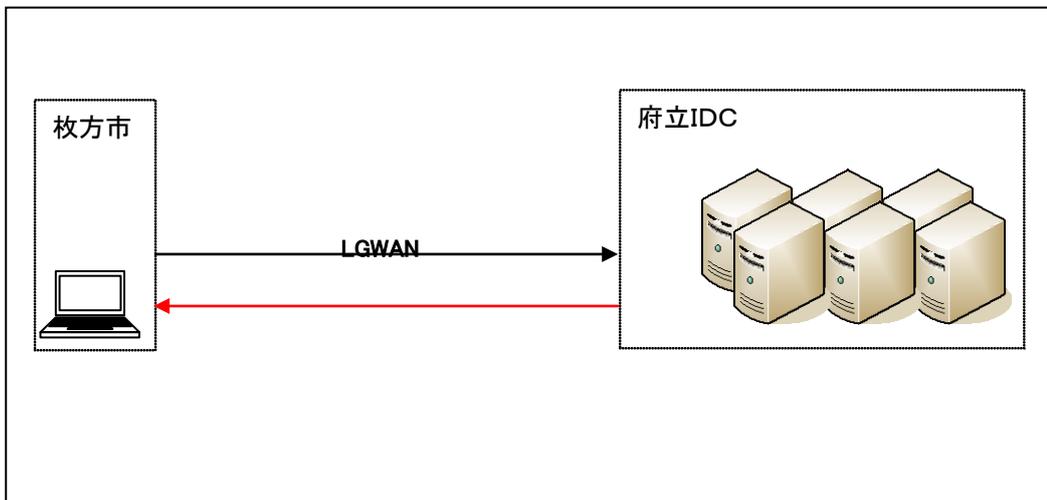
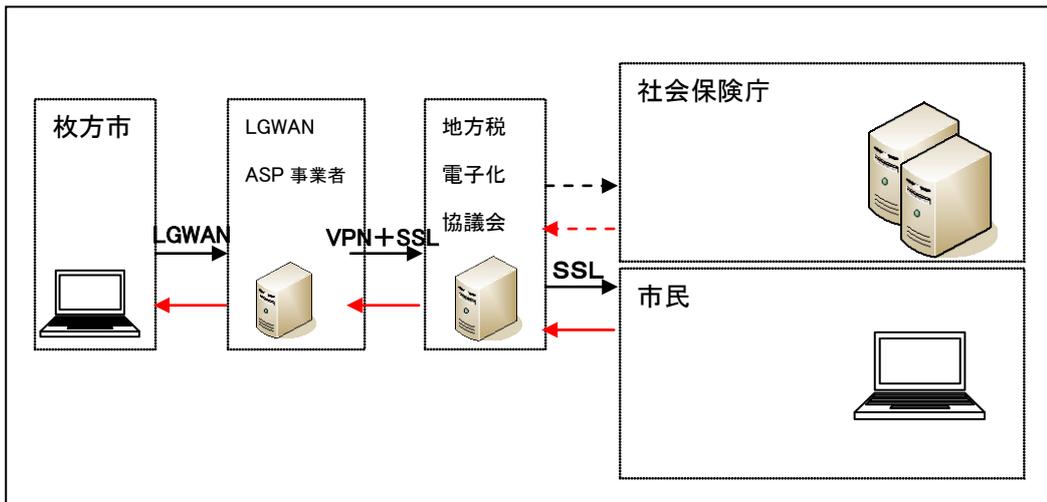
(5) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

3 人的セキュリティ対策

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

(外部結合タイプD)



1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

2 技術的セキュリティ対策

(1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。

⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。

(2) コンピュータウイルス対策

① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

(3) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。

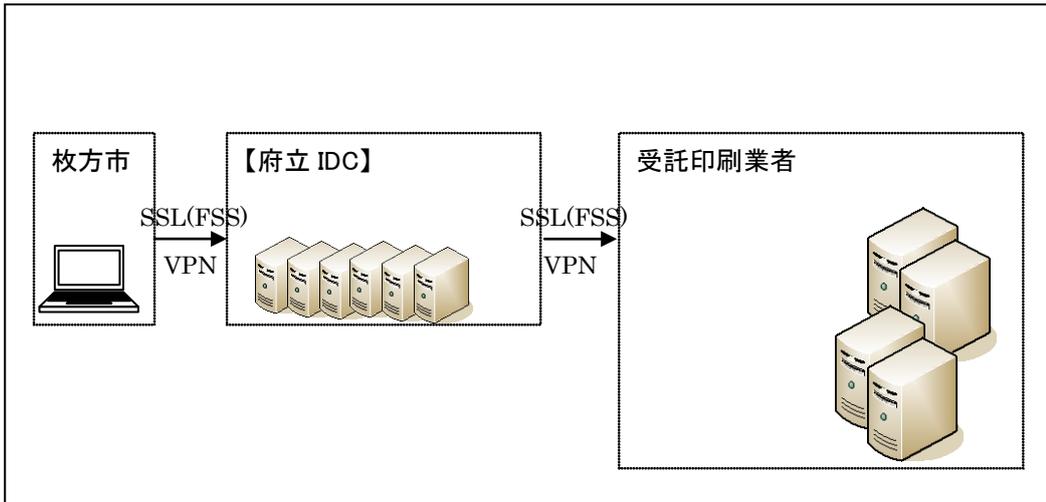
(4) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

3 人的セキュリティ対策

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

(外部結合タイプE)



1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

2 技術的セキュリティ対策

(1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。
- ⑦ セキュリティの重要性を最大限尊重し、SSL通信を滞りなく継続するためにサーバ証明書が保有されている。

(2) 認証

- ① 端末機のオペレーティングシステムの起動時には、府立 IDC が発行する IC カードによる認証と ID、パスワードの入力を要求する。
- ② 端末機から業務サーバへのアクセスについては、IC カードを利用して接続を制限し、業務に必要なデータの閲覧を禁止している。
- ③ 端末機からサーバへのアクセスに際しては、当該端末機とサーバとの間に暗号化通信により保護された仮想の専用ネットワーク（VPN）を生成し、万一の盗聴に対処している。

- ④ 各システムへのアクセスについて、ICカードの挿入確認と各システムが独自で持つID、パスワードの入力を要求する。
- ⑤ 端末機からサーバへのアクセスについては、自動的に履歴を記録することにより、責任関係を明確にし、情報の漏洩、毀損等に対処している。

(3) 暗号化

- ① 府立IDCが発行するICカードには、秘密鍵を保持させ、ワンタイムによるパスワードを生成する。

(4) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

(5) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないように、記録された情報をすべて消去している。

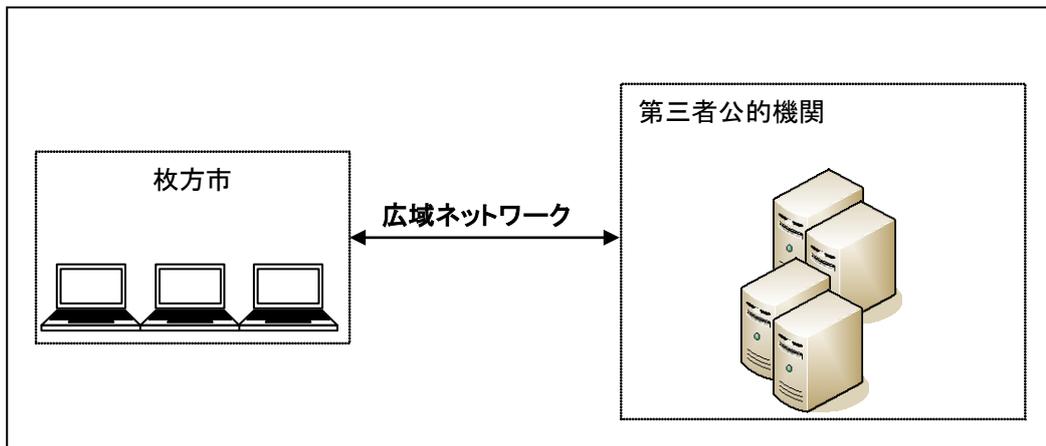
(6) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。
- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

3 人的セキュリティ対策

- ① 事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ② 従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③ 業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

(外部結合タイプF)



1 物理的セキュリティ対策

厳密な施錠、入退室管理の実施

- (1) サーバは、専用の部屋（以下「サーバ室」）に設置されている。
- (2) サーバ室は、不正な侵入を防止するため、施錠設備を設けるとともに、その鍵を適正に管理し、また適正な入退室管理を行っている。

2 技術的セキュリティ対策

(1) 保管管理

- ① データセンターでのデータの保管管理が適正に行われている。
- ② ネットワーク上で、瞬時にバックアップ出来るような技術的措置が講じられている。
- ③ 地方公共団体の庁舎内に管理者用端末を設置し、ユーザ ID、パスワードの設定、アクセス管理等を地方公共団体が管理できる。
- ④ ログの保存、更新履歴の確認等、厳密なアクセス管理が実施されている。
- ⑤ 電子文書の更新履歴の確認がされている。
- ⑥ 電子文書の盗難、漏洩、改ざんを防止する措置が実施されている。

(2) コンピュータウイルス対策

- ① 情報システムにコンピュータウイルス対策ソフトを導入するなどの適切なウイルス対策を講じ、コンピュータウイルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新のものに更新している。

(3) 機器等の廃棄及び修理

- ① サーバ、端末機等の情報機器を廃棄する場合は、内蔵されたハードディスク等の補助記憶装置に記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。
- ② 記録媒体を廃棄する場合は、記録されたすべての情報を第三者に再生されないことがないよう、記録された情報をすべて消去している。

(4) ネットワーク

- ① ネットワークを構築・運用する上で、高度なセキュリティ対策を必要とするネットワーク機器は、サーバ室に設置している。
- ② ネットワークには、不正アクセスを防止する機能としてファイアウォール、監視する機能として侵

入検知装置等を設置し、情報の漏洩、毀損等を防止している。

- ③ 常に、ネットワークの情報セキュリティが確保されているか監視し、ネットワークへ接続している機器に関して、管理簿を作成し、これを最新の状態で管理している。

3 人的セキュリティ対策

- ①事故報告等緊急時の措置が講じられている。
- ②従事者に対するセキュリティ教育を実施している。
- ③業務上知りえた情報の守秘義務を課している。

情個審答申第 43 号

平成24年8月30日

枚方市議会

議長 三島 孝之 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松本 哲治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年3月26日付け枚議事第690号により諮問のあった公文書不存在決定（平成24年1月12日付け枚議事第532-3号）に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市議会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件異議申立ての経過

1 公開の請求

平成23年12月29日、異議申立人は、枚方市情報公開条例（以下「条例」という。）8条の規定に基づき、実施機関に対し、「議会報編集委員会中に事務局員がとったメモ。 ※平成23年4月以降 ※個人情報及び印影は除く。」の閲覧と写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

平成24年1月12日、実施機関は、本件請求に対し、以下の理由に基づき公文書不
存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（公文書不存在の理由）

議会報編集委員会中において事務局職員がとったメモのうち、本市議会の管理に属しているものは存在しないため。

3 異議申立て

平成24年3月12日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法5条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第三 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、事務局員がとったメモを公開することの決定を求める。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立書、決定理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述を総合すると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、議会報編集委員会中に事務局員がとったメモは、事務局員が個人的に作成し、かつ、管理している備忘のメモであるため、条例上の情報に該当しないと主張している。異議申立人も、職員の個人的なメモは情報公開請求の対象とならないと考えるが、個人が作成したメモが、組織において業務上必要なものとして利用・保存されてい

れば、情報公開請求の対象となると考える。

- 2 議会報編集委員会に出席した事務局員は、委員のやり取りなどを詳細にメモし、それをもとに議会報案を作成し、その案をもとにして議会報編集委員会として議会報を作成しているのが実態であるから、事務局員がとったメモは、職務の遂行に係る文書である。
- 3 情報公開法は、①職員が職務上作成・取得し、②組織的に用いられ、③実施機関として保有している文書を行政文書と定義しているので、行政文書と個人のメモは、これら3つの要件を満たすかどうかによって区別される。これを議会報編集委員会中に事務局員がとったメモについて当てはめると、①事務局員が職務を遂行するためにとったメモであることは間違いなく、②議会報案を作成するために用いられていることから、組織的に用いられていることは明らかであり、③議会報案を作成するために事務局員が保管していること、また、議会報編集委員会とも密接な関係にあることから、実質的に実施機関が保有していると解釈すべきである。
- 4 条例3条は「実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない」と定めている。また、これまでの長い情報公開請求運動を通じて、職員のメモの公開は、今や当たり前に行われるようになってきている。
- 5 以上のことから、実施機関は速やかに事務局員がとったメモを公開すべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の公文書不存在通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例5条1項の規定に基づき公開を請求することができる「情報」とは、条例2条1号において、「実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真で、実施機関が管理しているものに記録されているものをいう」とされている。
- 2 異議申立人は、議会報編集委員会中に事務局員がとったメモが、実施機関が職務上作成した文書に当たると主張するが、「実施機関が管理しているもの」という要件を欠くものについては、条例上の「情報」に該当しない。
- 3 「実施機関が管理しているもの」の解釈は、枚方市が発行する「情報公開事務及び個

人情報保護事務の手引」によれば、「文書取扱規程等に基づき、現に実施機関が保管・保存しているものをいう」とされ、また、「実施機関の職員が自己の職務を遂行する過程で作成した備忘的なメモ等は、公的管理に属さないものであり、通常はこの条例の対象とならない」とされている。

- 4 これを本件処分についてみると、「議会報編集委員会中に事務局員がとったメモ」は、文書取扱規程等に基づくことなく、事務局職員が個人的に作成し、かつ、管理している備忘的なメモであるため、条例上の「情報」には該当しない。

さらに、前述の手引では、「ただし、他の公文書に添付されている場合や供覧に付した場合は、公的に管理しているものであるので、この条例の対象となる」と付記されているが、実地に調査を行った結果、本件においては、そのような特別の事情も存在しない。

- 5 以上のことから、実施機関は、本件処分の理由として「議会報編集委員会中において事務局員がとったメモのうち、本市議会の管理に属しているものは存在しないため」としたものである。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 対象文書の存否について

議会報編集委員会は、枚方市議会報発行規程7条の規定に基づき、議会報の編集及び発行に関する必要な事項を協議するため、議長をはじめとする数名の市議会議員を委員として設置されている合議体で、その事務局は市議会事務局の職員が務めている。

議会報編集委員会における事務局の役割について実施機関に説明を求めたところ、事務局は、「議会報」及び議会報発行規程15条の規定に基づく会派への協議内容の周知を補完するものとして作成する「議会報決定通知」の案をそれぞれ作成し、これらを議会報編集委員会に資料として提出して、委員による協議の用に供しているとのことであった。

これらの資料は、その性質上、議会報編集委員会における協議の内容を反映したものである必要があるため、その作成の用に供するため、事務局員が議会報編集委員会中に何らかのメモをとったことは想像に難くない。しかし、そのようなメモが存在するとしても、それは、あくまでも自己の職務を遂行する過程で作成した備忘的なメモにとどまるものであって、そのメモ自体を委員の協議の用に供している訳ではないとの実施機関

の説明は、実施機関の説明からうかがわれる議会報編集委員会における協議の態様が、事務局が作成した議会報あるいは議会報決定通知の案に基づいてなされる比較的簡略なものであることを前提とすれば、必ずしも不合理なものということとはできない。また、それらのメモの用途、性質から、メモそのものを委員の閲覧に供したことも、簿冊に綴ったこともないとの実施機関の説明についても、これに反する事実を推認させる特段の事情はない。

以上のことから、議会報編集委員会中に事務局員がとったメモのうち、実施機関が管理しているものと判断することはできない。

2 結論

以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

3 付言

本件処分に対する当審査会の判断は以上のとおりであるが、本件審査の過程において、実施機関から議会報編集委員会における会議に関しては会議録を作成していない旨の説明があったので、そのことに関し当審査会として一言付言しておく。

本市の市長の事務部局では、公文書管理の目的が果たされるよう、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」を定め、市長の附属機関たる審議会や庁内委員会の会議録の作成を義務付けているが、実施機関においては、本会議及び議会委員会の会議録の作成に関しては枚方市議会会議規則及び枚方市議会委員会規則において規定されているものの、それ以外の議会の規程で設置する会議体の会議に係る会議録の作成に関する明確な規定は認められない。

しかしながら、元来、公文書管理の目的とするところは、過去の意思決定過程や事務・事業の実績の記録が容易に利用できるようになり、行政における適正な運営とともに、業務の効率に資することであり、ひいては、行政が行う諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることにある。

昨年3月に発生した東日本大震災に対応するために国において設置された会議の一部において、議事録や議事概要の作成がなされていなかったとの指摘があったことは記憶に新しいところであり、公文書の果たす役割の観点からは、議会における活動についても、一定の範囲で記録されることが期待されているものとする。

当審査会としては、一律に会議録や議事概要の作成を義務付けることを求めるものではないが、実施機関に対し、公文書の果たす役割を考慮し、必要な検討を行うよう要望するものである。

第七 審査会の処理経過

開催年月日	処理内容
平成24年 3月26日	諮問書の收受
平成24年 4月20日	決定理由説明書の收受
平成24年 5月24日	決定理由説明書に対する意見書の收受
平成24年 7月30日	事案説明並びに異議申立人及び実施機関の意見聴取
平成24年 8月30日	審査・答申

6. 条例及び施行規則

枚方市情報公開条例

平成9年12月15日
条例第23号

改正 平成10年3月27日条例第9号
平成11年12月24日条例第35号
平成16年3月31日条例第12号
平成19年6月29日条例第22号
平成22年12月9日条例第36号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 情報の公開（第5条—第13条）
 - 第3章 救済手続（第14条）
 - 第4章 情報公開の総合的な推進（第15条）
 - 第5章 雑則（第16条—第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気テープ、マイクロフィルムその他これらに類するものから出力され、又は採録されたものを含む。）で、実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記録されているものをいう。
- (2) 情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情

報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 情報の公開

(情報の公開の請求)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて情報の公開に努めるものとする。

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができる」とされている情報
 - ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ハ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
 - ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報
- (2) 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報
 - ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報
- (4) 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの

- (5) 公開しないとの約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの
- (6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの
- (7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの
- (8) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの
(部分公開)

第7条 実施機関は、情報の公開の請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(公開の請求手続)

第8条 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 請求に係る情報の内容その他情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による請求を代理人により行おうとするときは、請求書に代理人の氏名及び住所を併記しなければならない。

(説明及び助言)

第9条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、当該請求に係る情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、第8条の規定による請求があつたときは、当該請求が到達した日から起算して15日以内に、当該請求に係る情報の公開をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して45日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を同項の請求をしたもの（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る情報の公開をしない旨の決定（第7条の規定により情報の一部を公開しない場合及び公文書が不存在であるため情報を公開できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に第1項の決定をしないときは、情報の公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、公開の請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ニ又は同条第3号ただし書の規定により当該情報の公開をしようとするときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により手続をとった場合において、当該情報の公開をするときは、情報の公開の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に公開しなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知しなければならない。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、情報の公開をすることにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第7条の規定による情報の公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（手数料及び費用負担）

第13条 情報の公開に係る手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1項に規定する情報の公開の請求の場合 無料

(2) 第5条第2項に規定する情報の公開の申出の場合 1件につき300円

2 前項に定めるもののほか、請求者又は第5条第2項の規定により情報の公開の申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項に規定する写しを含む。）の交付により情報の公開を受けた場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 救済手続

（救済手続）

第14条 実施機関は、第10条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進）

第15条 実施機関は、この条例に定める情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

第5章 雑則

（市長の調整）

第16条 市長は、市長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

（出資法人への要請）

第17条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

（指定管理者の情報公開）

第17条の2 公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理業務に関し保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設の管理業務に関する文書であって実施機関が保有していないものについて閲覧又は写しの交付の求めがあったときその他必要があると認めるときは、当該公の施設の指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

（運用状況の公表）

第18条 市長は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

（他の制度との調整）

第19条 この条例は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手續が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として保有する情報については、適用しない。

（検索資料の作成等）

第20条 実施機関は、情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則〔平成10年3月27日条例第9号〕

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成11年12月24日条例第35号〕

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の〔中略〕枚方市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は申出に係る手数料について適用し、同日前の申請又は申出に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則〔平成16年3月31日条例第12号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平成19年6月29日条例第22号〕

- 1 この条例は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた情報の公開の請求その他の行為について適用し、同日前になされた情報の公開の請求その他の行為については、なお従前の例による。

附 則〔平成22年12月9日条例第36号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

改正 平成12年3月31日規則第30号
平成17年3月31日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開の請求手続)

第2条 条例第8条第1項の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(情報の公開の請求書の記載事項)

第3条 条例第8条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公開の方法

(2) 次に掲げる請求者の区分に応じ、それぞれに定める事項

イ 条例第5条第1項第2号に掲げるもの そのものが本市の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 条例第5条第1項第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 条例第5条第1項第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

ニ 条例第5条第1項第5号に掲げる者 その市税の税目名

ホ 条例第5条第1項第6号に掲げるもの 実施機関が行う事務事業に関してそのものが有する利害関係の内容

(情報の公開の請求に係る決定期間の延長通知)

第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

(情報の公開の請求に係る決定の通知)

第5条 条例第10条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 情報の公開をする旨の決定をした場合 公開決定通知書（様式第3号）

(2) 情報の部分公開をする旨の決定をした場合 部分公開決定通知書（様式第4号）

(3) 情報の公開をしない旨の決定をした場合 非公開決定通知書（様式第5号）

(4) 情報の公開の請求のあった公文書が存在しない場合 公文書不存在通知書（様式第6号）

(第三者に対する通知)

第6条 条例第11条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開請求通知書（様式第7号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報公開請求意見書（様式第8号）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第11条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。

3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書（様式

第9号)により行うものとする。

(情報の公開の申出)

第7条 情報の公開の申出は、情報公開申出書(様式第10号)により行うものとする。

2 情報の公開の申出に対する回答は、情報公開申出回答書(様式第11号)により行うものとする。

(情報の公開の実施方法等)

第8条 条例第12条第1項の規定による情報の公開(郵送により写しを交付する場合を除く。)は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 情報の公開は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付

(2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

(3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付

(4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

3 実施機関は、閲覧による情報の公開を受ける者が当該閲覧に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

4 情報の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る公文書1件につき原則として1部とする。

(手数料及び費用負担)

第9条 条例第13条に規定する手数料及び費用は、情報の公開までに前納しなければならない。

2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

(出資法人)

第10条 条例第17条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第18条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

(1) 情報の公開の請求及び決定の状況

(2) 不服申立ての状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 [平成12年3月31日規則第30号]

この規則は、公布の日から施行する。 [後略]

附 則 [平成17年3月31日規則第21号]

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

枚方市個人情報保護条例

平成9年12月15日
条例第24号

改正 平成10年3月27日条例第9号
平成16年3月31日条例第12号
平成17年3月10日条例第5号
平成22年12月9日条例第36号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個人情報の収集等の制限（第7条—第10条）
- 第3章 個人情報の適正管理（第11条—第15条）
- 第4章 自己情報の開示等（第16条—第25条）
- 第5章 救済手続（第26条）
- 第6章 雑則（第27条—第32条）
- 第7章 罰則（第33条—第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（法人その他の団体の役員に関するもの及び事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (3) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管又は利用をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の収集等を行うに際しては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し、教育及び研修を行い、その指導及び監督に当たらなければならない。

3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、個人情報の収集等をするときは、個

個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようないことがあってはならない。

第2章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めに基づくとき、又は実施機関が枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信仰に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のもから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより本人以外のもから個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

4 法令、条例、規則等の規定に基づき、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為をする場合は、第1項の規定による収集があったものとみなす。

(目的外利用の制限)

第9条 実施機関は、前条第1項に規定する収集目的の範囲を超える実施機関内又は実施

機関相互における個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより目的外利用をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項第5号の規定により目的外利用をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

（外部提供の制限）

第10条 実施機関は、第8条第1項に規定する収集目的の範囲を超える市以外のものへの個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより外部提供をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

第3章 個人情報の適正管理

（個人情報ファイルの作成等）

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に当たり、個人情報ファイル（所定の様式に従って個人情報が記録されている台帳、名簿等であって氏名、番号等により個人を特定することができる個人情報の集合体をいう。以下同じ。）を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、この限りでない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報ファイルの名称
- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的

- (5) 記録する個人情報の項目
- (6) 記録の対象となる個人の範囲
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告するとともに、公表し、市民の閲覧に供さなければならない。

(適正な維持管理)

第12条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保管する個人情報について、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする
- こと。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 必要でなくなった個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(委託業務の適正管理)

第13条 実施機関から個人情報の処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた処理業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の処理業務の委託に当たっては、受託者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理業務の適正管理)

第13条の2 実施機関から個人情報の処理業務を伴う公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、前項の指定に当たっては、指定管理者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(電子計算組織による個人情報の記録)

第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 実施機関は、第7条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、法令等に定めがある場合その他正当な行政執行のために必要でありその権限の範囲内で行われる場合は、審議会の意見を聴いて、電子計算組織に記録することができる。

(電子計算組織の結合の禁止)

第15条 実施機関は、個人情報処理に当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第4章 自己情報の開示等

(開示の請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、公文書(枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されている自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されているもの
- (2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの
- (3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認められたもの

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

(訂正の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第18条 何人も、実施機関に対し、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定による制限を超えて、自己情報の収集がされたと認めるときは、その削除を請求することができる。

(中止の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、第9条第1項又は第10条第1項の規定に反して、自己情報の目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)がされていると認めるときは、その中止を請求することができる。

(開示等の請求手続)

第20条 第16条の規定による開示、第17条の規定による訂正、第18条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用等の中止(以下「自己情報の開示等」という。)の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければな

らない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は規則で定める代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(説明及び助言)

第21条 自己情報の開示等を請求しようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(開示等の請求に対する決定及び通知)

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して、開示の請求にあっては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して、開示の請求にあっては45日を、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を同項の請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示等をしない旨の決定（第16条第3項の規定により自己情報の一部を開示しない場合及び当該自己情報が不存在であるため開示できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に第1項の決定をしないときは、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(第三者保護に関する手続)

第23条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該自己情報を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項により手続をとった場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、自己情報の開示等を行わなければならない。

2 自己情報の開示は、当該開示の請求に係る自己情報が記録されている公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、その公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。

(費用負担)

第25条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、公文書の写し(前条第3項に規定する写しを含む。)の交付により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第5章 救済手続

(救済手続)

第26条 実施機関は、第22条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

第6章 雑則

(市長の調整)

第27条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第28条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 実施機関は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整)

第30条 この条例は、法令又は他の条例の規定により自己情報が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付、記載の訂正若しくは記録の削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として管理される個人情報については、適用しない。

(事業者に対する指導、勧告等)

第31条 市長は、事業者が第4条の規定に著しく反する行為を行っているとき、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めた後に、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第33条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る個人情報ファイルであって、特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 受託者又は指定管理者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 第33条、第34条及び前条の規定は、枚方市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第38条 偽りその他不正の手段により、第22条第1項の決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条から第10条まで、第14条及び第16条の規定中審議会の意見を聴くことに関する部分は、同年4月1日から施行する。

(枚方市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 枚方市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和57年枚方市条例第38号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が保管している個人情報ファイルの届出に関する第11条第1項の規定の適用については、同項中「作成しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に作成しているときは」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の相当規定により行った個人情報の収集等とみなす。

附 則〔平成10年3月27日条例第9号〕

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成16年3月31日条例第12号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平成17年3月10日条例第5号〕

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成22年12月9日条例第36号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

改正 平成12年3月31日規則第30号
平成16年3月31日規則第22号
平成17年3月31日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集の手続)

第2条 条例第8条第3項の規定による通知は、個人情報収集通知書（様式第1号）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(目的外利用の手続)

第3条 条例第9条第1項ただし書の規定により目的外利用をしようとする課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の長は、個人情報目的外利用依頼書（様式第2号）を当該個人情報を保管する課の個人情報管理責任者（第8条に規定する個人情報管理責任者をいう。次項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭によることができる。

2 個人情報管理責任者は、前項の依頼を承認したときは、個人情報目的外利用承認書（様式第3号）により目的外利用をしようとする課の長に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定により依頼を受けたときは、口頭によることができる。

(外部提供の手続)

第4条 実施機関は、条例第10条第1項ただし書の規定により外部提供をするときは、国又は他の地方公共団体からの照会の場合を除き、次に掲げる事項（使用の目的等により該当のない事項を除く。）について条件を付した覚書を作成するものとする。ただし、緊急その他やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 使用期間終了後の返還義務及び廃棄義務
- (5) 使用又は保管に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、外部提供を受けたものが前項各号に掲げる条件に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、必要な措置を命ずるものとする。

(目的外利用等の記録票の作成)

第5条 実施機関は、目的外利用等（目的外利用をさせ、又は外部提供をすることをいう。）を行ったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに個人情報目的外利用等記録票（様式第4号）を作成するものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体からの照会である場合

- (2) 個人情報目的外利用承認書を作成している場合
(目的外利用等の通知)

第6条 条例第9条第2項又は条例第10条第2項の規定による通知は、個人情報目的外利用等通知書(様式第5号)により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(個人情報ファイルの届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル届出書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の収集の方法及び時期
- (2) 個人情報ファイルの記録形態等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第11条第2項の規定による届出は、個人情報ファイル(廃止・変更)届出書(様式第7号)により行うものとする。

4 条例第11条第3項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。
(個人情報管理責任者)

第8条 条例第12条の個人情報管理責任者は、市長部局の職制に関する規則(平成15年枚方市規則第38号)第3条第1項の表に規定する課長の職にある者(これに相当する職を含む。)をもって充てる。

(処理委託等の条件)

第9条 実施機関は、条例第13条第2項の個人情報の処理業務の委託又は条例第13条の2第2項の指定に当たっては、次に掲げる事項(契約の性質又は目的により該当のない事項を除く。)について条件を付すものとする。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 提供資料の返還義務
- (5) 事務管理に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 再委託等の禁止又は制限
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- (9) 前各号の条件に違反した場合の契約解除に関する事項

(自己情報の開示等の請求手続)

第10条 条例第20条第1項の規定による請求は、自己情報開示等請求書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第20条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 請求の区分
- (2) 訂正、削除又は中止の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第20条第2項の規則で定める代理人は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本人が未成年者又は成年被後見人であるとき 法定代理人

(2) 本人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認めるとき 実施機関が適当と認める代理人

4 条例第20条第2項に規定する本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類

(2) 代理人が請求する場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、委任状等代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類
(自己情報の開示等の請求に係る決定期間の延長)

第11条 条例第22条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

(自己情報の開示等の請求に係る決定の通知)

第12条 条例第22条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 開示等決定通知書（様式第10号）

(2) 自己情報の部分開示等をする旨の決定をした場合 部分開示等決定通知書（様式第11号）

(3) 自己情報の開示等をしない旨の決定をした場合 非開示等決定通知書（様式第12号）

(4) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が存在しない場合 自己情報不存在通知書（様式第13号）

(第三者に対する通知)

第13条 条例第23条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示請求通知書（様式第14号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報開示請求意見書（様式第15号）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第23条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。

3 条例第23条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書（様式第16号）により行うものとする。

(自己情報の開示の実施方法等)

第14条 条例第24条第2項の規定による自己情報の開示（郵送により写しを交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 自己情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付

- (2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付
 - (3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付
 - (4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付
- 3 実施機関は、閲覧による開示を受ける者が自己情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。
- 4 条例第24条第4項の規定による通知は、訂正等通知書（様式第17号）により行うものとする。
- 5 自己情報の開示をする場合において、自己情報の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る自己情報が記録されている公文書1件につき原則として1部とする。
（写しの交付に要する費用）

第15条 条例第25条第2項に規定する自己情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、自己情報の開示までに前納しなければならない。

- 2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。
（出資法人）

第16条 条例第28条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第17条 条例第29条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 個人情報ファイルの届出等の状況
- (2) 電子計算組織に記録している個人情報の記録項目の概要
- (3) 電子計算組織による主な事務処理状況
- (4) 開示等の請求及び決定の状況
- (5) 不服申立ての状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 [平成12年3月31日規則第30号]

この規則は、公布の日から施行する。ただし、[中略]第10条第3項第1号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 [平成16年3月31日規則第22号]

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 [平成17年3月31日規則第21号]

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、枚方市情報公開条例（平成 9 年枚方市条例第23号）第 2 条第 3 号及び枚方市個人情報保護条例（平成 9 年枚方市条例第24号）第 2 条第 2 号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の諮問に応じ、調査審議し、及び答申する。

- (1) 枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項について、実施機関の諮問がない場合であっても、調査審議し、及び実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(関係者に対する協力要請)

第 4 条 審議会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

第 5 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年枚方市条例第25号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の者の同意があったときは、非公開とすることができる。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第5条 審議会の議事は、会議録として記録しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(担当事務)

第 2 条 審査会は、枚方市情報公開条例（平成 9 年枚方市条例第23号）第14条第 1 項又は枚方市個人情報保護条例（平成 9 年枚方市条例第24号）第26条第 1 項に規定する不服申立てについて審査する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(関係者に対する協力要請)

第 4 条 審査会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、不服申立人、枚方市情報公開条例第 2 条第 3 号及び枚方市個人情報保護条例第 2 条第 2 号に規定する実施機関の職員その他関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の非公開)

第 5 条 審査会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第 6 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年10月 1 日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 9 年枚方市条例第 26 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第 5 条 審査会の議事は、会議録として記録しなければならない。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(設置等)

第 1 条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第 3 条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第 6 条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成する

ことができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則 [平成24年9月13日公布]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～4 [略]

別表(第1条、第2条関係)

1 市長の附属機関

名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
枚方市情報公開・個人情報保護審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 枚方市個人情報保護条例(平成9年枚方市条例第24号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項	15 人 以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審査会	枚方市情報公開条例第10条第1項及び枚方市個人情報保護条例第22条第1項の決定についての不服申立てに関する審査	5 人 以 内	学識経験を有する者	

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況
平成25年10月
編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
電話 072-841-1221
FAX 072-841-3039
<http://www.city.hirakata.osaka.jp>